

県立学校教育振興計画
基本計画

平成19年12月

富山県県立学校教育振興計画策定委員会

目 次

はじめに	1
第 I 部 県立高校における教育振興について	3
第 1 章 県立高校教育の現状とこれからの教育の在り方	4
第 1 節 県立高校教育の現状と課題	4
1 中学校卒業予定者数の減少と学校の小規模化	4
2 生徒の多様化	7
第 2 節 今後求められる能力等と高校教育の在り方	7
第 3 節 県立高校教育の一層の充実に向けた方策等	8
1 日常的な教育活動の充実	9
2 教育形態・方法等の改善・充実	13
3 学校の形態・仕組みの革新	16
第 2 章 実効性のある取り組みの推進	31
第 1 節 県教育委員会と学校の役割分担	32
第 2 節 目標の明確化と条件整備	32
1 県教育委員会における目標の明確化と条件整備	32
2 各学校における目標の明確化と取り組みの推進	33
第 3 節 実効性を持たせるための改善・工夫	33
第 3 章 県立高校の望ましい規模と配置	35
第 1 節 学校の規模と配置に係る基本的な考え方	35
1 募集定員等	35
2 望ましい学校規模と学校数	36
3 学科の構成と定員割合	42
第 2 節 学校の配置	50
1 新しいタイプの高校の設置	50
2 既存の学校・学科の配置	52
第 3 節 再編計画	55
1 再編の進め方	55
2 再編基準	55
3 再編数	56

第Ⅱ部 特別支援学校における教育振興について	57
第1章 特別支援学校における現状と課題	58
第1節 県全体の現状と課題	58
1 学校の配置の偏り	58
2 在籍する幼児児童生徒数の増加傾向	59
第2節 障害種別ごとの現状と問題点及び課題	60
1 盲学校（視覚障害）	60
2 聾学校（聴覚障害）	61
3 知的障害養護学校	62
4 肢体不自由養護学校	64
5 病弱養護学校	65
第2章 特別支援学校の再編・配置	66
第1節 特別支援学校の再編と配置	66
1 盲学校（視覚障害）	66
2 聾学校（聴覚障害）	67
3 知的障害養護学校	68
4 肢体不自由養護学校	68
5 病弱養護学校	69
第2節 新たな教育の場の設置	71
1 高等養護学校の新設	71
2 県立高校等の空き教室等を活用した養護学校分教室等の配置	71
第3章 再編・配置計画	73
第1節 進め方	73
第2節 留意点	73
おわりに	74
（参考） 策定委員会及び各小委員会の検討経過等	75
富山県県立学校教育振興計画策定委員会設置要綱	76
富山県県立学校教育振興計画策定委員会委員名簿	78
・ 県立高校の教育形態等検討小委員会	
・ 学科構成等検討小委員会	
・ 特別支援学校等検討小委員会	
・ 地域小委員会	

はじめに

富山県県立学校教育振興計画策定委員会（以下「本委員会」という。）は、少子高齢化、グローバル化、情報化など社会の急激な変化や、生徒の価値観・進路意識の多様化などの状況を踏まえ、中長期の視点に立って、全日制・定時制など県立高校の在り方及び特別支援学校と県立高校の連携など県立学校の在り方について、専門的かつ総合的に検討することを目的に、平成 18 年 5 月に設置された。

本委員会では、「①生徒の多様な個性や学習ニーズに対応した県立高校の教育の充実に関すること」、「②生徒減少期における県立高校の望ましい規模や配置など生徒の学習環境の整備に関すること」、「③特別支援学校と県立高校の連携など県立学校における障害のある児童生徒の学習環境の整備に関すること」など県立学校教育振興に関する事項について、様々な観点から検討・協議してきたところであるが、ここに、これまでの検討内容を取りまとめ、県立学校教育振興計画 基本計画（以下「基本計画」という。）として報告するものである。

本県の県立高校教育は、昭和 23 年の新制高校発足以来、時代の進展に伴う社会の諸情勢に的確に応えるとともに、数多くの富山県を支える人材を輩出するなど、大きく発展し、常に県民からの厚い信頼を受けてきた。

しかしながら、近年の、少子化に伴う中学校卒業生数の急激な減少や、厳しい社会経済情勢、生徒の多様化など、本県県立高校教育を取り巻く課題は多い。とりわけ、中学校卒業生数の長期にわたる急激な減少に関しては、これまで学校の再編統合を行わず、各学校の学級数を減らすことで対応してきたが、生徒の学習環境の質の保障や、各学校における教育活動の維持に必要な運営費等の確保などの面においては、限界にきていると言わざるを得ない。

一方、将来を担う生徒が急激に減少する中であって、県立高校教育が果たすべき役割はこれまで以上に重要になってきている。高校生に今後求められる能力等の育成など、将来の社会を支え、切り拓いていく人材を育成するため、県立高校においては、将来に向けて、より効果的な教育の実現を図っていくことが喫緊の課題となっている。

このため、長期的な視点に立って、望ましい学校の規模と配置など将来を担う生徒を育成するための教育環境の整備等について、早急に取り組んでいくことが求められている。

また、特別支援教育については、障害のある子どもたちに対し、その障害の状態、特性に応じて、特別の配慮のもとに手厚くきめ細かい教育を実施して、子どもたちの能力を最大限に伸ばし、積極的に社会参加するための基盤となる生きる力を培うという重要な役割を担ってきた。

しかしながら、国の制度等が見直される中、一方では、特別支援学校の配置や在籍する幼児児童生徒数の増加などに係る様々な課題が表面化しており、今後の特別支援学校の在り方についても、早急に検討することが求められている。

こうした県立学校を取り巻く状況を踏まえ、本委員会においては、「魅力と活力ある教育の実現」、「将来の富山を担う若者の育成」等の観点に立ち、県立学校教育の一層の改善・充実を図るための方策等について検討・協議を重ねてきた。

これまでの検討・協議においては、県立高校の教育形態等検討小委員会、学科構成等検討小委員会、特別支援学校等検討小委員会、地域小委員会の4つの小委員会を設け、専門的な事項について十分検討を行った。とりわけ、地域小委員会は、地域における県立学校の在り方について、地域の方々の意見を聞く必要があることから設置され、検討が行われた。

本委員会及び各小委員会においては、市町村の代表や学校の職員団体、教員等からの意見聴取を行うなど、様々な立場の意見を聞くことを重視するとともに、他県における現地調査をはじめ、各種調査を実施し、データを多く活用するようになってきた。また、全ての議事録をホームページに公開するなど、丁寧な検討・協議に努めてきたところである。

この「基本計画」は、「第Ⅰ部 県立高校における教育振興について」と「第Ⅱ部 特別支援学校における教育振興について」の二部で構成されている。

第Ⅰ部、第Ⅱ部の中では、それぞれ県立高校と特別支援学校における教育振興に向けた提言が示されているが、いずれも、本県県立学校教育のより一層の充実を図るためのものである。

県立学校に学ぶ全ての子どもたちが、元気に、そして夢と希望を持って、充実した学校生活を送ることができるよう、明るい教育環境をつくっていくことが、何にもまして重要である。

そのためには、何よりも、学校の再編統合や学科の改編等の対象となるならないを問わず、全ての県立学校が、この「基本計画」が示す県立学校全体の今後の在り方等を十分踏まえ、現状に甘んじることなく、県立学校の教育の充実を図るという共通の課題意識を持って、日常的な教育活動の充実や教育形態・方法等の改善・充実などに取り組むことが必要である。

また、こうした各学校における主体的な取り組みが、より実効性のあるものとなるよう、県教育委員会においても、この「基本計画」を踏まえ、県立学校教育の一層の充実を図るための、総合的な目標と計画を策定するとともに、各学校と同一の目線に立って、人事面、財政面などから、各学校の取り組みに対する支援に努めることが必要である。

第 I 部 県立高校における教育振興について

少子化に伴う中学校卒業生数の急激な減少や、社会の激しい変化と厳しい社会経済情勢、生徒の多様化など本県県立高校教育を取り巻く課題は多く、今後の県立高校教育の在り方については、早急に検討することが求められている。

本委員会においては、平成 18 年 3 月に、先の「富山県県立高校将来構想策定委員会」が取りまとめた「県立高校将来構想の基本的な方向」を踏まえて、「魅力と活力ある教育の実現」、「将来の富山を担う若者の育成」など県立高校教育の一層の改善・充実を図るという観点から、県立高校における教育振興について検討を進めてきた。

この間、本委員会に設置された、県立高校の教育形態等検討小委員会、学科構成等検討小委員会、地域小委員会においては、県立高校の在り方に関わる専門的な事項について検討を行った。

県立高校の教育形態等検討小委員会においては、「日常的な教育活動の充実に関すること」、「教育形態・方法等の改善・充実に関すること」、「学校の形態・仕組み等の革新に関すること」、「県立高校の規模と配置に関すること」を検討事項とした。

また、学科構成等検討小委員会においては、「学科・コース等における取り組みの見直しに関すること」、「普通系学科、職業系学科及び総合学科の定員割合に関すること」、「各学科の在り方、学科構成とその配置に関すること」を検討事項とし、さらに、地域小委員会においては、地域における県立高校の在り方について協議が進められてきたところである。

「第 I 部 県立高校における教育振興について」は、以上の小委員会の報告を踏まえ、さらに総合的な検討を行い、その結果を提言として取りまとめたものである。

具体的には、「第 1 章 県立高校教育の現状とこれからの教育の在り方」において、中学校卒業予定者数の減少に伴う学校の小規模化や生徒が多様化する状況の中において求められる、県立高校教育の充実に向けた様々な方策等について示した。

また、「第 2 章 実効性のある取り組みの推進」において、第 1 章に示した具体的な方策等が実効性のあるものとなるよう、県教育委員会や各県立高校が適切に取り組んでいくための推進策を示し、さらに、「第 3 章 県立高校の望ましい規模と配置」において、県立高校の望ましい規模と配置や今後の再編計画等について示した。

県立高校における教育振興についてのこれらの提言は、平成 27 年における県立高校の在り方を示すものであり、昭和 63 年から現在に至るまで急激に減少してきた本県の中学校卒業予定者数が、平成 28 年頃までは緩やかに減少し、それ以降、再び急激に減少することが予測されている状況を踏まえてのものである。

このため、平成 28 年以降における県立高校の在り方については、今後検討することになる。

第1章 県立高校教育の現状とこれからの教育の在り方

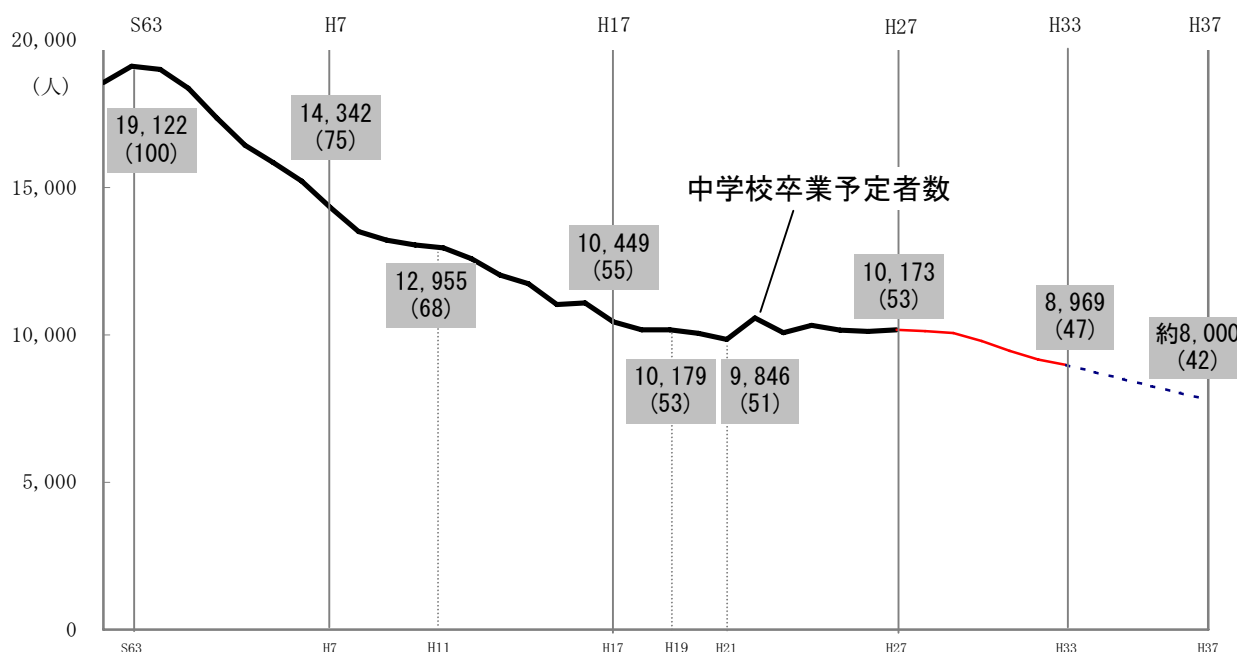
第1節 県立高校教育の現状と課題

1 中学校卒業予定者数の減少と学校の小規模化

本県における中学校卒業予定者数は、昭和63年をピークとして、以後、現在に至るまで、長期にわたって急激に減少してきた。

今後の中学校卒業予定者数については、平成28年頃までは緩やかに減少し、それ以降は、長期にわたって急激に減少し、平成37年においては、平成17年度国勢調査に基づく推計によれば、約8,000人となることが予測される。これに伴い、県立高校の募集定員数は一層減少することが予測される。

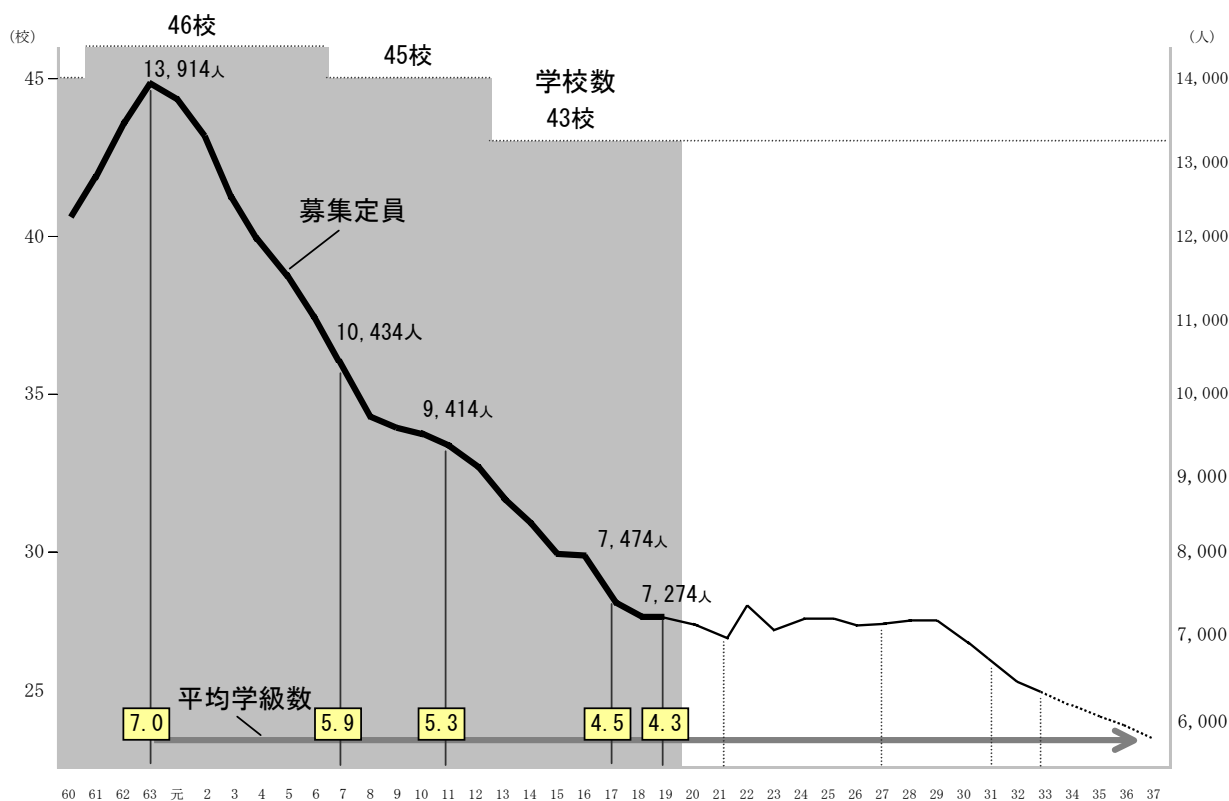
【中学校卒業予定者数の推移】



※ 中学校卒業予定者数の算出について
・昭和63年～平成27年 学校基本調査を基にした生徒数(H19年以降はH18年学校基本調査を基に推計)
・平成28年～平成33年 県の人口調査を基にした5歳児までの人数
・平成34年～平成37年 国立社会保障・人口問題研究所の中位推計を反映させた都道府県別将来推計人口を基に推計した出生者数(生存率、移動率は考慮しないものとする。)

県立高校の募集定員数については、富山県公立高等学校連絡会議における合意に基づく県立高校の生徒受け入れ割合（公私比率）を踏まえて設定しているところであるが、平成20年以降の県立高校の生徒受け入れ割合が、平成19年2月の合意によって、71.6%から70.8%に変更されたことにより、今後の募集定員数は、さらに減少することが見込まれる。

【県立高校の学校数と募集定員数の推移】



※ 平成20年以降の募集定員は、公私比率を70.8%と仮定して算定した。
 ※ 平均学級数は、学級数÷学校数により、第1学年の学級数の平均を示す。

こうした状況にあって、公私比率は70.8%、1学級当たりの定員は40人と仮定して、今後の県立高校1学年の県全体の学級数を算定すると、平成27年は180学級であるが、以後、減少し、平成37年には142学級になると予測される。この結果、1学年当たりの平均学級数は、昭和63年には7.0学級であったものが、平成19年には4.3学級となっているところであるが、今後、さらに小規模化が進み、学校数が現在の43校のままであるとした場合、平成31年以降は4学級を割り込むことが見込まれる。

【県全体の学級数と1学年当たりの平均学級数の推移予測】

	H21	H27	H31	H33	H37
学級数	174	180	167	159	142
平均学級数	4.1	4.2	3.9	3.7	3.3

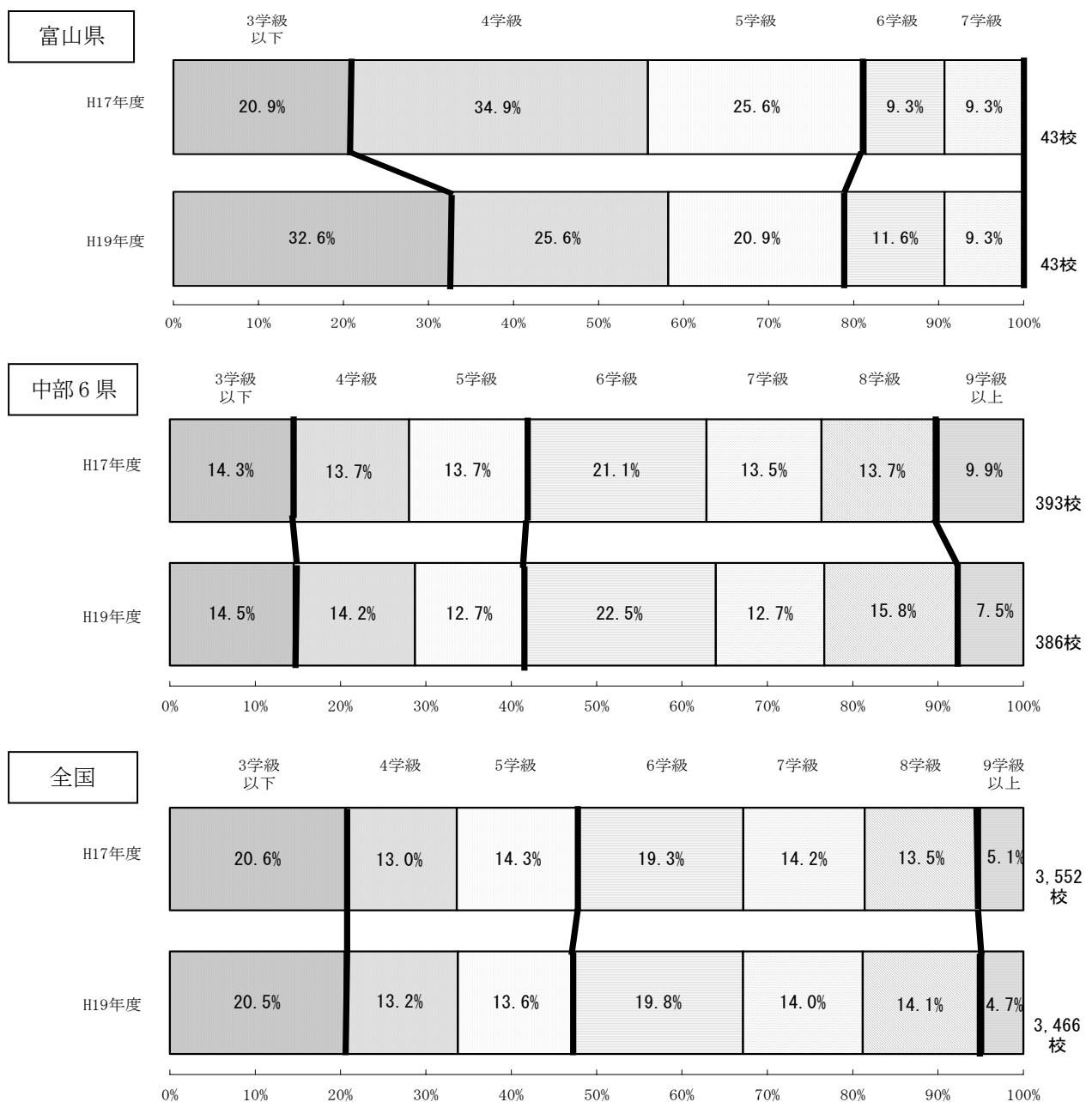
※ 学級数は、公私比率を70.8%、1学級当たりの定員を40人と仮定して算定
 ※ 平均学級数は学級数÷学校数 (H20年以降の学校数は43校を想定)

県立高校の小規模化は、学校規模別分布の面からも顕著であり、1学年が3学級以下の学校は、昭和63年の3校から平成17年には9校、平成19年には43校中14校と大幅に増えている。

県立高校の小規模化は、他県と比べても進んでおり、1 学年 3 学級以下の学校数の割合は、平成 19 年において、中部 6 県平均では 14.5%、全国平均では 20.5%に対して本県は 32.6%となっている。しかも、平成 17 年と比べると、その割合の差の程度が一層広がっていることがわかる。

県立高校の小規模化が進む中、学習活動、学校行事、部活動の面で、多くの生徒と共に学び、共に参加し、共に競い合うなど生徒相互に切磋琢磨する機会が減少するなどの問題が懸念されており、平成 28 年以降に予測される長期にわたる急激な生徒減少を考慮すると、平成 27 年までに、学校の小規模化に対する、実効性のある具体的な対応を講じることが喫緊の課題となっている。

【規模別学校数の割合の比較】



※ 富山県教育委員会の募集定員調査に基づき作成した。
 ※ 都道府県立高校における全日制課程の本校、分校を対象としている。
 ※ グラフ中の数値(%)については、端数処理のため、合計が100%にならない場合がある。

2 生徒の多様化

本県における高校進学率は、過去 10 年間の平均で 98.6%と、全国的にも高い数値を示している。このように、ほとんどの生徒が高校に入学する状況にある中、能力・適性、興味・関心、進路等の面において多様な生徒が入学するようになっており、様々な問題等への対応が必要となっている。

例えば、学習面では、学習意欲や読解力の低下傾向が懸念されており、思考力や表現力についても課題があるとされている。

また、生活面では、公共の場等でのマナーの低下や言葉の乱れなど社会性や規範意識の希薄化等が指摘されている。

さらに、「学校生活に適応できず、中途退学や不登校となる生徒が少なくないこと」、「厳しい社会経済情勢が続く中であって、家庭の経済的理由から、授業料減免などを受ける生徒が増えていること」、「高卒就職者、大卒就職者の早期離職率が高いこと」、「近年問題視されているニートやフリーター等の中には、職業意識が必ずしも身に付いていない若者が少なくないこと」なども問題とされている。

第2節 今後求められる能力等と高校教育の在り方

高校生は、学習や学校行事、部活動などの学校生活を通して、進学や就職など自らの進路を決定するとともに、自立した社会人として、心豊かにたくましく生きていくための基盤を培う必要がある。

県立高校における教育の現状・課題や、社会の動向等を踏まえると、これからの高校生には、

- 「基礎基本となる知識や技能」、「自ら課題を見つけて、自ら学び考える力」、「学ぶ意欲」、「主体的に判断、行動して、より良い方向で問題を解決する力」など急激な社会の変化の中にあってもたくましく生きていくために必要な力
- グローバル化や情報化など社会の変化に対応して必要となる、語学力やコミュニケーション能力、情報活用能力
- 思いやりの心や生命に対する畏敬の念、協調性、忍耐力、公共心、社会事象に対する関心、社会に貢献しようとする態度など豊かな人間性や社会性
- たくましく生きるための健康や体力

などの能力等を身に付けることが求められている。

こうした能力等を育成するに当たっては、高校時代は生徒の個性が大きく伸長する時期であるという発達段階の特性を踏まえると、基礎基本の定着に向けてきめ細

かな指導を行うだけでなく、一人一人の生徒が、より多くの生徒や教員と出会い、様々な意見や考え方に接し、切磋琢磨することができる学習環境をつくることが大変重要である。

社会の変化に対応できる知識・技能等

- 「基礎基本となる知識や技能」、「自ら課題を見つけて、自ら学び考える力」、「学ぶ意欲」、「主体的に判断、行動して、より良い方向で問題を解決する力」等
- 語学力やコミュニケーション能力、情報活用能力

今後求められる能力等

たくましく
生きるための
健康や体力

思いやりの心や生命に対する
畏敬の念、協調性、忍耐力、
公共心、社会事象に対する関心、
社会に貢献しようとする態度等

豊かな人間性・社会性

第3節 県立高校教育の一層の充実に向けた方策等

高校生に今後求められる能力等を育成するためには、県立高校教育の一層の充実が求められる。

県立高校教育の一層の充実を図るためには、

- ① 授業等における指導の充実や教員の資質向上等により学校の教育力を高めるなど「日常的な教育活動の充実」
- ② 特色ある[※]教育課程の編成や目的に応じた効果的な教育方法を工夫することなど「教育形態・方法等の改善・充実」
- ③ これまでの学校の枠を越えた新しい学校の仕組み等を導入するなど「学校の形態・仕組みの革新」

の観点から、具体的な方策等について取り組むことが求められる。

※ 教育課程（カリキュラム）

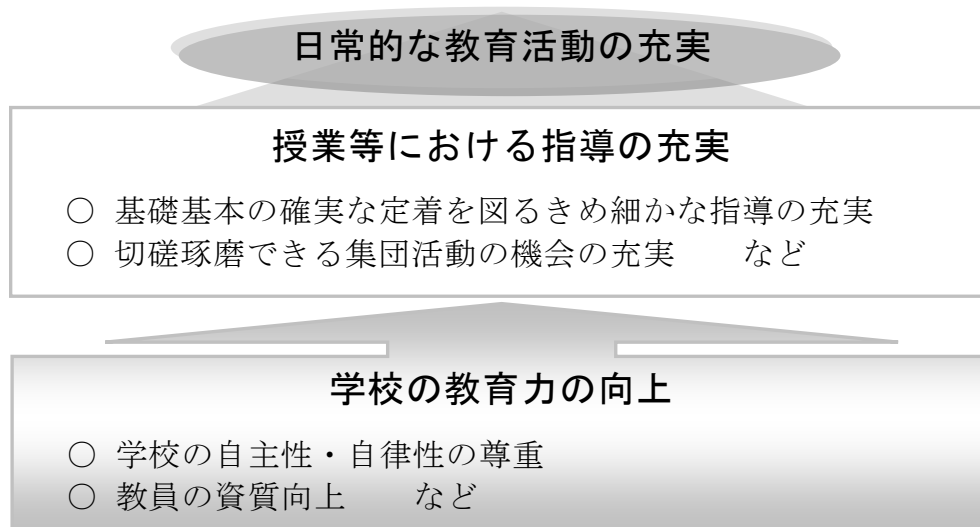
教育目的に即して児童生徒の学習活動を指導するために、学校が計画的・組織的に編成する教育内容の全体計画を意味する。

各学校においては法令に定められている学校教育の目的や目標を基盤としながら、地域や学校の実態に即した教育目標を設定することとなる。また、高等学校学習指導要領に示された各教科・科目、特別活動及び総合的な学習の時間についての目標や指導内容の基準に準じて、各学校が学科の特色等に応じて創意工夫を加え、授業時数や単位数を含めて総合的に組織した教育計画を編成している。

1 日常的な教育活動の充実

教育の質の向上にとって何よりも大切なことは、学校における日常的な教育活動の充実である。授業やホームルーム活動、学校行事、生徒会活動、部活動などにおける、教員の地道な教育実践の積み重ねがあって初めて、生徒のバランスのとれた成長が達成される。

日常的な教育活動を充実させるためには、基礎基本の確実な定着を図るなど授業等における指導の一層の充実を図るとともに、教員の資質向上など学校の教育力の向上に向けた積極的な取り組みが重要である。



(1) 授業等における指導の充実

ア 基礎基本の確実な定着を図るきめ細かな指導の充実

高校教育が最低限度保証しなければならない基礎学力を、一人一人の生徒に確実に身に付けさせるとともに、生徒の学習到達状況等に応じた適切な指導を行うことが必要である。

各学校においては、家庭と連携し、進路に関する動機付けや家庭における学習習慣づくりに努めるとともに、生徒の理解や習熟の状況等に応じて、学習内容を確実に定着させるための補充学習や、学習内容の理解を深め、より高度な学習に取り組ませるための発展的な学習などに取り組ませる、きめ細かな指導の充実に努めることが重要である。

イ 自ら考え学ぶ力を育てる問題解決的な学習や体験学習等の充実

他の生徒の多様な意見や考え方に接し議論を深め、課題を追求する問題解決的な学習や体験学習等を通して、読解力や思考力など自ら考え課題を解決する力や、学ぶ意欲、学び方等を身に付けさせることが必要である。

各学校においては、生徒の実態等を踏まえ、各教科の学習等に、問題解決的な学習や体験学習等の時間を、計画的に取り入れるよう努めることが重要である。

ウ 人間性や社会性を培い社会に貢献しようとする意欲や態度を育てる指導の充実
基本的な生活習慣やマナー、規範意識など社会生活の基盤となる社会性や、思いやりの心や協調性など豊かな人間性を培うとともに、地域に愛着を持ち社会に貢献しようとする意欲と態度などを育むため、各学校においては、道德教育の充実やボランティア活動等の社会体験活動に取り組むことが重要である。

エ 豊かな人間関係をつくるためのコミュニケーション能力等を育てる指導の充実
社会生活の中において、より良い人間関係を築いていくことができるよう、他者の言葉や意見に耳を傾けながら、自分でしっかりと考え自分の言葉で適切に表現できる力などコミュニケーション能力等を、様々な機会を捉えて育成することが大変重要である。

各学校においては、日常的な学級経営の中で、生徒が互いの良さを認め合い、一人一人が自分らしさを発揮できるホームルームづくりを進める一方、学校生活における様々な会話の機会を重視するとともに、授業等に発表の場を多く設けるなどコミュニケーション能力等の育成に取り組むことが重要である。

オ 進路意識や職業観を養う進路指導の充実

多くの生徒や教員、社会人の多様な意見や考え方に触れ、将来における自分の在り方や生き方について考えさせるとともに、大学訪問や[※]インターンシップ、企業訪問などを通して、進路意識や職業意識を養うなど、各学校においては、高校3年間を見通した進路指導や[※]キャリア教育の充実を図ることが重要である。

※ インターンシップ

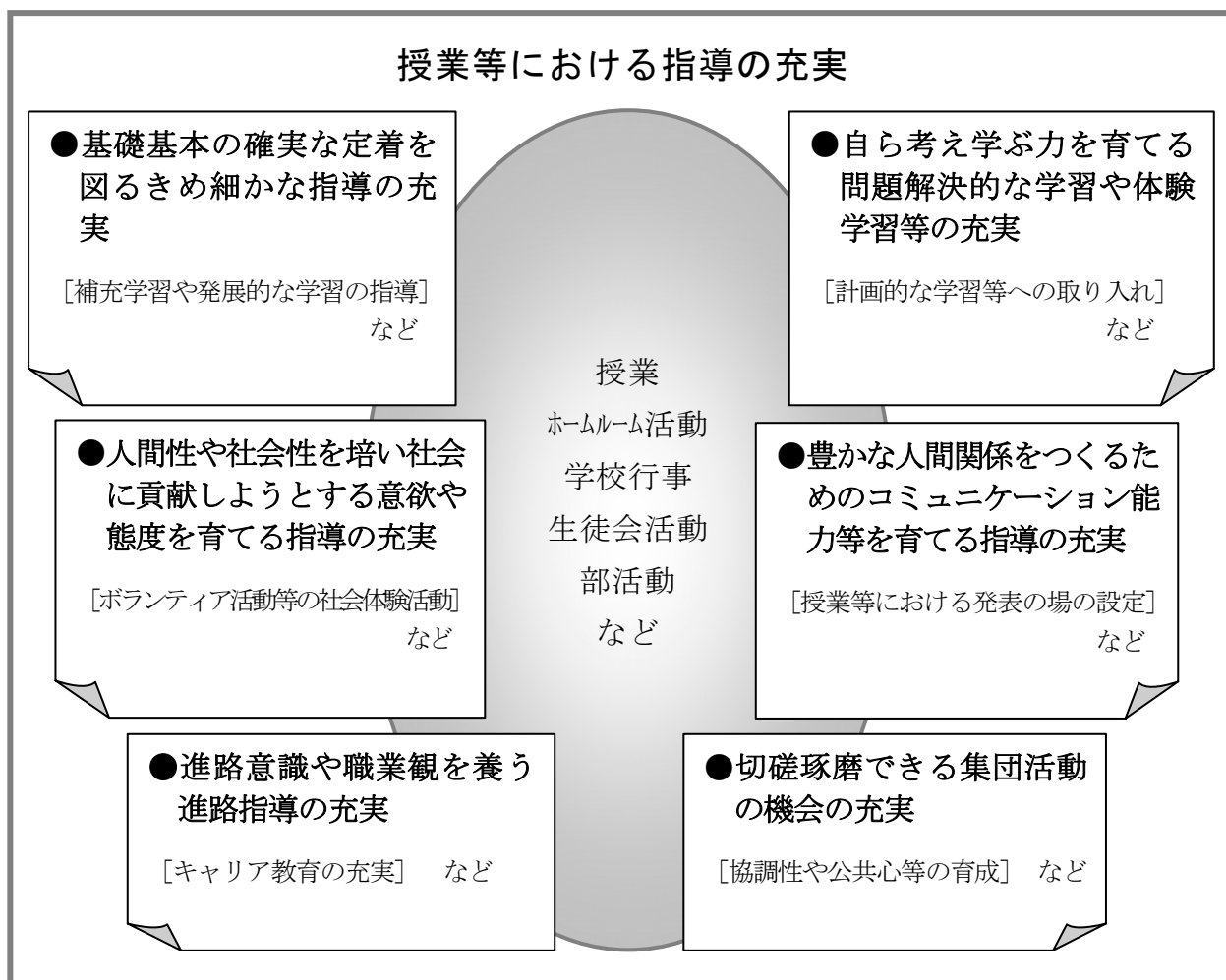
産業現場などで、生徒が在学中に自分の学習内容や進路に関連した就業体験などを行うこと。学校教育の改善・充実及び自分の職業適性や将来設計について考える良い機会となり、主体的な職業選択の能力や学習意欲の喚起、職業能力の育成など高い教育効果が期待される。

※ キャリア教育

望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育を意味する。

カ 切磋琢磨できる集団活動の機会の充実

高校時代は、生徒の個性が大きく伸長する時期であり、学校行事や生徒会活動、部活動など様々な生徒集団において、生徒相互が切磋琢磨する機会を設けるとともに、それらの集団における主体的な活動を通して、協調性や公共心、向上心や自立心等を育成することが大変重要である。



(2) 学校の教育力の向上

ア 学校の自主性・自律性の尊重

魅力と活力ある高校教育が行われ、信頼される学校づくりを進めるためには、生徒の指導に直接関わる学校が、それぞれ生徒の実態等を踏まえ、主体的に教育活動を行い、説明責任を果たしていくことが大切である。

そのため、県においては、各学校の企画や提案が生かされ、自主的・自律的な学校運営が促進されるよう条件整備を進めるとともに、各学校が計画する優れた教育活動に対して積極的な支援を行うことが望まれる。

イ 教員の資質向上

教員は、日々の自己研鑽を通して教師としての人間性を高めていくことはもとより、様々な研修を通じた指導力や資質の向上に取り組むことが求められている。

このため、各学校においては、^{*}互見授業の実施など日常的な校内研修の充実に努めるとともに、県においては、探究的な学習に対する指導力や学校管理・学級経営に必要なマネジメント能力を高めるなど、今日的な教育課題に対応できる実践力や指導力を向上させるための研修を充実することが必要である。

さらに、教員の資質向上を通して教員への信頼が高まるよう、現在実施されている教員評価制度の成果を踏まえ、教員の能力や実績を適切に評価し努力に応えるようにすることが望まれる。

※ 互見授業

教員相互で行う授業見学のことである。授業後に感想や意見を述べ合う研修会等を実施し、授業技術や指導方法の改善・工夫を図り、指導力の向上につなげることを目的としている。

ウ 中学校と高校の連携促進

中学校卒業生のほぼ全員が高校に入学する状況にあつて、一人一人の生徒にとっては、中学校と高校の6年間における学習が連続して円滑に接続されることが重要である。

今後、中学校と高校の間での互いの教育内容や状況についての情報交換や、人事交流を一層促進することによって、それぞれの教育活動の充実を図るとともに、生徒にとっての6年間の学習が接続され、一貫性をもって行われるようにすることが望まれる。

エ 学校評価の積極的な活用

学校の教育力を向上させるためには、[※]学校評価の一層の活用を図ることが必要である。各学校においては、教育活動の点検、各教育活動についての数値目標など具体的な目標の設定、そして評価の実施と次年度への反映など一連の学校評価を通して、教育活動の継続的な改善に努めることが重要である。

また、現在実施している学校評価については、外部評価の見直しや、評価結果に基づく対応の徹底など一層の充実を図ることが求められている。

さらに今後は、[※]専門家による第三者評価の導入の可能性について検討することが必要である。

※ 学校評価

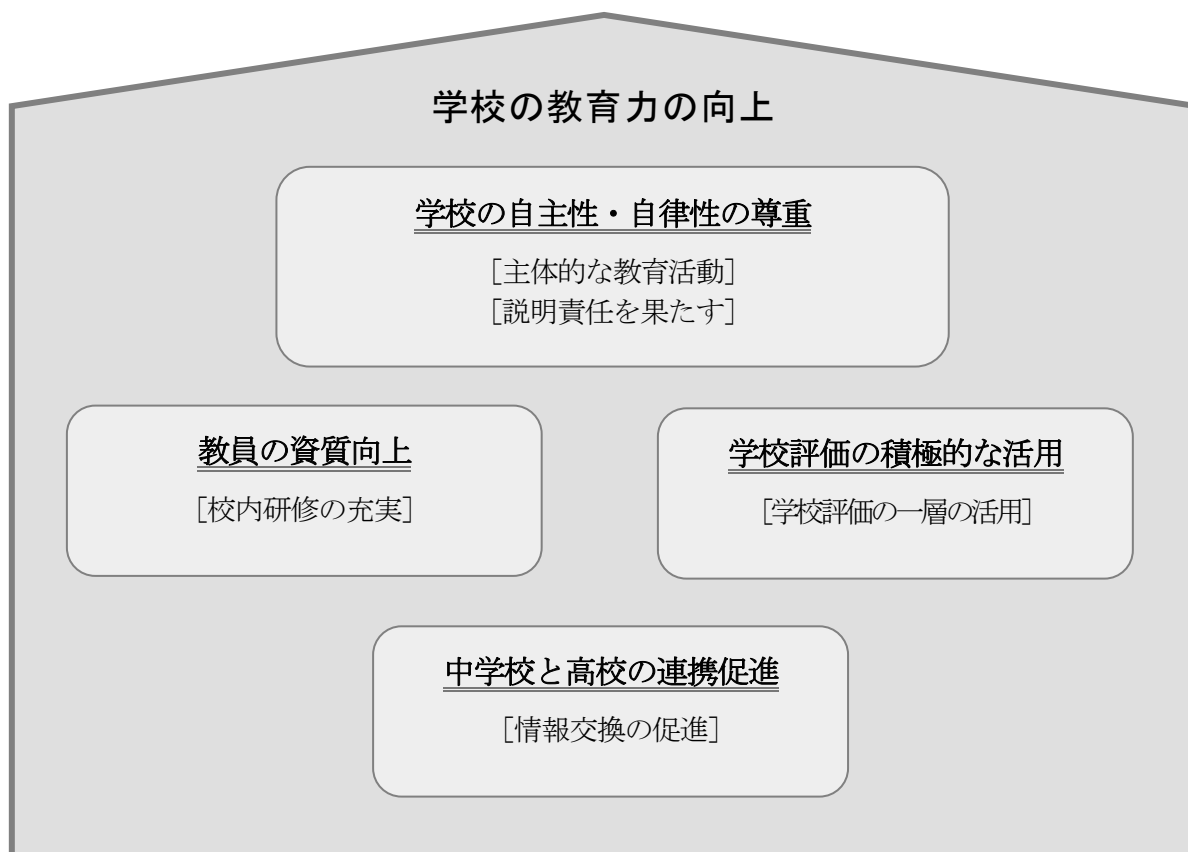
平成14年4月の高等学校設置基準の改正に伴い、学校の自己点検・自己評価の実施が努力義務化されるとともに、情報の積極的な提供が求められるようになった。

本県では、平成17年度から全県立学校において、学校評議員による外部評価や、インターネットでの結果公表等を柱とした学校評価システムを実施している。

※ 専門家による第三者評価

学校評価において、第三者機関など専門的な見地からの外部評価を行うことである。

平成17年10月26日の中央教育審議会(答申)においては、学校の自己評価の客観性を高め、教育活動の改善が適切に行われていくようにするためには、公表された自己評価結果を外部者が評価する方法を基本として、外部評価を充実する必要があるとしている。



2 教育形態・方法等の改善・充実

学校の小規模化、生徒数や教員数の減少が進む中であっても、生徒の多様な能力・適性、興味・関心、進路等に対応した教育を行うため、多様な教育課程の編成、[※]習熟度別学習や少人数指導等の教育形態・方法等の改善・充実が求められている。

※ 習熟度別学習

生徒の学習内容の習熟の程度等に応じて学習集団を編成し、「補充的な学習」「発展的な学習」など、適切な指導内容・方法等の工夫を行い、それぞれの生徒に学習内容を確実に身に付けさせることを目指す指導方法・形態である。

習熟度別学習の実施に当たっては、一人一人の生徒の能力を最大限に伸長するという観点から、学級等を固定することなく、必要な教科や単元等について弾力的に学習集団を編成している。

(1) 教育目標実現のための教育課程編成や習熟度別学習の充実

ア 教育目標実現のための教育課程の編成

高校教育においては、各学科の教育目標や学校としての到達目標に応じた教育課程を編成する必要がある。各学校では、全ての生徒が共通に学ぶことが必要な基礎基本を確実に身に付けさせるとともに、専門性や教養を高めるための科目など、生徒一人一人の興味・関心や進路希望等に応じた多様な科目選択ができるよう、生徒の実態等を踏まえた適切な教育課程の編成に努めることが重要である。

イ 習熟度別学習や少人数指導などの充実

教科や科目、学習内容等の特性や、生徒一人一人の個性や能力、興味・関心等に応じた、より効果的できめ細かな指導を行うための習熟度別学習や少人数指導など個に応じた指導の充実に努めることが重要である。

ただし、多様な選択科目の開設や習熟度別学習等の設定については、各学校における生徒のニーズ等や教員配置数等の現状を十分に勘案し、工夫することが必要である。

(2) これからの時代に必要とされる能力等の伸長

国際化や高度情報化に対応した語学力や情報活用能力、プレゼンテーション能力などの実践力を高めるための教育課程や指導法等について充実を図ることが重要である。

また、優れた能力をさらに伸ばすための発展的な学習や、リーダー性の伸長を図るための取り組みについても、推進することが必要である。

(3) 地域等との連携の拡充

ア 地域の人材等の活用

生徒の多様な興味・関心等に対応する学習機会を設けるには、学校だけでは限度があることから、学校の実情等に応じて、優れた知識・技能や社会経験を持つ地域の人材の授業等への活用を図る必要がある。

イ 地域における体験学習等の一層の拡充

地域や企業等との連携によるボランティア活動やインターンシップ等の体験学習、大学等の見学や体験機会を一層拡充することが重要である。

このため、各学校においては、高校3年間の中で、全ての生徒が、こうした活動を数日間体験する機会を設けることなどについて検討することが望ましい。また、県においては、こうした活動が全ての学校で行われるよう、情報提供や環境整備など支援に努めることが望ましい。

(4) 大学等高等教育機関との連携の拡充

生徒の能力を伸長し、学習意欲をより一層高めるための専門的な学習機会として、県立高校と大学等[※]高等教育機関との連携を進めることが望まれる。

具体的には、学校の実情に応じて、大学等における科学に関する講義・実験やものづくりに関する技術講習などの受講機会を拡充するとともに、その[※]学習成果の単位認定等の拡大について推進することが望まれる。

※ 高校と大学の連携（高大連携）

高校と大学の連携による、大学教員の出前講座や高校生の大学授業の受講等が行われており、文部科学省においてもサイエンス・パートナーシップ・プログラム（SSP）事業で、大学や研究機関等の研究者の学校への招へいや大学等での実験・実習の機会の実施などを支援している。

また、全国では、全体的な高大連携教育実践事業を積極的に推進している事例や、高校と大学が連携し、学力問題の解決や連携プログラムの開発を行っている事例も見られる。

※ 学習成果の単位認定（学校外学修）

生徒の多様な学習意欲に応じて、選択学習の機会を拡大するため、他の高校・専修学校における学習成果や技能審査の成果を自校の単位として認定することを可能とする制度が、平成5年度に文部科学省によって導入された。また、ボランティア活動や就業体験、スポーツ・文化に関する分野における活動、大学、高等専門学校、社会教育施設等における学修についても、平成10年度から、校長の判断によって単位認定することが可能となっている。

教育形態・方法等の改善・充実

教育目標実現のための教育課程編成や習熟度別学習の充実

- 基礎基本を確実に身に付けさせるとともに、専門性や教養を高めるなど、生徒の実態等を踏まえた適切な教育課程の編成
- 習熟度別学習や少人数指導など個に応じた指導の充実

これからの時代に必要とされる能力等の伸長

- ・語学力や情報活用能力、プレゼンテーション能力などの実践力を高める指導の充実
- ・発展的な学習やリーダー性の伸長を図る取り組みの推進

地域等との連携の拡充

- 優れた知識・技能や社会経験を持つ地域の人材の授業等への活用
- 全ての生徒が、ボランティア活動やインターンシップ等の体験学習、大学等の見学や体験機会の一層の拡充

大学等高等教育機関との連携の拡充

- ・大学等における講義・実験やものづくり実習などの拡充
- ・校外における学習成果の単位認定等の拡大

3 学校の形態・仕組みの革新

社会の急激な変化や生徒の価値観・進路意識の多様化が進む一方で、生徒減少に伴う学校の小規模化が進む状況に対応して、県立高校教育の一層の充実を図るためには、これまでの成果を十分に踏まえつつも、従来の県立高校における取り組みの見直しや、学校の形態・仕組み等の革新を進める必要がある。

(1) 学科・コースにおけるこれまでの取り組みの見直し

ア 普通科

(ア) 現状と課題

普通科については、幅広い分野の普通教科に関する普通教育を通して、生徒一人一人の個性と能力を伸ばすとともに、幅広い教養や望ましい職業観、社会性を身に付けさせることを目標としており、各校においては、生徒の実態等に応じて、多様な学習内容や学習方法の提供に努めている。

また、自然科学や人文科学、国際、情報などの普通科コースにおいては、各校のコース設定の趣旨に応じて、生徒の興味・関心に応じた特定分野の科目選択ができるよう教育課程が工夫され、生徒の興味・関心に対応した独自の教育活動を行っている。

一方、近年見られる中学校卒業者数の減少、学校週5日制の実施による授業時間数の制約、高い高校進学率に伴う生徒の多様化など普通科を取り巻く状況が変化する中であって、次のような問題等への対応が課題となっている。

- ① 中学校卒業者数の減少に伴い県立高校の小規模化が進んでいる中、1学年当たりの普通科学級数が3学級以下の学校の数(平成19年度現在、普通科設置校28校中14校)が多くなっており、また、学校数が現在と同数のままであるとした場合、今後とも増える状況にあると予測される。
- ② 授業時間数の制約がある中、大学等への進学のための教科指導を重視するあまり、ややもすると幅広い教養、望ましい職業観、社会性などを身に付けさせるための学習時間を十分設けることができなくなっている。
- ③ 興味・関心や進路希望における多様化に加え、近年、目的意識が不明確で学習意欲の低い生徒が見られる。
- ④ 普通科全体の募集定員が減少する中、新たな普通科コースの開設が進められてきたが、一方、全ての学校で、「総合的な学習の時間」や教科「情報」が必修とされ、それまでコースにおいて行われてきた特色ある学習活動と同様の活動が、コース以外の学級でも行われるようになった。そのため、コースとしての特色が薄れてきたこともあり、コースの選択希望生徒が学校によっては1学級定員を満たすことができないコースが出てきている。

(イ) 今後の対応

このような課題を踏まえると、普通科については、次に掲げる対応が求められる。

- ① 普通科の学級数については可能な限り、各校、普通科コースを含めて1学年4学級以上となるようにすること

※ 普通科において、生徒一人一人の進学等進路希望に応じた科目選択授業（例えば、「理科」で、物理、化学、生物、地学の各科目を選択できる授業など）の設定や、2年次からの所属クラスを文系・理系に分ける学級編成などを行うためには、通常、1学年当たり4学級以上となるようにすることが望ましい。

1学年当たり3学級以下となると、教員配置数が少なくなることから、必要な選択科目が開設できなくなる、また、生徒の文系・理系の希望状況によっては、文系・理系の混合クラスができるなど様々な制約が生じる。

- ② 大学等への進学のための教科指導を重視しつつも、学校の実態に応じて、国際化や情報化に対応した能力の育成や、ボランティア活動やインターンシップ等の体験活動を通じた、豊かな人間性や社会性、職業観等を身に付けさせる学校としての継続的・組織的な指導の充実を図ること
- ③ 自己の進路への自覚を深めるための指導の充実や、基礎基本の習得、学習意欲の向上のための工夫を行うこと

また、農業科、商業科、家庭科など専門教科の科目が選択できる時間を設定することや、学習指導要領に示す教科・科目以外の教科・科目について、各学校がその名称、目標、内容、単位数等を定めることができる「学校設定教科・科目」を設けるなど、各学校が実態に応じた教育課程を自主的に編成し、個別の進路希望に合った弾力的な教育を推進すること

- ④ 普通科コースについては、コースの希望が少なく定員が充足できない、あるいは、コースとしての特色が出せないなど、コースとして十分な魅力を発揮できていないと考えられる場合は、コースの廃止、他学科への改編を含めて、今後の対応について検討すること

この場合、学校自身が、そのコースの在り方について、主体的に検討を行い、県教育委員会と協議を進めていくこと

イ 普通系専門学科

(ア) 現状と課題

普通系専門学科の内、理数科においては、これまでの実績などについては、評価されているところであるが、県立高校全体の募集定員が大きく減少する中、長年、5校5学級の定員を維持してきていることから、相対的に全体に

占める定員割合は高くなっており、次のような問題等への対応が課題となっている。

- ① 理数科は、自然科学、数学に特化した教育を主に行う専門学科であり、事象を探究する過程を通して、自然科学及び数学における基本的な概念、原理・法則などについての系統的な理解を深め、科学的、数学的に考察し、処理する能力と態度を育て、創造的な能力を高めることを目標としているが、入学後に文系の進路を選択する生徒が少なくない。
- ② 一部の学校では、入学者選抜において理数科が敬遠される傾向が見られ、特に、一般入学者選抜については、志願者が定員を下回る場合がある。

(イ) 今後の対応

このような課題を踏まえると、理数科については、次に掲げる対応が求められる。

- ① 各校においては、理数科の成果と課題を踏まえ、学科の見直しや人文・社会科学の分野に関する普通系専門学科を併設させることなどを含め、今後の在り方について検討すること
この場合、学校自身が、学科の在り方について、主体的に検討を行い、県教育委員会と協議を進めていくこと
- ② 各校においては、学校の実態を踏まえながら、理数科と普通科を一括して募集するなど、入学者選抜の在り方について検討を行い、県教育委員会と協議を進めていくこと

なお、国際科については、平成 17 年度、2 校に設置されたばかりであり、当面は、教育内容等の充実と定着を図ることが求められる。

ウ 職業系専門学科

(ア) 現状と課題

職業系専門学科においては、農業、工業、商業など職業教育に関する特定の専門教科を柱とした学習活動を通して、職業人としての専門性を培うなど、産業界の専門分野における業種、職種で活躍するスペシャリストの養成を第 1 の目標としており、これまで、本県産業等を支える多くの担い手を育成してきたところである。また、ものづくりや農作物の栽培など実践的な学習を通じた人間教育にも大きな貢献を果たしてきたところである。

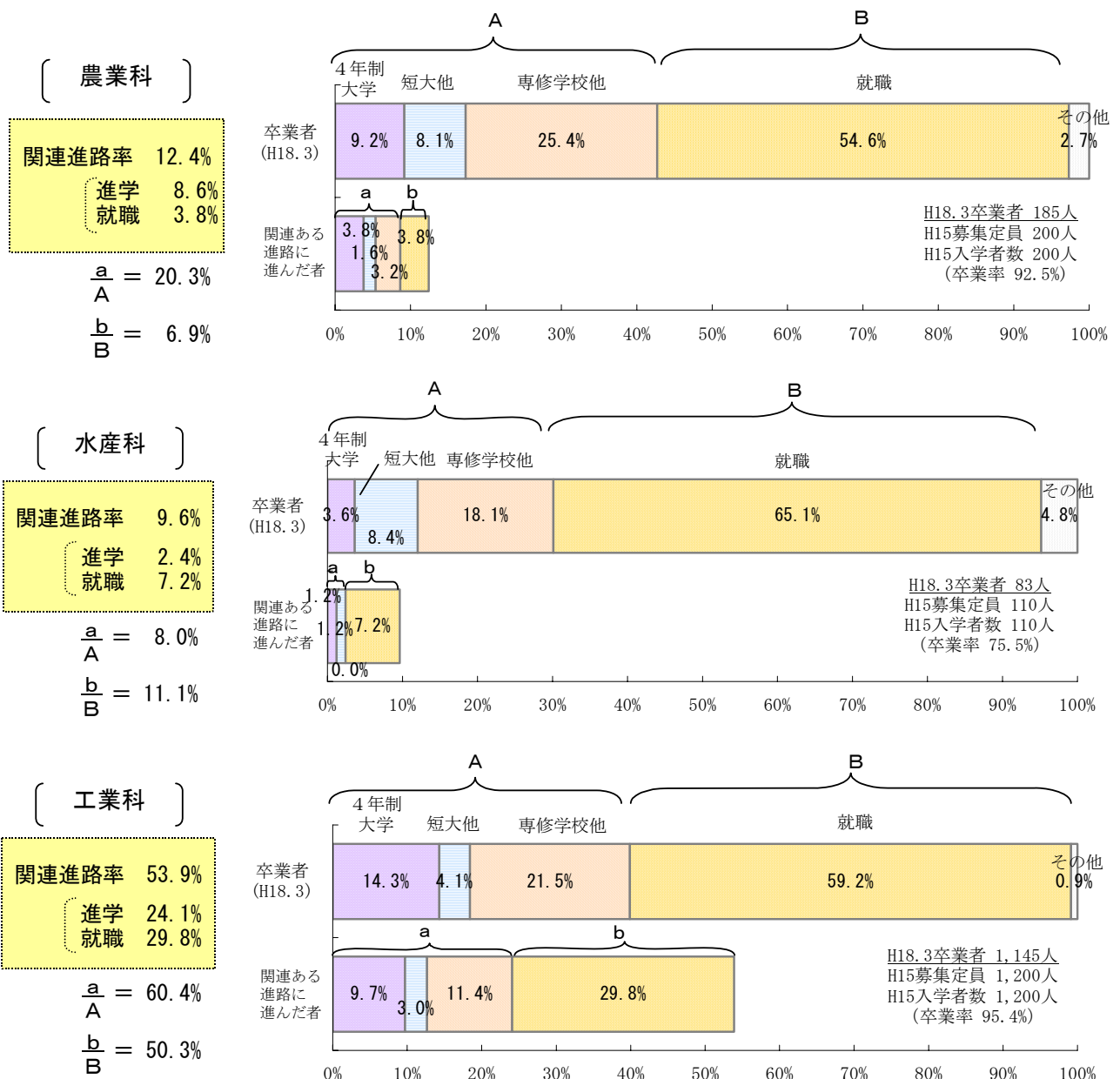
一方、産業構造や就業構造など社会が変化し、職業系専門学科に対する社会ニーズや生徒・保護者の希望状況が大きく変化する中、次のような問題等への対応が課題となっている。

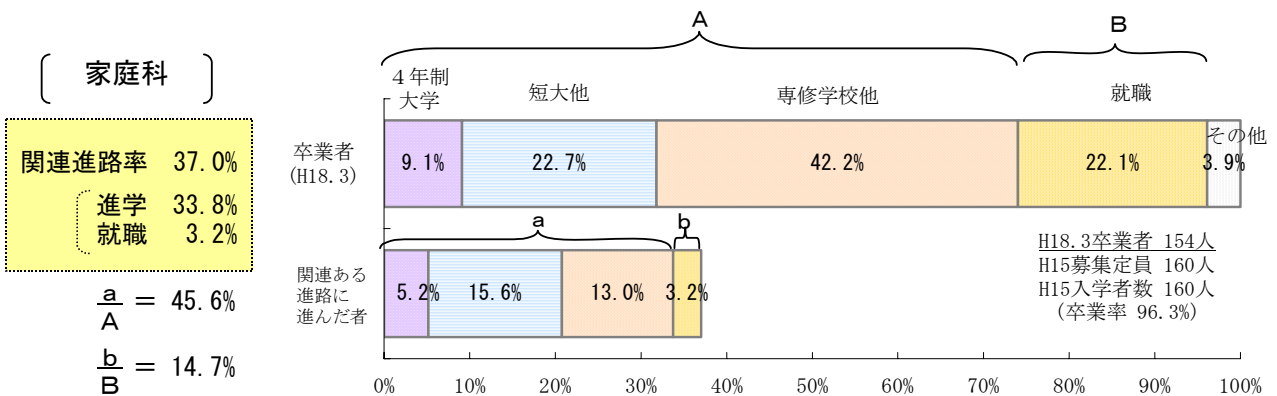
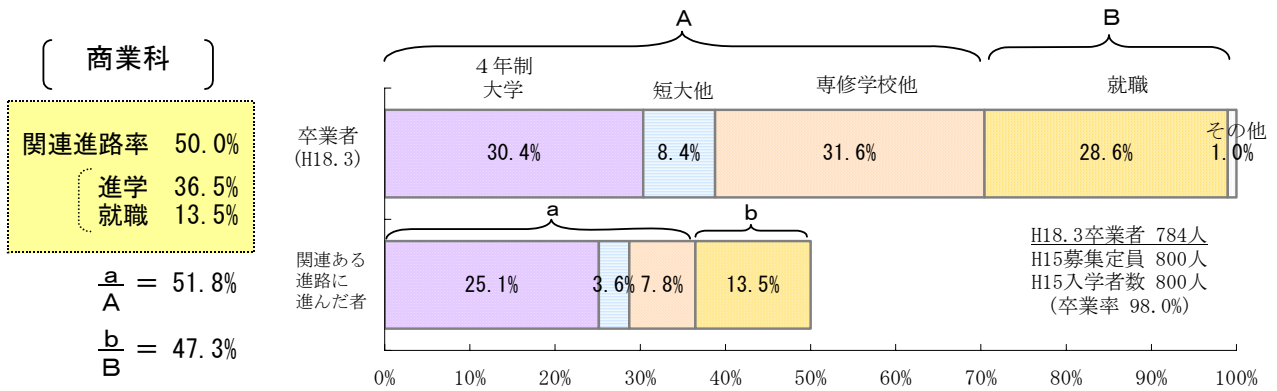
① 各職業系専門学科から就職した生徒の内、当該学科に関連した方面に就職した割合（関連就職率）は、工業科が50.3%、商業科が47.3%と約半数であるが、家庭科は14.7%、水産科は11.1%、農業科は6.9%と低くなっている。

また、各職業系専門学科の卒業生の内、当該学科に関連のある方面に進学又は就職した生徒の割合（関連進路率）を見ると、工業科が53.9%と最も高く、次いで商業科が50.0%となっているが、農業科、水産科は共に約10%程度となっているなど、職業系専門学科の定員割合や在り方について検討する必要がある。

【職業系専門学科における関連進路率】

※ 平成18年3月に県立高校全日制を卒業した生徒の内、当該学科と関連のある進路に進んだ者の割合を示したものである。





② 産業構造や就業構造等の変化に伴い、各職業系専門学科の特定の領域だけではなく、幅広い領域に精通し、様々な変化に柔軟に対応できる能力が必要とされている。

また、小学科の細分化が進んだことで、より専門的な学習は行えるようになったが、領域を越えた幅広い知識や技能を習得することが難しくなっていることや、高校で行われている職業教育の指導内容と、技術革新の進展が著しい産業界において実際に必要とされている知識・技術の間に隔たりが見られるようになっている。

③ 大学、短大、専修学校等に進学する生徒の割合（ほぼ全員が専攻科に進む看護科を除く）は、家庭科が 74.0%と最も高く、次いで商業科の 70.4%、最も低い水産科でも 30.1%となっており、産業に関わるスペシャリストを養成する職業系専門学科ではあっても、進学にも対応できる教育内容等の検討が求められている。

(イ) 今後の対応

このような課題を踏まえると、職業系専門学科については、次に掲げる対応が求められる。

- ① 職業系専門学科の各学科における関連就職率や、進学も含めた関連進路率等の実態や、ものづくりなどを通じた人間教育への貢献等を踏まえ、それぞれの学科の配置について見直しを検討すること
- ② 全生徒を対象としたインターンシップの実施や各分野の第一線で活躍する社会人の講師としての積極的活用、大学との連携による先端技術体験の実施など専門教育の一層の充実を図ること

また、産業界の技術革新やニーズ等に対応した学習ができるよう、専門教育の内容等について配慮し、設備等の拡充を図るとともに、より実践的で柔軟な教育を推進すること

小学科の細分化への対応については、特定の当該小学科の領域だけでなく、複数領域にまたがる基本的な内容も学習できるように、学校の実態に応じて、小学科の統合や学科区分を超えた選択科目の設定を行うこと
- ③ 今後とも大学、短大等の高等教育機関での学習を希望する生徒が多いことが見込まれることから、進路希望の実現に必要な柔軟な教育課程を編成すること

〔職業系専門学科に係る教科の目標〕

- **農業科**

農業の各分野に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、農業の社会的な意義や役割を理解させるとともに、農業に関する諸課題を主体的、合理的に解決し、農業の充実と社会の発展を図る創造的、実践的な能力と態度を育てる。

- **水産科**

水産や海洋の各分野における生産や流通、環境などに関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、水産業及び海洋関連産業の意義や役割を理解させるとともに、それらの諸課題を主体的、合理的に解決し、それらの産業の充実と社会の発展を図る創造的な能力と実践的な態度を育てる。

- **工業科**

工業の各分野に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、現代社会における工業の意義や役割を理解させるとともに、環境に配慮しつつ、工業技術の諸問題を主体的、合理的に解決し、社会の発展を図る創造的な能力と実践的な態度を育てる。

- **商業科**

商業の各分野に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、ビジネスに対する望ましい心構えや理念を身に付けさせるとともに、ビジネスの諸活動を主体的、合理的に行い、経済社会の発展に寄与する能力と態度を育てる。

- **家庭科**

人間の健全な発達と生活の営みを総合的にとらえ、家族・家庭の意義、家族・家庭と社会とのかかわりについて理解させるとともに、生活に必要な知識と技術を習得させ、男女が協力して家庭や地域の生活を創造する能力と実践的な態度を育てる。

- **看護科**

看護に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、看護の本質と社会的な意義を理解させるとともに、国民の健康の保持増進に寄与する能力と態度を育てる。

- **福祉科**

社会福祉に関する基礎的・基本的な知識と技術を総合的、体験的に習得させ、社会福祉の理念と意義を理解させるとともに、社会福祉に関する諸課題を主体的に解決し、社会福祉の増進に寄与する創造的能力と態度を育てる。

エ 総合学科

(ア) 現状と課題

総合学科においては、普通教科と専門教科の両方にまたがる幅広い選択科目を開設し、生徒が、自分の興味・関心や進路等に応じて主体的に科目を選択して学ぶことを重視している。また、自らの生き方や進路を考える科目「産業社会と人間」の学習やインターンシップ、ボランティア活動等を通して、進路意識等を高めることも重視している。

一方、各校とも、総合学科の設置当時の、1学年当たり学級数は5学級であったが、その後の学級減により、現在3校とも4学級規模となっているなど、総合学科を取り巻く状況が変化する中、次のような問題等への対応が課題となっている。

- ① 学校規模が縮小された結果、以前に比べ、開設できる講座数が減り、多様な選択科目の開設が難しくなるとともに、学校によっては、極めて少ない人数での講座開設が行われるようになっている。
- ② 興味・関心や進路に合わせて系統性のある科目選択が行われるよう、生徒一人一人に対するガイダンスの時間を設けており、多くの生徒が自らの進路等を踏まえた科目選択を行っているが、一部には、将来の進路が必ずしも十分には定まらない時期であるため、科目選択に悩む生徒や、学習の系統性を考えない科目選択に流れてしまう生徒がいる。

(イ) 今後の対応

このような課題を踏まえると、総合学科については、次に掲げる対応が求められる。

- ① 総合学科の趣旨が活かされるよう、ある程度の学級数が確保できるようにする一方、設定されている系列や選択科目が、学級数や生徒のニーズなど現状を踏まえたものになるよう見直しを行うこと

- ② 生徒が安易な科目選択をすることなく主体的な学習を進め、自らの個性や能力を見極める力を付けさせるため、進路に必要な選択必修科目を設けるなど系統的な学習指導を工夫するとともに、科目選択等に関するガイダンスなど相談体制の充実や、インターンシップ、大学等との連携などによる指導の充実を図り、総合学科の趣旨・意義を活かした取り組みを推進すること

(2) 学校の仕組みの見直し

南砺総合高校における広域連携総合高校方式[※]は、広域連携を担う各校が、それぞれ独立した教育活動を行うことができる学校規模であることを前提とし、中学校卒業生数の減少に伴う学校の小規模化への対応策として導入されたものである。

南砺総合高校に関する2回の現地調査などの結果を踏まえ、検証を行った結果、広域連携総合高校方式のもとで行われている連携活動には、それぞれ一定の成果が得られているものの、現時点においても3校が1学年3学級未満の小規模校であることに加え、今後も学校の小規模化の進行が予想されることを勘案すると、4校がそれぞれ学校としての独立性を保持し続けることに課題があることを確認した。

このため、広域連携総合高校方式については、小規模化への対応としての効果が必ずしも期待できない実態を踏まえ、その中止も含めて見直しを進めることが望ましい。

※ 広域連携総合高校方式
地域における中卒者数の減少に伴う、学校の小規模化に対応するための方策の一つとして考えられた方式である。
小規模な学校ではあっても、複数の学校が様々な連携活動を通してまとめ、教員や生徒、施設設備など各校が持つ資源を、共用し、活用し合うことで、日常の学習活動において、生徒が相互に切磋琢磨できる環境をつくりだせるようにすることをねらいとしている。

(3) 新しい学校の形態・仕組みの導入

生徒の能力・適性、興味・関心、進路等が多様化する中、高校教育においては、従前の教育活動の充実を図るとともに、学習の選択幅をできる限り拡大するなど、生徒一人一人の個性を伸ばす魅力ある高校づくりが可能となるよう、中高一貫教育校など新しいタイプの高校の設置の可能性について検討してきたところである。

具体的には、

- ① 6年間の継続的、計画的な教育を行い、教育活動全般を通じた全人教育を目標とする中高一貫教育校
- ② ものづくりに関する幅広い領域の先端技術に対応できる人材を育成するものづくりの中核となる総合的な工業科高校

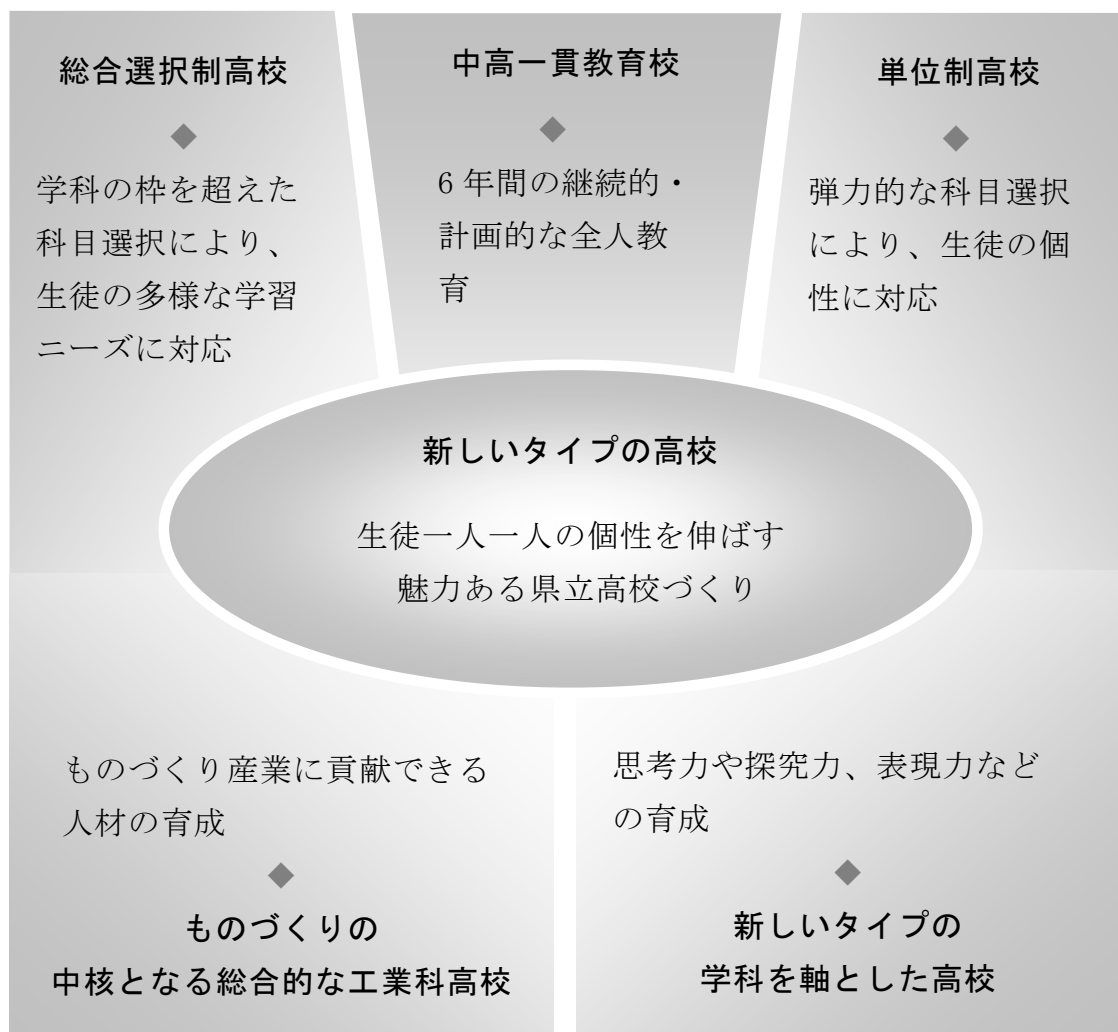
- ③ 思考力や探究力、表現力などの育成を目標とする普通系専門学科など、新しいタイプの学科を軸とした高校
- ④ 複数の学科が設置された学校において、学科の枠を超えた科目選択を可能とし、生徒の多様な学習ニーズに応える総合選択制高校
- ⑤ 所定の単位の履修、修得によって卒業が認められる[※]単位制を取り入れ、生徒の個性に応じた弾力的な科目選択が可能な単位制高校
- などがあるが、いずれも今後、生徒の能力等を伸長させる学校として設置する意義は大きい。

※ 単位制と学年制

単位制とは、学年による教育課程の区分を設けずに、学年ごとの進級認定を行うことなく、生徒一人一人の履修計画に従い、必要な単位を修得すれば、卒業が認定される課程をいう。

単位制による課程では、多様な教科・科目を開設し、生徒の興味・関心に応じた主体的な学習を促すことが可能であり、転編入者の受け入れにも柔軟に対応できる。

なお、現在、多くの高校は、各学年末に課程の修了の認定が行われ、1年ごとに進級の可否について判定が行われる学年制をとっている。



これらの新しいタイプの高校を設置するに当たっては、

- ・ 課題解決学習のプロセスを踏まえた専門的な研究活動に取り組む指導力や生徒の興味・関心や進路に応じた発展的な教科の学習を行う指導力など、教員としての能力等を高めるための新たな研修を実施すること
- ・ 高度な知識や技術の習得を目指したものづくり教育や、技術革新や産業界のニーズに対応した高いレベルのものづくり教育を推進するため、先端技術にも対応できる施設・設備を拡充すること
- ・ 生徒の興味・関心や進路に応じた専門的研究や、発展的な教科の学習に対応するため、通常配置される以上に教員を配置すること

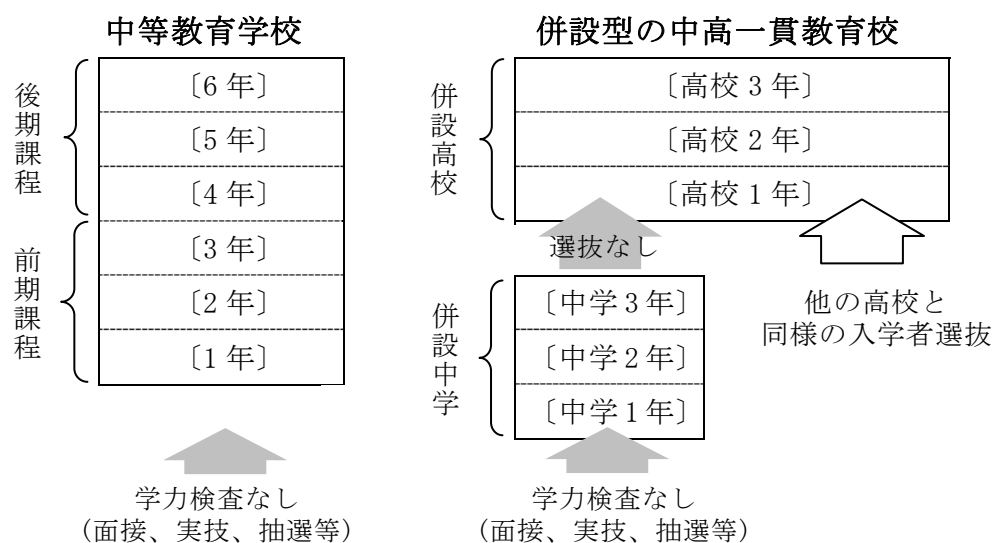
など積極的な支援が必要になる。

ア **中高一貫教育校**

中高一貫教育校は、6年間の継続的、計画的な教育を行うことができる点に特徴がある。多様で幅広い科目選択や創造的で独自の特別活動への参加など教育活動全般を通した全人教育を目標とし、6年間、ゆっくり時間をかけて、現代社会をたくましく創造性豊かに生きるための幅広い教養、また、思いやりの心や社会に貢献しようとする態度など人間性や社会性を培うことができる点において、中高一貫教育校を設置する意義は大きい。

また、現在、公立の中高一貫教育校が設置されていない本県においては、中高一貫教育校の設置は、生徒・保護者の学校選択幅の拡大という意味からも重要な意味を持つ。

[形態例]



[教育目標例]

- 教養教育や人格形成を柱に、幅広く深い教養と知性を身に付ける
 - ・ 竹取物語や夏目漱石などの原文に触れたり、和算について学ぶなど、通常の中学校では、なかなかできない学習を通して幅広く深い教養を身に付ける。
 - ・ 総合的な学習の時間を通して、茶道や華道、郷土芸能など日本文化、郷土文化に触れる体験的学習を行う。

- 時代や社会をリードする国際的な視野を持った人材を育成する
 - ・ 実践的な英語学習を柱に、世界へ発信できるコミュニケーション能力を高める。
 - ・ 総合的な学習の時間や特別活動の時間を活用した異文化交流等を通じて、国際的な感覚を養い視野を広める。

- ものづくりと環境教育を柱に、創造性と志を育てる
 - ・ 社会や理科などの授業を通して、自然現象や社会情勢を通じた幅広い観点からの環境について学習する。
 - ・ 総合的な学習の時間において、農作業の体験や伝統工芸などのものづくり体験、自然や地域と触れ合うボランティア活動を行う。

イ ものづくりの中核となる総合的な工業科高校

富山県は、ものづくり産業が盛んな日本海側屈指の工業県であり、産業構造においては、伝統的な銅器や医薬品の産業をはじめ、アルミを中心とした金属製品・非鉄金属、一般機械、プラスチックなど製造業の占める割合が、全国的にも高くなっている。

この工業県富山にあって、技術革新の進展と産業界のニーズに応え、製造業を中心とした地域産業の担い手を育成するためには、本県ものづくり教育の中核となる総合的な工業科高校を設置することが必要である。

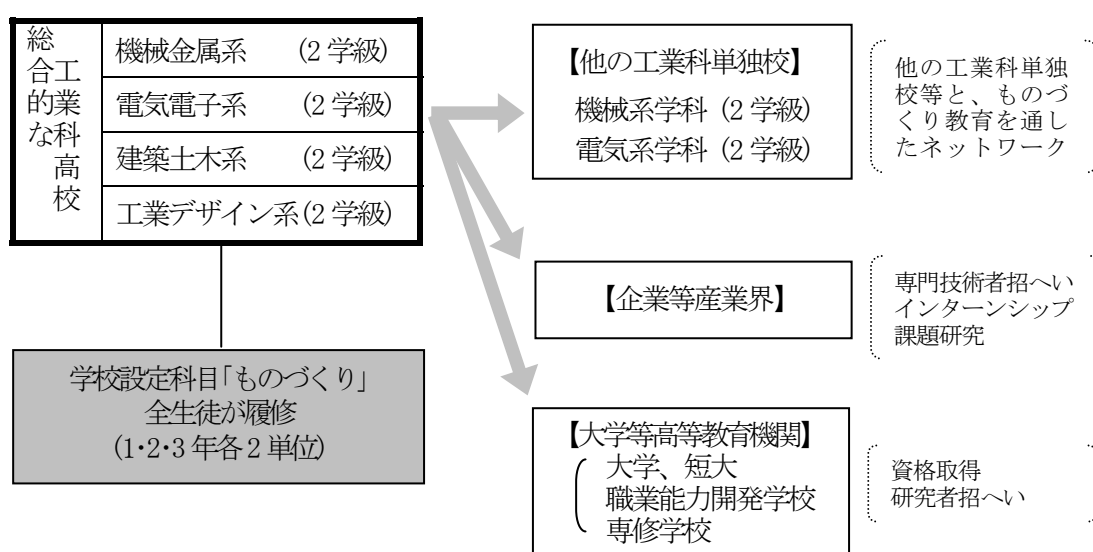
総合的な工業科高校においては、ものづくりの基礎的な知識・技能を確実に身に付け、幅広い領域の先端技術に対応できる人材の育成が図れるよう、より実践的な教育が行える学科構成と、技術革新や産業界のニーズに対応した高いレベルのものづくり教育を推進するための先端技術にも対応できる施設・設備の整備等が必要である。また、企業等産業界や大学等高等教育機関、他の工業科高校との連携を図るなど、ものづくり教育の中核的機能も果たせるようにする必要はある。

[設置学科等の例]

設置学科は、「機械、金属」「電気、電子」「建築、土木」「デザインや化学」など工業の主要な領域を広範に学習できる系（学科）を設け、基礎的な知識や技術を幅広く学んだ上で、さらに産業界が求める専門的な能力を身に付けることができるよう専門的なコース等を設ける。

また、学校規模は1学年7から8学級とし、施設・設備、教職員配置の面から教育環境の拡充を進めるとともに、より実践的な実習を多く取り入れるなどものづくり教育の充実を図るものとする。

[ものづくり教育の内容例]



ウ 新しいタイプの学科を軸とした高校

今後求められる思考力や探究力、表現力などの育成を目標とし、自然科学と人文・社会科学の両分野において、課題の設定・解決のプロセスを踏まえた、ゼミ形式による専門的な研究活動や、生徒の興味・関心、進路に応じた、発展的な教科の学習などに取り組ませる普通系専門学科など、従前の学科で行ってきた学習活動をより深める教育活動を推進する新しいタイプの学科を軸とした高校の設置は、生徒・保護者の学校選択幅の拡大の意味からも必要である。

設置に当たっては、教育内容など教育課程の工夫はもとより、指導を担当する教員について、発展的な教科の学習に対応するため、指導力等の向上に向けた研修の充実と、通常配置される以上に教員を配置することが必要となる。

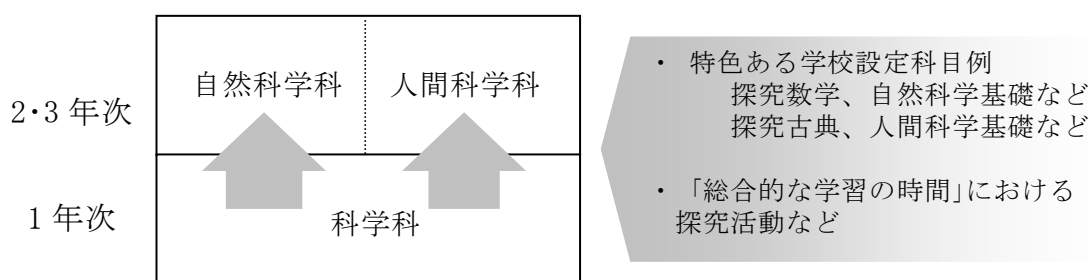
[設置例]

自然科学と人文・社会科学の専門分野における探究力や課題解決能力等の育成を目指す学科を軸とした高校である。

この学科においては、1年次に、教科の学習の基礎基本の確実な定着を図るとともに、課題の設定・解決のプロセスを踏まえた専門的な研究活動を体験する。また、2年次以降は、生徒の興味・関心や進路希望に応じて、自然科学の分野の学科と人文・社会科学の分野の学科に分かれ、発展的な教科の学習と、専門的研究の取りまとめに取り組む。

3年間の学習活動においては、生徒一人一人の能力等を最大限に伸ばすよう、フィールドワーク等の体験的な学習やゼミ形式による専門分野の学習など、多様な学習形態がとられる。

なお、学科の名称については、自然科学や人文・社会科学の専門分野を学習するという意味から、「科学科（仮称）」とし、2年次以降は、人間科学科と自然科学科とすることも考えられる。



※ 理数科は、1年次から自然科学や数学に特化した教育を行い、事象を探究する過程を通して、専門分野の系統的な理解を深め、創造的な能力を高めることを目指している。
ゼミ形式による専門分野の学習までには至っていないが、フィールドワーク等の体験的な学習や、少人数のグループによる課題研究・発表に取り組んでいる。

エ 生徒の多様な学習ニーズに応える総合選択制高校

複数の学科が設置された一定規模の高校で、学科の枠を超えた科目選択を可能とし、生徒の興味・関心や進路希望など多様な学習ニーズに対応する教育システムを導入した学校のことを「総合選択制高校」という。

総合選択制高校は、複数の学科によって構成されていることを前提としており、具体的には、普通科と複数の職業系専門学科を併設した一定規模の高校（総合制高校）又は複数の職業系専門学科が集合した一定規模の高校（総合産業高校）という2形態が想定される。

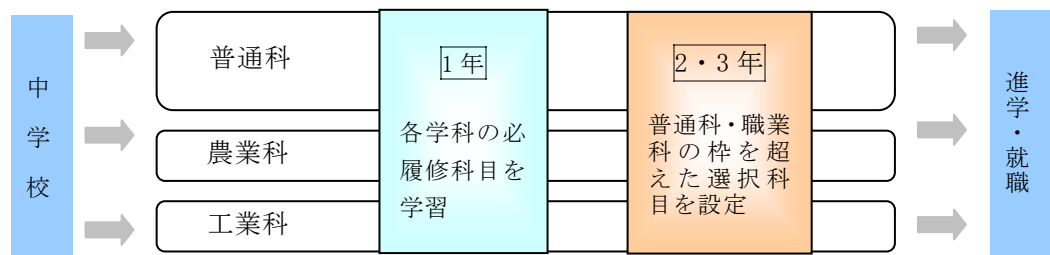
総合選択制高校を設置することについては、多様な生徒の学習ニーズに応えるとともに、学習や部活動などの面で生徒が相互に切磋琢磨できる機会が増えるなどの点において意義がある。

〔普通科と複数の職業系専門学科を併設した一定規模の高校に総合選択制を導入した総合制高校〕

国語や数学などの普通教科を中心に学ぶ普通科と農業科、工業科などの職業系専門学科が併設された高校である。

1年次は各学科の必修科目を学習し、2年次からそれぞれの専門的な学習を深めるとともに、普通科においては、自己の在り方生き方や進路について学ぶキャリア教育の観点から、農業や工業などに関する科目選択を可能にする。

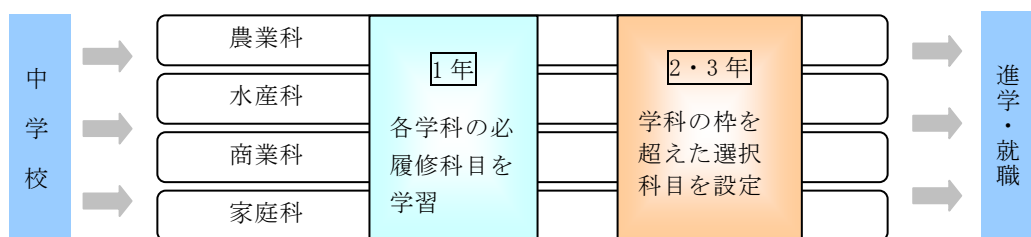
また、農業科や工業科など職業系専門学科においては、大学等への進学を視野に入れた国語や英語などの科目選択や、職業に関する知識や技術を幅広く学ぶために、農業科の生徒が工業技術等の工業科目を、工業科の生徒が食品製造等の農業科目を選択できるようにするなど、各学科において、生徒の多様な学習ニーズや進路希望に対応できるようにする。



〔複数の職業系専門学科が集合した一定規模の高校に総合選択制を導入した総合産業高校〕

農業科や商業科、家庭科など複数の職業系専門学科が集合した一定規模の高校である。1年次は各学科の必修科目を学習し、2年次からそれぞれの専門的な学習を深めるとともに、職業に関する知識や技術を幅広く学び、自己の進路や職業について理解できるよう、農業科の生徒が社会福祉など、商業科の生徒が草花などに関する科目選択を可能にし、各学科において、生徒の多様な学習ニーズや進路希望に対応できるようにする。

この場合、学校生活の場としての学級の編成については、学科別に編成する方法や、学科の別を設けない形で編成する方法などが考えられる。



オ **生徒の個性に応じた弾力的な科目選択が可能な単位制高校**

単位制高校は、教育課程において、学年ごとに履修、修得すべき科目を設定せず、所定の単位の履修、修得によって卒業が認められる「単位制」を取り入れた学校のことである。

単位制高校においては、普通科など同一学科内においても、生徒の興味・関心や進路希望、また学習ペースに応じた、多様な科目選択が可能となるため、多様な生徒の学習ニーズや進路希望にも対応することができる。

現在、本県の全日制高校においては、南砺総合高校の4校と、3校の総合学科で「単位制」が導入されているが、今後、各校の実情等に応じて単位制高校を設置することは意義のあることである。

(4) 入学者選抜制度の改善

ア 推薦入学者選抜の見直し

普通科における推薦入学者選抜については、学習、部活動等の面で、意欲的に取り組む生徒が入学しているなど一定の成果が見られるところであるが、一方、一部の学校で目的意識や学力が不十分な生徒の入学が見られること、受検機会の公平性について問題があるという指摘があることなどから、大幅に縮小する方向で見直すことが望ましい。

イ 募集方法や選抜方法の検討

理数科や複数の職業系専門学科を設置する高校においては、入学後に生徒自身が学習内容を見極め、興味・関心や進路希望を踏まえた学科が選択できるよう、学校の実情に応じて、[※]括り募集など募集方法を検討する必要がある。

また、新しいタイプの学科を軸とした高校などについては、他の高校と共通した学力検査問題だけでは、適性や能力を十分測ることが難しいことから、独自の検査を実施するなど学校の実態に応じた選抜方法を検討する必要がある。

※ 括り募集

中央農業高校では、「生物生産科」「園芸デザイン科」「バイオ技術科」の3学科を設置しているが、入学者選抜は3学科を一括りとして90人で募集し、2年に進級する段階で学科を選択することとしている。このような学科の枠を超えた大枠で入学者選抜を行い、入学後に学科を選択する方式を括り募集と呼んでいる。

第2章 実効性のある取り組みの推進

中学校卒業予定者数の減少と学校の小規模化、また、生徒の多様化に伴う様々な問題等が見られる状況を踏まえて、今後高校生に求められる能力等の育成を目指す県立高校教育の一層の充実を図るため、本委員会においては、「日常的な教育活動の充実」、「教育形態・方法等の改善・充実」及び「学校の形態・仕組みの革新」の三つの観点から、その具体的な方策等を示した。

○ 日常的な教育活動の充実

[授業等における指導の充実]

- ・ 基礎基本の確実な定着を図るきめ細かな指導の充実
- ・ 自ら考え学ぶ力を育てる問題解決的な学習や体験学習等の充実
- ・ 人間性や社会性を培い社会に貢献しようとする意欲や態度を育てる指導の充実
- ・ 豊かな人間関係をつくるためのコミュニケーション能力等を育てる指導の充実
- ・ 進路意識や職業観を養う進路指導の充実
- ・ 切磋琢磨できる集団活動の機会の充実

[学校の教育力の向上]

- ・ 学校の自主性・自律性の尊重
- ・ 教員の資質向上
- ・ 中学校と高校の連携促進
- ・ 学校評価の積極的な活用

○ 教育形態・方法等の改善・充実

- ・ 教育目標実現のための教育課程編成や習熟度別学習の充実
- ・ これからの時代に必要とされる能力等の伸長
- ・ 地域等との連携の拡充
- ・ 大学等高等教育機関との連携の拡充

○ 学校の形態・仕組みの革新

- ・ 学科・コース等におけるこれまでの取り組みの見直し
- ・ 学校の仕組みの見直し
- ・ 新しい学校の形態・仕組みの導入
- ・ 入学者選抜制度の改善

県教育委員会と各県立高校においては、これらの方策等に基づき、生徒の実態等を踏まえた、実効性ある適切な取り組みを進めていく必要がある。

その際、重要になってくるのが、第1に、県教育委員会と学校の役割分担に基づく連携・協力、第2に、県教育委員会と学校における目標の明確化と、各学校における主体的な取り組みが十分行えるようにするための条件整備、そして第3に、計画・実施・評価（PDSサイクル）による評価システムの活用など、各取り組みに実効性を持たせるための改善・工夫である。

第1節 県教育委員会と学校の役割分担

県立高校教育の一層の充実に向けた方策等については、生徒の指導に直接関わる学校だけで実施できるものではない。

県全体に関わる総合的な目標と計画を立てるとともに、各学校の教育活動や学校運営状況等を把握し、学校に対する支援等を行う県教育委員会と、その県教育委員会の目標等を踏まえ、校長のリーダーシップの下に、生徒の実態等に応じた教育活動等を実施する学校とが、それぞれの役割を適切に分担し、連携・協力を図りながら共通の目標達成に向けて取り組むことが必要である。

例えば、県立高校教育の一層の充実に向けた方策等の内、「日常的な教育活動の充実」及び「教育形態・方法等の改善・充実」に示した方策等については、その多くが学校における取り組みであるが、それらの方策等が着実に実施できるようにするため、人的・財政的措置等の、県教育委員会による支援が求められる。

一方、「学校の形態・仕組みの革新」に示した方策等については、県教育委員会の主体性と、県全体を見通した計画性が求められる取り組みであるが、その方策等は、各学校の実態等を踏まえたものでなくてはならず、また、実施に当たっては、当然のことながら、各学校の主体的な取り組みが必要である。

以上のように、県立高校教育の一層の充実に向けた方策等を着実に実施していくためには、県教育委員会と各学校の役割分担に基づく連携・協力が重要である。

第2節 目標の明確化と条件整備

1 県教育委員会における目標の明確化と条件整備

県立高校教育の一層の充実に向けた取り組みは、特定の学校だけで行われるものではない。新しいタイプの高校の導入など「学校の形態や仕組みの革新」についてはともかくとしても、授業等における指導の充実など「日常的な教育活動の充実」や、教育目標実現のための教育課程編成など「教育形態・方法等の改善・充実」については、全ての県立高校において、取り組まれることが必要である。

このため、県教育委員会においては、中学校卒業生数の減少に伴う学校の小規模化や、生徒の多様化に伴う現代的な教育課題など県立高校教育の現状を踏まえ、県立高校教育の一層の充実を図り、たくましく未来を切り拓いていく人材を育成していくための総合的な目標と計画を策定することが重要である。

また、その総合的な目標と計画を踏まえて、各学校が、生徒の実態等に対応した、主体的な取り組みを十分行うことができるよう、県教育委員会においては、人事面、財政面等での条件整備など支援に努める必要がある。

各学校における教科指導や進路指導、生徒指導など多面にわたる教育活動の実績を適切に評価するとともに、当該年度における取り組みに対して、必要な人的配置や予算措置などについて工夫、検討することが望ましい。

2 各学校における目標の明確化と取り組みの推進

県教育委員会の目標と計画を踏まえて、各学校においては、中長期の視点に立った学校としてのビジョンを立てるとともに、年度ごとに、学校の現状・課題を踏まえた教育目標と教育計画を立て、その年度における重点課題と具体的な取り組みを設定することが必要である。

なお、各学校において設定される取り組みについては、生徒の実態等を踏まえた教育活動等の改善・充実につながるものであり、全ての生徒が、主体的、意欲的に学習活動等に取り組み、充実した学校生活を送れるようにすることを目指すものであることが重要である。

生徒の実態など各学校の現状と課題は、学校によって異なるものであり、本委員会が、「日常的な教育活動の充実」と「教育形態・方法等の改善・充実」に示した方策等についても、

例えば、日常的な教育活動の充実については、

- ・ 高校教育が最低限保証しなければならない基礎学力の定着を目指した、授業実践に重点を置くこと
- ・ 規範意識を持たせるなど社会性を培い、社会に貢献しようとする意欲や態度を育てるための生徒指導を進めること
- ・ 進学、就職など生徒の進路希望に応じたキャリア教育の推進を、組織的、計画的に行うこと

など学校によって様々な取り組みが考えられる。

また、教育形態・方法等の改善・充実についても、「大学の教授等による専門的な講義に取り組みさせること」、「民間企業の技術者による先端的技術についての指導を受けること」、「地域と連携し、ボランティア活動等に取り組むこと」など、学校や生徒、地域等の違いによって、その取り組み内容は異なるものになると考えられる。

第3節 実効性を持たせるための改善・工夫

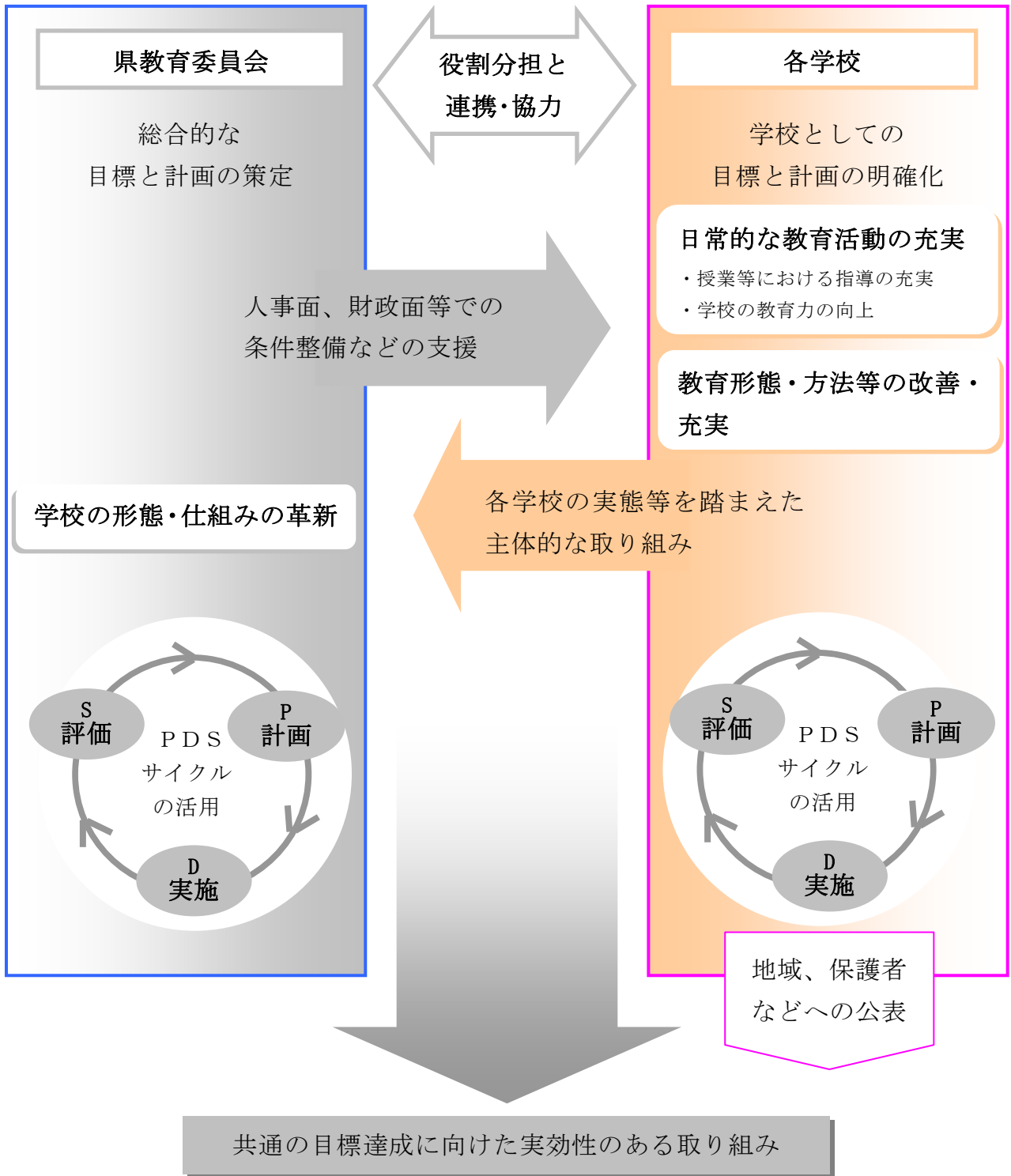
県立高校教育の一層の充実に向けて、より実効性のある取り組みを進めていくためには、その取り組みの目標達成状況を継続的に把握していくことが大切である。

また、取り組みの効果を事後評価し、取り組みそのものの有効性を含め、検討が必要なものについては、その原因を分析・検証し、改善策を検討することが大切である。

このため、県教育委員会と学校など各実施主体においては、計画・実施・評価（PDSサイクル）による評価システムを活用するなどして、目標達成に向けた取り組みがより実効性のあるものになるよう、努めることが重要である。

また、各学校における教育活動の成果を適切に評価し、より充実したものにしていくため、教育目標や教育計画、また具体的な取り組み内容等を明確化するとともに、地域や保護者などに公表することが重要である。

実効性のある取り組みの推進



第3章 県立高校の望ましい規模と配置

本県においては、少子化による中学校卒業生数の減少が続く中、県立高校では学校の小規模化が進み、学習活動、学校行事、部活動等の面における問題への対応が必要になってきている。この学校の小規模化は、各学科における運営面等においても影響を及ぼしている。

今後求められる県立高校教育の一層の充実を図るため、学校の小規模化の現状を踏まえながら、学校の望ましい規模や配置など生徒の学習環境の整備について、中長期の視点に立って検討することが求められている。

第1節 学校の規模と配置に係る基本的な考え方

学校の規模と配置を検討するに当たっては、先ず、前提となる募集定員、学級定員、[※]通学区域について確認する必要がある。その上で、学習環境の質を向上させるために、望ましい学校規模や学校数、望ましい各学科の構成や定員割合など、基本的な考え方について検討を進める必要がある。

※ 通学区域

通学区域とは、教育条件を整備し、教育の機会均等を確保するという観点から、生徒の居住地により、それぞれの学校が生徒を受け入れる一定の地理的範囲を示したものである。

義務教育段階においては、原則として、設定された通学区域によって入学する学校が指定される。高校においては、戦後、小学区制が導入され、居住地により入学できる高校が指定されたが、生徒・保護者の学校選択幅を拡大するという観点等から、通学区域は拡大されてきた。制度的には、都道府県教育委員会が通学区域を定めるという規定があったが、法改正で削除され、都道府県教育委員会の判断により、通学区域を定めないとすることも可能となった。

1 募集定員等

(1) 募集定員

県立高校の募集定員については、本県高校教育における県立高校と私立高校の役割等を十分に踏まえるとともに、互いに協調して本県高校教育の一層の充実を図るという観点から、富山県公立高等学校連絡会議（文部省局長通知により昭和55年に設置）における合意に基づく県立高校の生徒受け入れ割合（公私比率）を尊重することが望ましい。

なお、平成20年度から22年度までの県立高校全日制の生徒受け入れ割合は、平成19年2月合意によって、中学校卒業予定者数の70.8%となったところである。

(2) 学級定員

国の公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律では、「全日制の課程又は定時制の課程における1学級の生徒数は40人を標準とする」としている。

これに基づき、1学級の生徒数は40人を標準とし、学習の単位としての生徒数は、生徒の学習ニーズや進路に対応した多様な選択授業や学習内容の定着を図るための習熟度別学習を実施するなど、授業において実質的な少人数指導ができるよう、引き続き創意工夫に努めることが望ましい。

なお、学級編制については、国の教職員定数の改善の動向を見据えるとともに、少人数学級における取り組みの成果や課題等を評価した上で、今後の在り方について検討することが望ましい。

(3) 通学区域

現行の県立全日制高校の通学区域は、普通科以外の学科については県下一円、普通科は居住地区及び隣接区域とされているところであるが、普通科については、高校の配置バランスも配慮され、生徒の通学実態に即したものとなっている。このように、本県においては、通学区域による学校選択の制約は極めて少ない状況にあることなどから、現行の制度を存続することが望ましい。

2 望ましい学校規模と学校数

(1) 学習環境と学校規模

平成19年における県立高校の1学年当たりの学級数をみると、一層小規模化が進み、8学級以上の学校はなく、7学級4校、6学級5校、5学級9校、4学級11校、3学級以下の学校が14校であり、1校当たりの平均学級数は4.3学級となっている。

今後予想される中学校卒業予定者数の減少傾向等を勘案すると、3学級以下のいわゆる小規模校がさらに増加し、県全体の平均学級数も小さくなることが予想される。

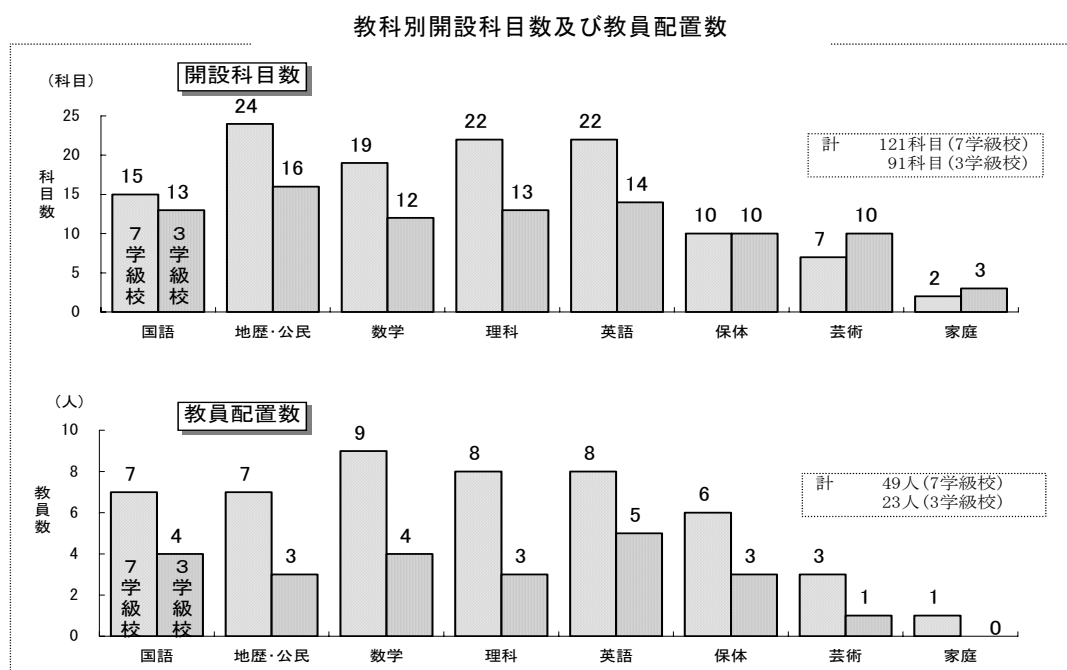
こうした学校の小規模化は、生徒の学習環境にどのような影響を与えるのか、また、高校生にとって望ましい学習環境を維持するにはどのくらいの規模が必要なのかについて、平成17年に県教育委員会が実施した調査によれば、県内県立高校の内、7学級規模の学校と3学級規模の学校を比較したところ、次のような状況であった。

[教科別に見た教員配置数と開設科目数]

教員配置数は、例えば、数学では7学級規模の学校が平均9名であるのに対して、3学級規模の学校は平均4名となっているなど、各教科とも3学級規模の学校における教員配置数は少なくなっている。

教員配置数の違いは、学校において開設できる科目数に影響する。例えば、理科では7学級規模の学校の開設科目数が平均22科目であるのに対して、3学級規模の学校の開設科目数は平均13科目となっており、3学級規模の学校における開設科目数は、7学級規模に比べて少なくなっている。

このように7学級規模の学校においては、多くの科目を開設し、生徒の多様な学習ニーズや進路希望等に十分対応できるが、3学級規模の学校では、少ない科目しか開設できず、生徒の科目選択希望に十分応えられないという状況が見られる。



※ 普通系学科を設置する県立全日制高校20校(1から3学年が同一クラス数)について、平成17年度に県教育委員会が調査したものである。

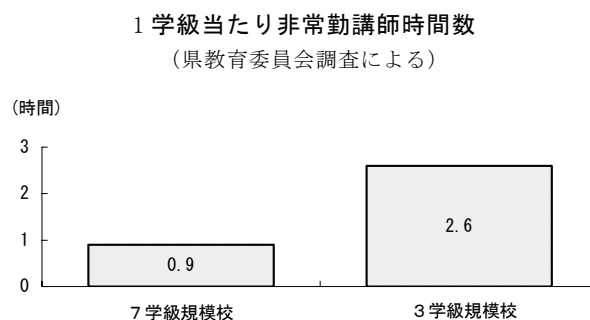
[非常勤講師の時間数]

高校では、正規の教員だけで各教科の授業時間数を受け持つことができない場合、教科ごとに不足する授業時間数を非常勤講師により補っている。非常勤講師の勤務は、正規の授業時間に限られていることから、非常勤講師の時間数が多くなると、授業時間以外に学習内容についての指導を受ける機会や質問する機会が少なくなる。

このことを踏まえて、7学級規模の学校と3学級規模の学校における1学級当たりの非常勤講師の担当時間数を比較すると、7学級規模の学校で

は平均 0.9 時間であるのに対して、3 学級規模の学校では平均 2.6 時間となっており、小規模校ほど非常勤講師が担当する時間の割合は高くなっている。

また、非常勤講師の時間数が多い場合、生徒に対する適切な指導を行うための教員間における連携や研修についても十分行えない場合が生じることになり、こうした面においても、3 学級規模の学校は 7 学級規模の学校と比べて課題が多い。

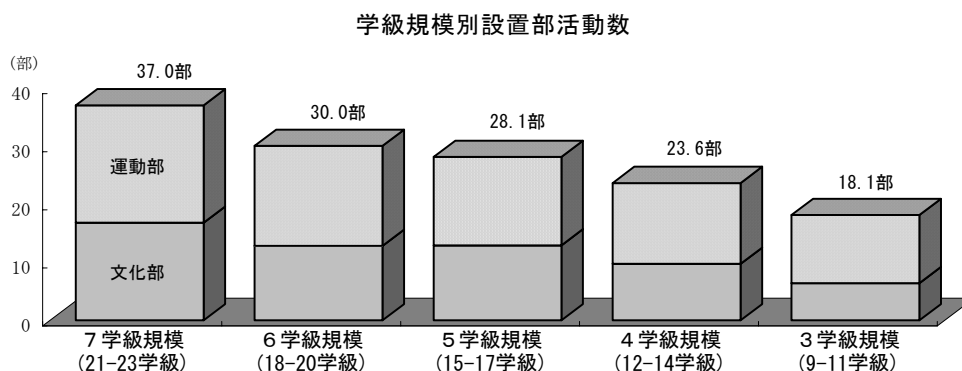


[生徒の部活動選択]

部活動開設数については、1 学年 7 学級規模の学校では、運動部と文化部を合わせて平均 37 部が開設されているのに対して、3 学級規模の学校では平均 18 部と、7 学級規模の学校の半分程度しか開設できない状況にあり、学校規模によって開設部活動数に明らかな差が生じている。

3 学級規模の学校では、部活動における生徒の選択幅が狭く、また、団体種目の部活動を多く設けることが難しくなっている。

これに対して、7 学級規模の学校では、運動部、文化部ともに、様々な部活動を開設することができ、生徒も興味・関心等に応じて部活動を選択し、多くの生徒とともに活気ある活動を行うことができる。



※ 2 学級規模校を除く県立全日制高校について、平成 17 年度に県教育委員会が調査したものである。

[教員の担当科目等]

学校の規模の違いは、生徒の学習活動や部活動等の面だけでなく、担当科目数や担当学年数など教員の負担の面にも影響を与えている。その状況について 7 学級規模の学校と 3 学級規模の学校について比較すると、次のとおりである。

教員 1 人当たりの担当科目数は、例えば、地歴・公民科では 7 学級規模の学校が平均 3.4 科目であるのに対して、3 学級規模の学校は平均 5.3 科目となっているなど、英語を除く各教科とも 3 学級規模の学校の担当科目数は多くなっている。

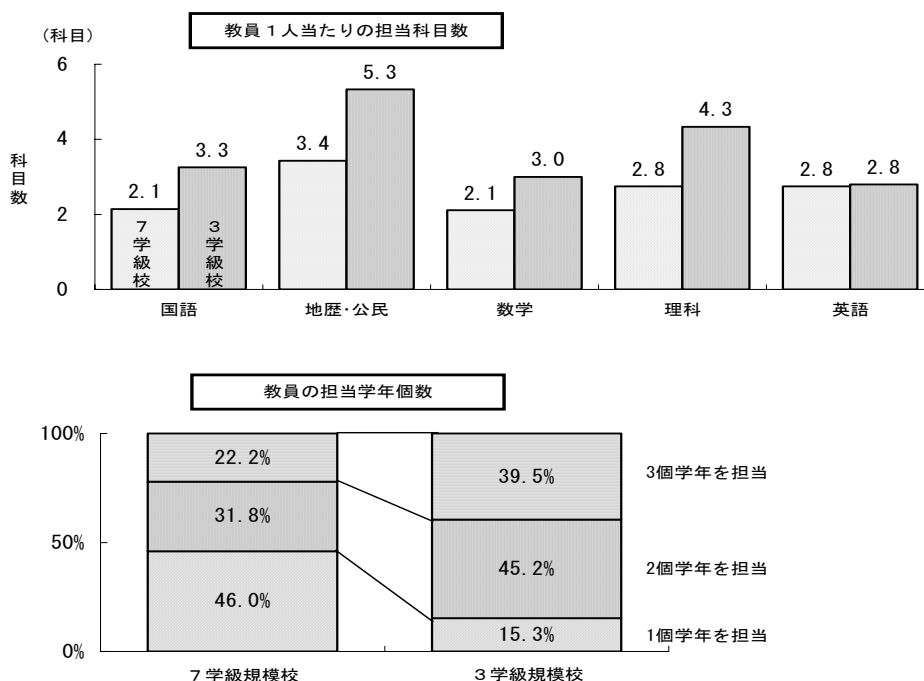
また、1 人の教員が担当する学年の数についても、7 学級規模の学校では 1 つの学年のみを担当している教員は 46.0%であるのに対し、3 学級規模の学校では 15.3%と、ほとんどが 2 つ以上の学年を担当している。

このように、7 学級規模の学校の教員は、担当する科目数や学年の数が比較的少なく、教材研究等の時間を十分確保して授業を行うことができる。一方、3 学級規模の学校においては、担当する科目や学年の数が多くなり、7 学級規模の学校に比べて教材研究等の授業準備の時間を十分に確保できない場合もあると考えられる。

なお、授業以外の校務分掌上の教員 1 人当たりの負担についても、小規模校ほど大きくなっている。

教員の担当科目数及び担当学年個数

(県教育委員会調査による)



担当科目数や校務分掌の分担における教員の負担の面から見ると、7 学級規模の学校では、様々な教員が個々の生徒の指導に関わりきめ細かい指導ができる。一方、3 学級規模の学校では、教員の多忙化を招き、ひいては教科指導、生徒指導、特別活動等において、生徒に対するきめ細かい指導が難しくなる場合がある。

以上のように、生徒の科目選択や部活動の選択幅の確保等、生徒の多様なニーズに応じた学習活動等の充実や教員の指導力を有効に活用する諸条件の整備など生徒の学習環境を整えるためには、一定の学校規模が必要であり、1 学年 3 学級以下の小規模校では様々な制約がある。

(2) 望ましい学校規模

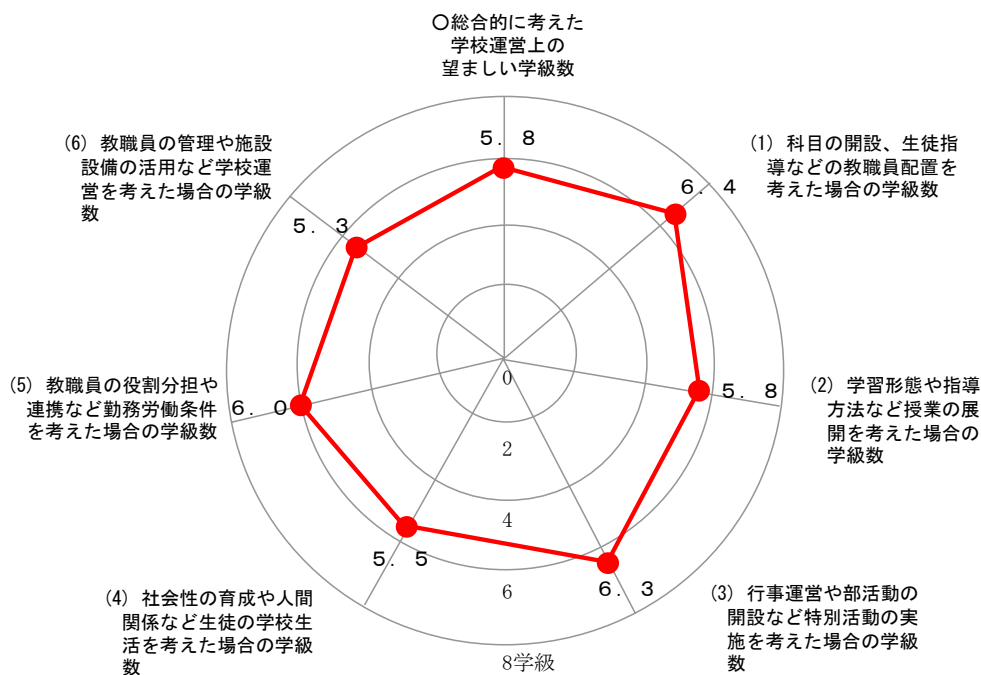
県立高校の望ましい規模については、平成 17 年に実施した「県民・教職員等対象のアンケート」の集計結果によれば、1 学年当たり平均 4.7 学級であった。

また、県立高校の校長・教頭を対象にした「県立高校の望ましい規模」に関するアンケート調査によれば、校長・教頭が自らの教員経験や学校運営の経験などに基づき、望ましいと思う学校規模の平均は、

- ・ 教職員配置を考えた場合は 6.4 学級
- ・ 授業等の展開を考えた場合は 5.8 学級
- ・ 特別活動の実施を考えた場合は 6.3 学級
- ・ 生徒の学校生活を考えた場合は 5.5 学級
- ・ 教職員の勤務労働条件を考えた場合は 6.0 学級
- ・ 学校運営を考えた場合は 5.3 学級
- ・ 総合的に考えた場合は 5.8 学級

という結果が得られた。

望ましい学校規模に関するアンケート（校長・教頭対象）



※ 県立全日制高校の校長及び教頭を対象に、県教育委員会が平成 17 年度に実施したアンケート集計結果から、望ましい学級数と答えた割合に応じた加重平均により算出したものである。

この結果や、3 学級規模以下の学校においては、生徒の科目選択や部活動の選択幅の確保など、充実した教育活動の実施という面からは、様々な制約があることを踏まえると、生徒の能力や個性を最大限に伸ばすための教育課程編成や、活力ある教育活動の展開に必要な生徒集団や教職員の確保など、より良い教育条件を整備するためには、概ね1 学年5 から6 学級を基本的な学校規模とすることが妥当である。

地区ごとの学校の配置については、それぞれの県立高校における学科構成の違いや設置された地域の実情などを総合的に判断すると、県立高校の学校規模は1 学年5 から6 学級(200 から240 人)を基本とし、1 学年4 から8 学級(160 から320 人)の規模の学校を配置することが望ましい。その際、地域の実情や学校の特色、生徒の通学の便等を勘案し、また地区バランスにも十分配慮しなければならない。

(3) 望ましい学校数

本県では、これまで県立高校の実質的な再編統合が行われなかったが、この間、中学校卒業者数は大幅に減少し、県立高校は全体的に小規模化してきている。今後も引き続き中学校卒業者数の減少が予測される中、「県立高校将来構想の基本的な方向」においては、県の人口調査の結果に基づき、平成27年3月の中学校卒業者数を10,049人と推計していたが、平成18年の調査では10,173人とされている。

この卒業者数に対する平成27年の県立高校の募集定員は、県立高校の生徒受け入れ割合(公私比率)が平成20年度から22年度までの70.8%(平成19年2月合意)であると仮定すれば、7,202人程度と見込まれる。さらに、1学級の生徒数の標準を40人とすれば、平成27年の想定学級数(1学年の募集学級数)は、180学級程度となる。

一方、中学校卒業者数の減少や、現在のような厳しい社会経済情勢が続く中であっても、県立高校教育の一層の充実を図り、たくましく未来を切り拓いていく人材を育成していくことが引き続き重要である。そのためには、生徒の学習環境の質を保障する観点から基本的な学校規模を維持するとともに、県立高校一校一校に対して十分な運営費を確保・配分できるよう県立高校の設置数に関しても検討を加えることも不可避である。

「県立高校将来構想の基本的な方向」にもあるとおり、生徒の多様なニーズに応じた学習活動等の充実や教員の指導力を有効に活用する諸条件の整備など県立高校教育の保障と、活力ある教育活動の展開に必要な生徒集団や教職員数の確保など将来を見据えた一定の学校規模の確保の観点等から総合的に判断すると、県立高校全体の1学年の平均学級数は、基本的な学校規模として示された「1学年5から6学級(200から240人)」が妥当と考えられる。

以上のことから、基本的な学校規模「1学年5から6学級」を前提として、想定学級数が180学級程度であるとした場合、平成27年における望ましい学校数は、30から36校（現在43校）程度と試算することができる。

〈想定学級数〉	
10,173人(中学校卒業予定者数)×0.708(公私比率)÷40人=180学級	
〈望ましい学校数〉	
・ 5学級の場合	180学級÷5学級=36校
・ 6学級の場合	180学級÷6学級=30校
※ 今後、公私比率や1学級の生徒数の標準が変更された場合は、平成27年の想定学級数、望ましい学校数ともに変化することとなる。	

3 学科の構成と定員割合

(1) 現在の学科構成

高校における学科は、第1に、国語、地理歴史、数学、外国語、保健体育など幅広い分野の基礎教科に関する普通教育を行う「普通科」、第2に、普通教育を基礎としながらも、農業、工業、理数など特定分野に特化した専門教育を主に行う「専門学科」、第3に、普通教育に属する教科、及び専門教育に属する教科の両方から、科目を選択して履修することができる「総合学科」の三つに分けられる。

ア 普通科

普通科については、現在、全日制高校43校中28校に設置されている。

また、普通科設置校の内15校には、自然科学や人文科学、国際、情報など、生徒の興味・関心に応じた特定分野の科目選択ができるコースが設置（全16コース）されている。

なお、普通科コースの内、富山東、水橋、呉羽の3校については、1年次からのコース（入学の段階からコースに所属し、1年次から独自の科目が選択できる）であるが、その他12校13コースについては、2年次からのコースとなっている。

〔普通科コースの設置状況〕		
泊（観光ビジネス）	入善（自然科学）	桜井（国際）
八尾（情報、福祉）	富山西（英語実践）	<u>富山東（自然科学）</u>
富山南（国際）	<u>水橋（体育）</u>	<u>呉羽（音楽）</u>
大門（情報）	新湊（国際）	高岡西（人間福祉）
高岡南（人文科学）	福岡（英語）	氷見（自然科学）
※（ ）内はコース名、 <u> </u> は1年次からのコース		

イ 専門学科

専門学科については、普通教科の特定分野に特化した教育を主に行う「普通系専門学科」と、職業教育にかかわる特定教科に特化した教育を主に行う「職業系専門学科」に分けられる。

(ア) 普通系専門学科

普通系専門学科については、自然科学及び数学に特化した教育を行う「理数科」と、国際関係及び外国語に特化した教育を行う「国際科」の2学科があり、理数科は5校、国際科は2校に設置されている。

(イ) 職業系専門学科

職業系専門学科については、農業科、水産科、工業科、商業科、家庭科、看護科、福祉科の7学科があり、農業科は4校、水産科は2校、工業科は10校、商業科は7校、家庭科は3校、看護科は1校、福祉科は1校に設置されている。

その内、農業科、水産科、工業科、商業科、家庭科の5学科においては、より専門的な領域に関する学習が行えるよう、特色ある小学科が設けられている。現在、設置されている小学科の種類が最も多いのは工業科であり、16小学科となっている。

〔職業系専門学科に設けられた小学科〕

- ・ **農業科** 農業科、生物生産科、園芸デザイン科、バイオ技術科、農業科学科、農業環境科
- ・ **水産科** 海洋技術スポーツ科、海洋食品情報科、漁業科、水産食品科
- ・ **工業科** 機械科、電子機械科、電気科、電気情報科、情報環境科、情報技術科、金属工業科、建築科、工芸科、デザイン科、機械工学科、環境科学科、電子科、土木科、葉業科、くすり・バイオ科
- ・ **商業科** 商業科、流通経済科、国際経済科、会計科、情報処理科、情報デザイン科
- ・ **家庭科** 生活環境科、生活文化科、生活福祉科

ウ 総合学科

総合学科は、普通科、専門学科のいずれにも属さない「第3の学科」と呼ばれている。この学科の特徴は、普通教科及び専門教科の両方の多様な科目を開設するとともに、科目選択や進路選択に関するガイダンス機能の充実を図り、生徒が興味・関心、能力・適性、進路希望等に基づき履修科目を選択できるようにしている点にある。

現在、総合学科は3校に設置されており、いずれも1学年4学級規模となっている。総合学科を設置している各校では、学校の実情に合わせて、テーマ性をもった選択科目群「系列」の開設やグループで取り組む課題研究の実施など多様な教育課程を編成し、一人一人の生徒に応じた学習活動が行われるよう取り組んできたところである。

〔総合学科を設置している各学校に設けられた系列〕

- ・ **小杉高校** 文科、理工、国際、バイオ、美術、体育武道 …… 以上6系列
- ・ **上市高校** 人文国際、自然科学、福祉健康、情報ビジネス、グリーン、スポーツ科学 …… 以上6系列
- ・ **富山いずみ高校** 人文・社会、自然・情報、生活デザイン …… 以上3系列

〔県立高校全日製の地区別募集学科構成〕

平成19年度

大学科	学級数	定員	小学校	新川地区			富山地区			高岡地区			砺波地区			
				学校	学級数	定員	学校	学級数	定員	学校	学級数	定員	学校	学級数	定員	
普通系 の学科	普通	105	4,144	泊 入善 桜井 魚津 滑川 雄山	3 4 3 5 3 3	120 160 120 200 120 120	八尾 富山西 富山 富山中部 富山北部 富山東 富山南 水橋 呉羽	4 3 6 6 2 6 5 4 6	160 120 240 240 80 240 200 160 230	大門 新湊 高岡 高岡西 高岡南 福岡 氷見	3 3 6 3 4 3 4	120 120 240 120 160 120 160	砺波 福野 平 井波 福光 石動	4 4 2 1 2 3	160 160 34 40 80 120	
	理数	5	200	魚津	1	40	富山 富山中部	1 1	40 40	高岡	1	40	砺波	1	40	
	国際	4	150	国際 国際交流						伏木	3	120	福光	1	30	
	計	114	4,494		22	880		44	1,750		30	1,200		18	664	
総合 学科	総合	12	480	上市	4	160	富山いづみ	4	160	小杉	4	160				
	計	12	480		4	160		4	160		4	160		-	-	
職業系 の学科	農業	6	180	農業	入善	1	30	中央農業	3	90						
				生物生産												
				園芸デザイン												
				バイオ技術												
				農業科学								有磯	1	30		
	農業環境												福野	1	30	
	水産	4	110	海洋技術スポーツ	海洋	2	50									
				海洋食品情報	海洋	1	30									
				漁業								有磯	1	30		
				水産食品												
	工業	27	1,080	機械	魚津工業	1	40	大沢野工業 富山工業	1 1	40 40	高岡工業	1	40	砺波工業	2	80
				電子機械	魚津工業	1	40	大沢野工業	1	40	高岡工業	1	40			
				電気			富山工業	2	80	高岡工業	1	40	砺波工業	1	40	
				電気情報			大沢野工業	1	40							
				情報環境	魚津工業	1	40									
				情報技術			富山工業	1	40							
				金属工業			富山工業	1	40							
建築						富山工業	1	40	高岡工業	1	40					
工芸									高岡工業	1	40					
デザイン																
機械工学											二上工業	1	40			
環境科学											二上工業	1	40			
電子											砺波工業	1	40			
土木	桜井	1	40	富山西	1	40										
薬業	滑川	1	40													
くすり・バイオ				富山北部	1	40										
商業	18	720	商業	滑川	1	40				新湊 氷見	1 1	40 40	石動	1	40	
			流通経済			富山商業	2	80	高岡商業	1	40					
			国際経済			富山商業	1	40	高岡商業	2	80					
			会計			富山商業	2	80	高岡商業	2	80					
			情報処理			富山商業	2	80	高岡商業	1	40					
情報デザイン			富山北部	1	40											
家庭	3	120	生活環境	桜井	1	40										
			生活文化	雄山	1	40										
			生活福祉						有磯	1	40					
福祉	2	50	福祉								井波	2	50			
看護	1	40	看護			富山いづみ	1	40								
計	61	2,300		12	430		23	890		18	700		8	280		
総計	187	7,274		38	1,470		71	2,800		52	2,060		26	944		

※ 「平成19年度富山県立学校募集定員等」(H18.10発表)による

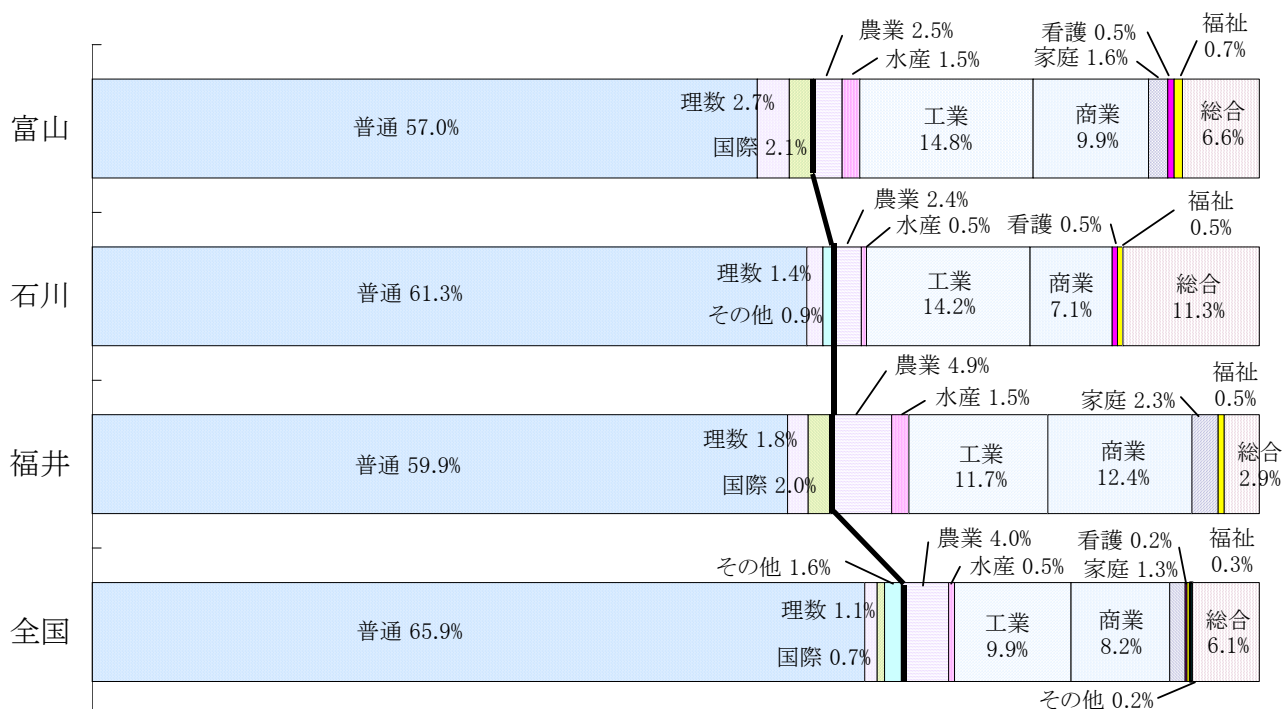
(2) 現在の定員割合

県立高校全日制に設置された各学科の、平成 19 年における定員割合は、普通科が 57.0%と最も大きく、次いで工業科が 14.8%、商業科が 9.9%、総合学科が 6.6%となっている。

また、各学科の定員割合を、普通系学科、職業系専門学科、総合学科の 3 つに大別してみた場合、普通系学科は 61.8%、職業系専門学科は 31.6%、総合学科は 6.6%となっている。

定員割合から見た本県の学科構成について、普通科及び普通系学科の割合の面から、石川県、福井県、全国と比較してみると、普通科の割合では、石川県や福井県と比べて 3~4%、全国と比べて約 9%低くなっており、普通系学科全体の割合では、石川県や福井県と比べて約 2%、全国と比べて約 7%低くなっている。

【北陸 3 県の学科の定員割合と全国状況】



※ 「平成 19 年度全国公立高校全日制課程第 1 学年募集状況」による

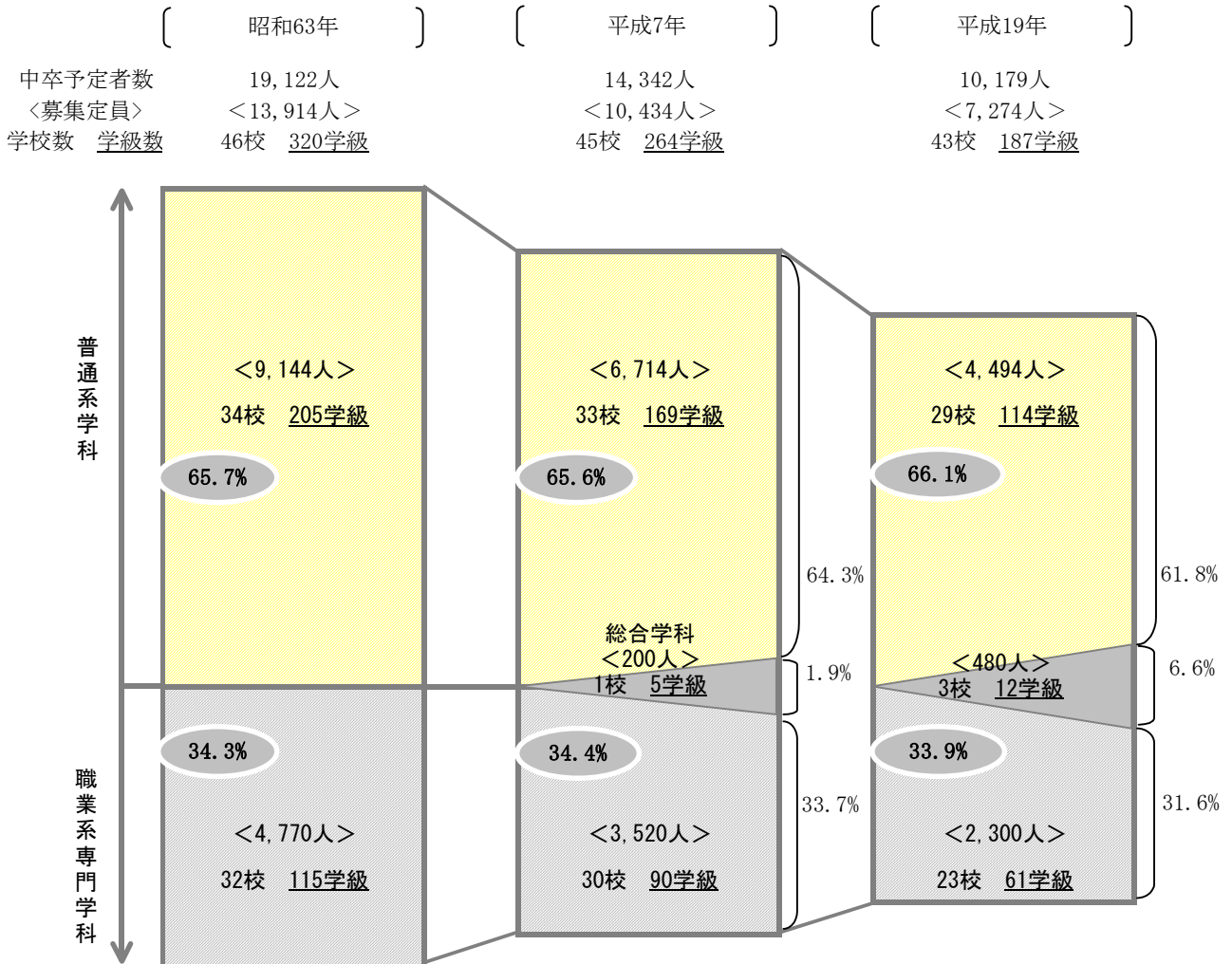
(3) 定員割合の推移

昭和 63 年以降、各学科の定員割合については、普通系学科と職業系専門学科の割合（以下、「普職比率」という。）が、それぞれ 66%程度、34%程度となるように配慮しながら、産業構造の変化や各学科に対する生徒・保護者のニーズなどを踏まえて設定してきたところである。

総合学科が開設された平成 7 年以降については、普職比率を、県立高校全日制の全募集定員から総合学科の募集定員を除いた数に対する割合とした（普通系学

科が 66%程度、職業系専門学科が 34%程度) ことから、全募集定員に占める普通系学科と職業系専門学科の定員割合は、総合学科が開設される前に比べて相対的に低くなってきた。

【普職比率と学科別募集定員の推移】



※ 内の数値は普職比率(総合学科を除く割合)、枠外の数値は普通系学科・総合学科・職業系専門学科の割合を示す。なお、模式図であり、定員数と割合の大きさに相関はない。

平成 19 年における各学科の定員割合については、前述のとおりであるが、総合学科が開設された平成 7 年と比較すると、次のとおり変化している。

- ・ 総合学科は、設置校が 3 校に増えたこともあり、1.9%から 6.6%に増えている。
- ・ 総合学科の定員割合が増えた分、普通系学科全体と職業系専門学科全体の定員割合は減っている。

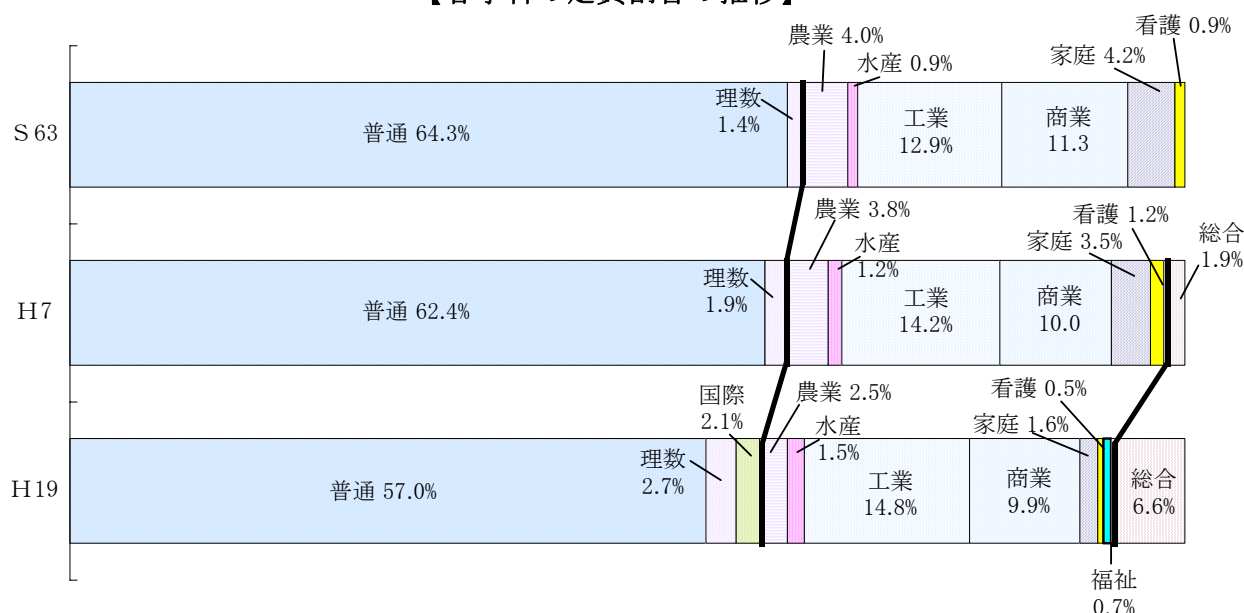
- 定員割合が減った普通系学科において、募集定員に変化のない理数科は1.9%から2.7%に、平成17年に新設された国際科の定員割合は0%から2.1%に増えている。

一方、普通科は62.4%から57.0%に大きく減っている。

- 同じく定員割合が減った職業系専門学科において、定員割合にあまり変動のないのは工業科と商業科であり、それぞれ約15%と約10%となっている。また、平成17年に新設された福祉科は0%から0.7%に増えている。

一方、定員割合が減ったのは、農業科、家庭科及び看護科となっている。

【各学科の定員割合の推移】



(4) 中学生の進学希望状況と各学科の募集定員

県立高校全日制の各学科の定員割合が、中学生の進路希望の実態に対応したのになっているかどうかという点について見ると、平成18年5月に実施された「中学生の進路希望調査」では、中学校卒業予定の3年生の約92%が県立高校全日制への進学を希望している。

学科別進学希望状況と当該学科に設定された募集定員とを比較してみると、普通科については、希望生徒が6,279人(県立高校全日制を希望する生徒の約67%)であるのに対して、募集定員は4,144人と少なくなっている。また、ものづくり教育の中心となる工業科についても、希望者数が募集定員を上回っている。

一方、農業科、水産科、商業科の各学科については、過去10年以上、希望者数が募集定員を大きく下回る状況が続いている。

【中学3年生の学科別進学希望状況と募集定員】

区分	計 (人)	普通系の学科			職業系の学科							総合学科	
		普通科	理数科	国際科	農業科	水産科	工業科	商業科	家庭科	看護科	福祉科		
中卒予定者数(H19.3)	10,179												
進学希望者 県立高校全日制 進学希望者数(H18.5) (全日制高校進学希望者数)	9,361 (9,599)	6,279	236	82	130	35	1,154	600	152	89	25	579	
募集定員	県立高校全日制	7,274	4,144	200	150	180	110	1,080	720	120	40	50	480
	(県立募集率)	(71.5%)											
	$\frac{\text{進学希望者}}{\text{募集定員}}$	128.7%	151.5%	118.0%	54.7%	72.2%	31.8%	106.9%	83.3%	126.7%	222.5%	50.0%	120.6%
	私立高校全日制	2,290	2,075	—	—	—	—	155	—	60	—	—	—
	(私立募集率)	(22.5%)											
県立・私立の合計	9,564	6,219	200	150	180	110	1,235	720	180	40	50	480	

※ 中学生の学科別進学希望状況は、「平成18年度学校基本調査」の付帯調査(H18.5実施)による

※ 募集定員は、「平成19年度富山県立学校募集定員等」(H18.10発表)による

(5) 望ましい学科構成と定員割合

これまで本県において開設されている普通系学科、職業系専門学科及び総合学科の学科構成については、これまでの各学科の実績や中学生の進路希望状況、産業社会の変化、生徒・保護者の希望、県内のニーズなど総合的に勘案して検討することが望ましい。

また、生徒の興味・関心、能力・適性、進路等が多様化する中、学科の選択幅を拡大し、生徒一人一人の個性を伸ばす魅力ある高校づくりが可能となるよう、人文・社会科学の分野における探究力の育成を目指す普通系専門学科など新しいタイプの学科の設置について検討することが望ましい。

ただし、新しいタイプの学科を設置する場合は、今後求められる能力の育成という観点から教育内容等について十分検討する必要がある。

ア 普通系学科

普通系学科の定員割合については、県立高校全日制を希望する中学生の内、約7割が普通科を希望していることを勘案するとともに、石川県、福井県との比較において、普通科の割合で3~4%、普通系学科全体の割合で約2%低くなっていることなどを総合的に勘案して、普通系学科全体として若干増やす方向で検討することが望ましい。

イ 職業系専門学科

職業系専門学科全体の定員割合については、産業構造や就業構造の変化、それぞれの学科における専門教育に対する社会のニーズ等の状況を踏まえつつ、普通系学科や総合学科の定員割合との関係から見直す必要がある。また、各職業系専門学科の定員割合については、次のとおりとすることが望ましい。

(ア) 農業科

農業科の定員割合については、本県における農業の就業人口の割合が少ないことや農業科卒業後の関連進路率が低いこと、中学生の農業科への入学希望者数が募集定員を下回っていることなどを踏まえつつも、農作物の栽培など実践的な学習を通じた人間教育に貢献していることや、本県において、農業が果たしている役割が大きいことなどにも配慮して、その割合を見直すことが望ましい。

(イ) 水産科

水産科の定員割合については、本県における水産業の就業人口の割合が極めて少ないことや水産科卒業後の関連進路率が低いこと、中学生の水産科への入学希望者数が募集定員を大きく下回っていることなどを十分踏まえ、本県における水産業の役割などにも配慮して、その割合を見直すことが望ましい。

(ウ) 工業科

富山県は、ものづくり産業が盛んな日本海側屈指の工業県であり、伝統的な銅器や医薬品の産業をはじめ、アルミを中心とした金属製品・非鉄金属、一般機械、プラスチックなど製造業の占める割合が高い産業構造である。

こうしたものづくり産業の盛んな工業県富山にあつて、工業科卒業生の関連進路率は高く、製造業を中心とした地域産業の担い手を育成することは重要であることから、工業科の定員割合については、ものづくり教育の重視の観点から、現在の定員割合を維持することが望ましい。

(エ) 商業科

商業科の定員割合については、中学生の商業科への入学希望者数が募集定員を下回っていることや、大学・短大等高等教育機関での学習を希望する生徒の割合が高くなっている実態等を踏まえつつも、ビジネスに関する実践的な学習を通じた人間教育に貢献していることに配慮して、その割合を見直すことが望ましい。

(イ) 家庭科

家庭科の定員割合については、就業構造の変化や関連進路率の低さ等を踏まえるとともに、服飾・食物など実践的な学習を通じた人間教育に貢献していることに配慮して、その割合を見直すことが望ましい。

(カ) 看護科

現在1校に配置されている看護科については、看護医療の高度化に伴い、看護師の資格基準が改正されることを踏まえ、教育内容を充実することにより基準を充足するとともに、看護教育へのニーズや中学生の看護科への入学希望者数が募集定員を上回っていることなどを勘案し、募集定員を維持することが望ましい。

(キ) 福祉科

現在1校に配置されている福祉科については、介護・福祉ニーズの多様化・高度化に伴い、介護福祉士の資格基準が改正されることを踏まえつつ、教育内容の見直しや県内における福祉教育へのニーズ等を勘案し、配置バランスも考慮して、募集定員を見直すことが望ましい。

ウ 総合学科

総合学科の定員割合については、県立高校全日制の全募集定員に占める定員割合が高くなっていることや、普通科など普通系学科に対するニーズが高いことなどを踏まえ、その割合を見直すことが望ましい。

第2節 学校の配置

県立高校の再編を進めるに当たっては、本県における県立高校教育の一層の充実を図るという観点から、新しいタイプの高校等の設置について検討するとともに、既存の学校・学科について、改善・充実を図っていくことが望ましい。

その際、望ましい規模と配置に係る基本的な考え方を踏まえて、配置していくことが必要である。

1 新しいタイプの高校の設置

(1) 中高一貫教育校

教育活動全般を通じた全人教育を目標とし、6年間の継続的、計画的な教育活動を行う中高一貫教育校については、県内の地区バランス等に配慮して設置することが望ましい。

設置に当たっては、市町村立中学校への影響等を勘案し、市町村教育委員会とも十分協議の上、検討を進めることが必要である。

なお、本小委員会においては、中高一貫教育校の形態について、「併設型中高一

貫教育校を設置することが望ましい」という意見が多かったところであるが、今後、設置に向けた具体的検討においては、併設型、中等教育学校など設置形態についても十分検討する必要がある。

また、「教養教育や人格形成を柱に、幅広く深い教養と知性を身に付けること」、「英語教育を柱に、時代や社会をリードする国際的な視野を持った人材を育成すること」など中高一貫教育校ならではの教育目標の設定や、市町村立の中学校では設定することが難しい、高校から中学校への学習内容の移行など具体的な内容等については、早い段階から別途研究、検討を進めることが必要である。

さらに、受験競争の低年齢化を招かないよう、学力検査によらない、学校の個性や特色に応じた、多様で柔軟な入学者選抜の方法等についても検討することが必要である。

(2) ものづくりの中核となる総合的な工業科高校

ものづくり産業が盛んな工業県富山にあって、製造業を中心とした地域産業の担い手を育成することは重要であることから、より充実した施設・設備を持ち、企業や他の工業科高校と連携するなど、本県におけるものづくり教育の中核的な機能を果たす総合的な工業科高校を、全県的な視野に立って、県東部と県西部に各1校を配置することが望ましい。

(3) 新しいタイプの学科を軸とした高校

思考力や探究力、表現力などの育成を目標とし、ゼミ形式による専門的な研究活動や、発展的な教科の学習などに取り組ませる普通系専門学科（例：探究科、科学科）など、新しいタイプの学科を軸とした高校を、県内の地区バランス等に配慮して配置することが望ましい。

(4) 生徒の多様な学習ニーズに応える総合選択制高校

学科の枠を超えた科目選択ができる総合選択制高校については、県内の地区バランス等に配慮して設置することが望ましい

設置に当たっては、普通科と複数の職業系専門学科を併設した一定規模の高校（総合制高校）又は複数の職業系専門学科が集合した一定規模の高校（総合産業高校）に、総合選択制を導入することが望ましい。

(5) 生徒の個性に応じた弾力的な科目選択が可能な単位制高校

学年による教育課程の区分がなく、同一学科内でも、生徒の興味・関心や進路希望、学習ペースに応じた多様な科目選択が可能な単位制高校については、高校の再編統合の実施の有無にかかわらず、県内の地区バランス等に配慮して、その配置を検討することが望ましい。

2 既存の学校・学科の配置

本県の高校教育の向上に向けて、全ての県立高校を対象として、配置されている学科・コースの在り方や各校における教育形態等を、常に見直し、施設・設備の整備なども含めて、改善・充実を図っていくことが重要である。

(1) 全日制の課程を設置する学校の配置

ア 普通系学科

(ア) 普通科

普通科の配置については、地区ごとの普職比率、生徒・保護者のニーズなどを踏まえて配置することが望ましい。

また、普通科コースについては、コースの希望が少なく定員が充足できない、あるいは、コースとしての特色が出せないなど、コースとして十分な魅力を発揮できていないと考えられる場合は、コースの廃止、他学科への改編を含めて、今後の対応について検討することが必要である。

この場合、学校自身が、その在り方について、主体的に検討を行い、県教育委員会と協議を進めていくことが望ましい。

(イ) 理数科

理数科の配置については、各校の成果と課題に応じて、学科の見直しや、人文・社会科学の分野に関する探究力を伸ばすことを目指す普通系専門学科を併設させることなどを含め検討することが望ましい。

この場合、学校自身が、学科の在り方について、主体的に検討を行い、県教育委員会と協議を進めていくことが望ましい。

(ウ) 国際科

国際科の配置については、地域のニーズや配置バランスに配慮して、学習できる場を配置することが望ましい。

イ 職業系専門学科

(ア) 農業科

農業科の配置については、本県における当該産業就業人口の割合や学科に関連のある分野への進路決定者の割合が少ない状況にあること、また、中学生の農業科への入学希望者数が募集定員を下回っていることなどを踏まえつつも、実践的な実習を通じた人間教育にも貢献している点や、本県における農業の役割にも配慮することが望ましい。その際には、今後求められる農業教育の内容等について、考慮する必要がある。

このことを踏まえ、農業科の単独校については、当面、農業教育の中核的機能を保持することが望ましい。

この場合においても、教育に対する多様なニーズへの対応や教育諸条件の改善・充実の観点から、生涯学習機能の拡充や他学科の併設など、より幅広い教育を進める学校としての配置について検討することが望ましい。

また、農業教育の中核的機能を果たしている学校を含め、各地区において農業が学習できる場を配置することが望ましい。

(イ) 水産科

水産科の配置については、本県における当該産業就業人口の割合が極めて少ないことや、学科に関連のある分野への進路決定者の割合が少ない状況にあること、また、中学生の水産科への入学希望者数が募集定員を大きく下回っていることなどを踏まえ、水産科単独校の配置を見直すことが望ましい。

その際、専門分野の実習を通じた人間教育にも貢献している点や、本県における水産業の役割にも配慮して、水産の専門的な学習ができる場については、地域のニーズや配置バランスを考慮して、県東部と県西部に配置することが望ましい。

この場合においても、今後求められる水産教育の内容等について、十分配慮することが重要である。

(ウ) 工業科

工業科の配置については、先端技術にも対応した教育が行える施設・設備等を備えた総合的な工業科高校を配置することの必要性や、地域産業を支える人材育成、地域バランスに配慮した工業科高校の配置、一部工業科高校で見られる小規模化への対応などの点に配慮する必要がある。

以上のことを総合的に判断すると、県東部と県西部に各1校、ものづくりの中核校として、工業科全体のモデルとなる総合的な工業科高校を配置することが望ましい。

また、ものづくりの中核校を含め、県内4地区に各1校、工業科単独校を配置することが望ましい。

なお、普通科に併設された1学級の工業科については見直すことが望ましい。ただし、伝統産業の担い手の育成や地域のニーズ等の理由から必要性が高い場合は、当面存続することが望ましい。

(エ) 商業科

商業科の配置については、ビジネスに関する高度な知識・技術の習得を図り、本県産業に貢献できる人材を育成するため、県東部と県西部に商業科単独校を各1校配置することが望ましい。

また、総合的なビジネス教育を実践する観点から、各地区に学習できる場を配置することが望ましい。

なお、普通科に併設された1学級の商業科については見直すことが望ましい。ただし、極めて特色のある教育活動を行っていることや、他の職業系専門学科の併設などにより総合的な魅力ある教育活動を進めるなどの理由から、その必要性が高い場合は、当面存続することが望ましい。

(オ) 家庭科

専門教育としての家庭科の配置については、生活を取り巻く社会の変化や生徒の進路の多様化に対応するため、全県的視野に立って、生活文化を学習できる拠点学科を配置することが望ましい。

その他、総合学科の系列や新しいタイプの学科のコースとして、家庭科の教育内容が学習できる場を配置することが望ましい。

ウ 総合学科

総合学科の配置については、全県的な視野に立って、県東部と県西部に各1校、総合学科のある学校を配置することが望ましい。

この場合、普通教育と専門教育の両方にまたがって幅広い科目選択ができるなど教育内容の充実を図るとともに、総合学科の設置の趣旨が活かされるよう、総合学科の学級数は一定規模が確保されることが必要である。

(2) 定時制・通信制の課程を設置する学校の配置等

定時制・通信制高校の生徒の状況や、多様な学習ニーズ、地域の実情等を勘案し、教育諸条件の整備の観点から、全日制高校の再編に併せて、定時制・通信制高校の配置等について十分検討することが望ましい。

その際、不登校生徒や働きながら学ぶ生徒など多様な生徒に対応した教育のより一層の充実が望まれる。

第3節 再編計画

1 再編の進め方

県立高校の再編は、全ての学校を、1 学年 4 から 8 学級とすることを目指し、一定の学校規模を確保するとともに、新しいタイプの高校を設置するなど、学習活動や学校行事、部活動の面で、生徒相互に切磋琢磨することができる学習環境をつくることを目的とするものである。

県立高校を再編するに当たっては、小規模校など特定の学校を廃止するという形ではなく、小規模校を含む複数の学校を統合するという形で実施することが望ましい。

また、県立高校の再編は、平成 27 年を見通して実施することとする。

再編の進め方については、中学生の進路に及ぼす影響等を考慮し、平成 27 年度までを前期（計画策定から平成 24 年度まで）、後期（平成 25 年度から 27 年度まで）の 2 期に分けて段階的に進めることが望ましい。

2 再編基準

前期計画及び後期計画の再編基準については、次のとおりとすることが望ましい。

[前期計画]

① 規模に関する基準

平成 19 年現在の学校規模が、1 学年 4 学級未満又は 160 人未満の規模の学校については、再編統合の検討の対象とする。その際、1 学年 3 学級未満又は 120 人未満など極めて規模の小さい学校については、優先して検討する。

② 配置に関する基準

前述の「第 2 節 2 既存の学校・学科の配置」における「工業科単独校を県内 4 地区に各 1 校配置すること」など既存の学校の配置に係る規定に該当する学校を優先して、再編統合の検討の対象とする。

③ 距離に関する基準

上記の「② 配置に関する基準」が適用された再編統合の対象となる学校以外の学校であって、再編統合の対象となる複数の学校については、生徒の通学の利便性など教育条件に配慮し、再編統合による生徒への影響が極力少なくなるよう、より近い距離にある学校を優先して再編統合の検討の対象とする。

なお、上記の規模に関する基準にかかわらず、複数校を再編統合し、中高一貫教育校や新しいタイプの学科を軸とした高校など新しいタイプの高校を設置することで、より高い教育効果が期待できると判断される場合においては、再編統合の検討の対象とすることが望ましい。

[後期計画]

後期計画における基準については、前期計画が実施に移された後に、その再編状況を踏まえ、後期計画における各地区の再編数も含めて、別途協議することが望ましい。

3 再編数

[前期計画]

前期計画における県立高校の再編数については、平成 27 年における望ましい学校数が基本的な学校規模である「1 学年 5 から 6 学級」に基づき算定すると 30 から 36 校となることを踏まえるとともに、現在の配置状況や望ましい学級数等を勘案して、5 件程度とすることが望ましい。

前期計画における地区別再編数については、平成 27 年における地区別の中学校卒業生数と基本的な学校規模である「1 学年 5 から 6 学級」に基づき算定した各地区の学校数や、各地区の現在の学校配置等の実情を踏まえて計算すると、新川地区 1 件程度、富山地区 1 件程度、高岡地区 2 件程度、砺波地区 1 件程度となる。

なお、上記の再編数にかかわらず、複数校を再編統合し、中高一貫教育校や新しいタイプの学科を軸とした高校など新しいタイプの高校を設置することで、より高い教育効果が期待できると判断される場合においては、再編統合の検討の対象とすることが望ましい。

[後期計画]

後期計画における再編数については、再編基準と同様、前期計画が実施に移された後に、その再編状況を踏まえ、別途協議することが望ましい。

第Ⅱ部 特別支援学校における教育振興について

近年、障害のある子どもの教育については、障害の重度・重複化、多様化を背景に、障害の種類や程度に応じて特別の場で指導を行う教育（特殊教育）から、一人一人の教育的ニーズを把握し適切な教育的支援を行う教育（特別支援教育）への円滑な移行が求められている。

平成14年12月に策定された「障害者基本計画」の中では、基本的な考え方として、「21世紀に我が国が目指すべき社会は、障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会とする必要がある」と示されている。

また、平成17年12月、中央教育審議会の「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」が出され、続いて、盲学校、聾学校、養護学校を、障害種別を超えた特別支援学校に一本化するなどを盛り込んだ学校教育法等の一部を改正する法律が平成18年6月に成立した。

さらに、平成18年12月には、教育基本法が改正され、新たに「国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない」という条文が設けられ、障害のある子どもの教育に関する国及び地方公共団体の責務が明確に定められた。

こうした中、本県においては、特別支援学校の配置の偏りや、在籍する幼児児童生徒数の増加傾向に伴う課題を踏まえ、これらの課題に適切に対応する方策を講じることが重要であるという観点から、平成16年度に「とやまの特別支援教育の在り方検討会」を設置し、平成18年2月に「富山県における特別支援教育の在り方の基本的な方向について」を取りまとめた。

この基本的な方向を踏まえ、本委員会においては、特別支援学校等検討小委員会を設け、特別支援学校に係る「再編と配置に関すること」、共生・共育の理念に基づく「県立高校の空き教室等を活用した養護学校分教室等の配置に関すること」の事項について、専門的な検討を行ってきたところである。

「第Ⅱ部 特別支援学校における教育振興について」は、この小委員会の報告を踏まえ、さらに総合的な検討を行い、その結果を提言として取りまとめたものである。

具体的には、「第1章 特別支援学校における現状と課題」において、学校の配置の偏りなど県全体の課題と、障害種別ごとの課題を示した。

また、「第2章 特別支援学校の再編・配置」において、第1章に示した課題を踏まえ、既存の特別支援学校の再編・配置と、高等養護学校など新たな教育の場の設置について示し、さらに、「第3章 再編・配置計画」において、今後の再編・配置の進め方等について示した。

第1章 特別支援学校における現状と課題

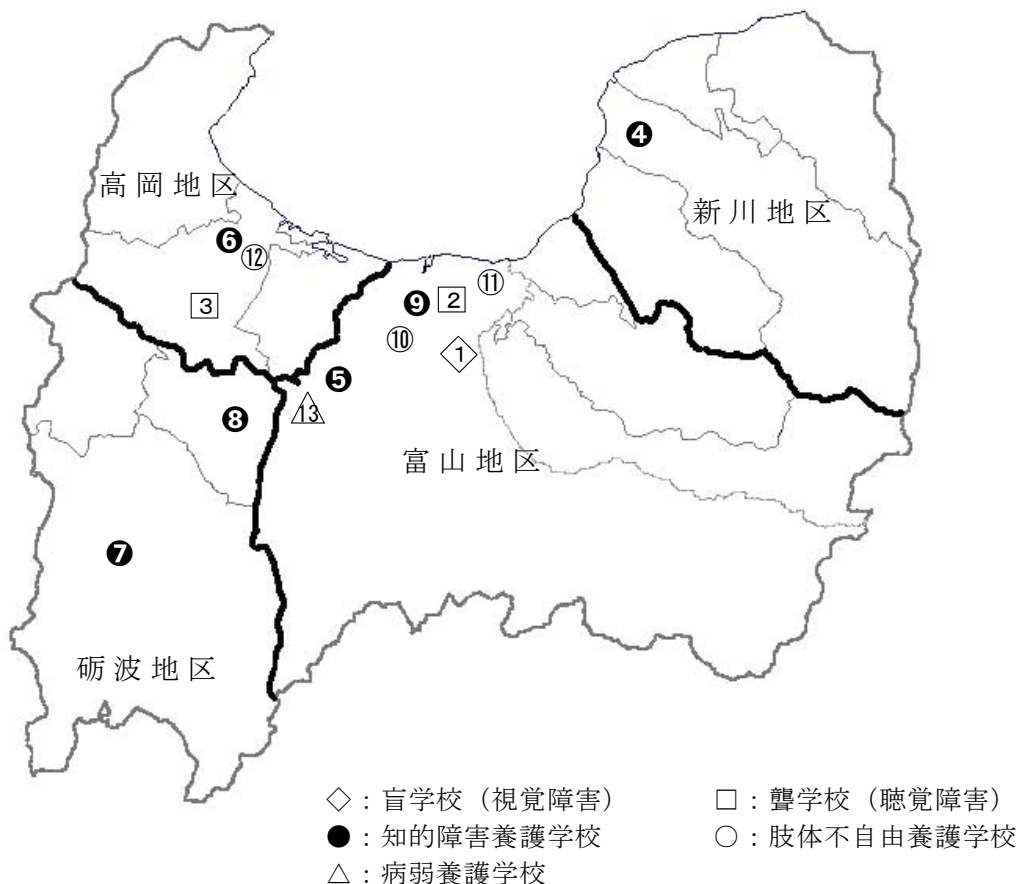
第1節 県全体の現状と課題

1 学校の配置の偏り

本県の特別支援学校は、県立学校として盲学校1校、聾学校2校、知的障害養護学校5校（分校1校を含む。）、肢体不自由養護学校2校、病弱養護学校1校の計11校、国立学校として知的障害養護学校1校、また、市立学校として肢体不自由養護学校1校が配置されている。

特別支援学校の地区別の配置状況を、障害種別でみると、富山地区には全ての障害種別の学校が配置されているが、新川地区と砺波地区に配置されているのは、知的障害養護学校だけである。また、それぞれの学校の通学範囲は広く、中には個々の幼児児童生徒の居住する地域から遠距離にあるため、通学負担が大きい事例もみられる。とりわけ、体力のない重度重複障害の児童生徒については、身近な特別支援学校で教育を受けられるようにし、通学負担を軽減する必要がある。

本県における特別支援学校の配置状況（平成18年度）



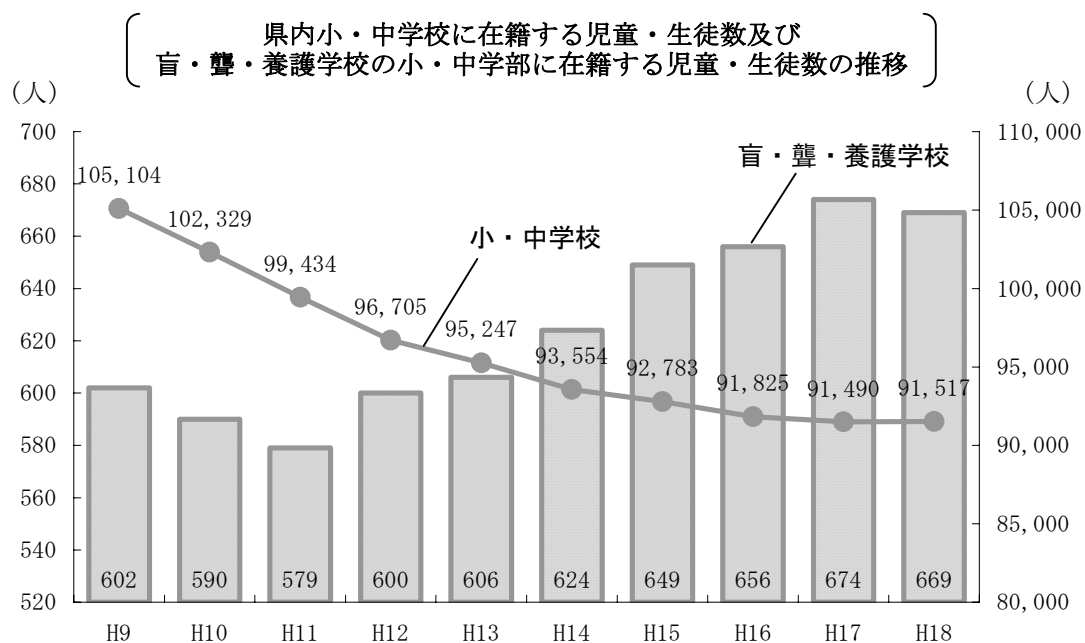
富山県における特別支援学校の地区別・障害種別学校一覧

地区 障害種別	新川地区	富山地区	高岡地区	砺波地区
視覚障害		① 盲学校		
聴覚障害		② 富山ろう学校	③ 高岡ろう学校	
知的障害	④ にかわ養護学校	⑤ しらとり養護学校 ⑨ (富山大学附属養護学校)	⑥ 高岡養護学校	⑦ となみ養護学校 ⑧ 砺波学園分校
肢体不自由		⑩ 富山養護学校 ⑪ 高志養護学校	⑫ (こまどり養護学校)	
病弱		⑬ ふるさと養護学校		

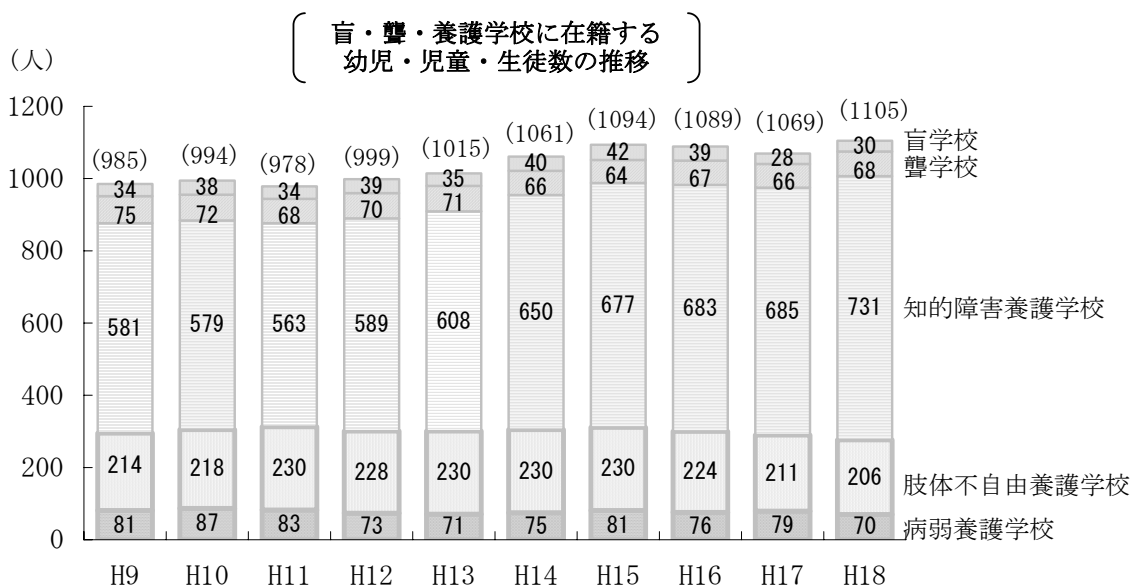
(名称は18年度のものの)

2 在籍する幼児児童生徒数の増加傾向

近年の少子化に伴い、県内の小・中学校の児童生徒数は年々減少してきている。一方、特別支援学校に在籍する児童生徒数は増加する傾向にある。



特別支援学校に在籍する幼児児童生徒数の推移を障害種別で見ると、全国の傾向と同様、知的障害養護学校に在籍する児童生徒数は、平成11年以降年々増加してきており、平成13年から18年までの5年間においては、123名、約20%増加している。その他の障害種別については概ね横這いかやや減少傾向にある。



知的障害養護学校においては児童生徒数の増加により教室不足等の問題が生じている一方、盲学校や聾学校においては少人数により多様な学習経験の提供や教科の教員の確保などの課題が生じており、ともに教育環境の改善が必要である。

第2節 障害種別ごとの現状と問題点及び課題

これまでも、県内の特別支援学校では、障害種別に応じた専門的な教育を行うとともに、それぞれの[※]センター的機能を果たしてきたところであり、今後も、特別支援学校においては、専門性の維持発展に努めるとともに、地域における特別支援教育のセンター的機能を果たしていくことが重要である。

こうした中、幼児児童生徒数の増減に伴い、多様な学習経験の提供が行える人的体制づくりや、施設・設備の整備など教育環境の改善が課題となっており、これらの対応と特別支援教育の充実が求められている。

※ 特別支援教育のセンター的機能

特別支援教育を推進する体制を整備していく上で、特別支援学校が教育上の高い専門性を生かしながら地域の小・中学校などを支援していくこと。

具体的には、①小・中学校等の教員への支援、②特別支援教育等に関する相談・情報提供、③障害のある幼児児童生徒への指導・支援、④福祉、医療、労働などの関係機関等との連絡・調整、⑤小・中学校等の教員に対する研修協力、⑥障害のある幼児児童生徒への施設設備等の提供等の機能のこと。

1 盲学校(視覚障害)

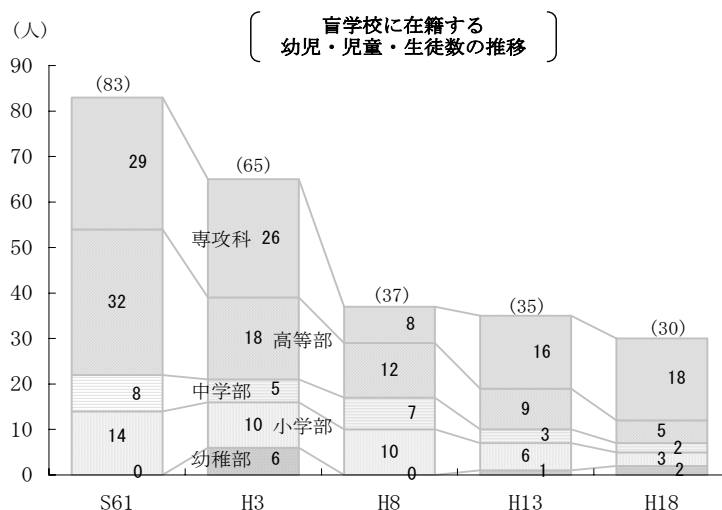
(1) 現状と問題点

盲学校は、幼児から成人までの視覚障害者を対象として専門的な教育を行うとともに、視覚障害に係る理解啓発を図ってきた。また、専門施設を活用した視覚障害者の職業自立を目指す理療科教育を行い、多くの卒業生を輩出してきた。特に、高等部専攻科では中途障害者を受け入れ、職業自立を促してきた。

近年は、視覚障害教育のセンター的機能を果たし、乳幼児期からの教育相談や早期教育、小・中学校に在籍する視覚障害児童生徒への支援も担っている。

一方、近年の医学の進歩により、学齢期の児童生徒数の減少が続いている中、次のような問題点が挙げられる。

- ① 幼稚部から高等部本科までほとんどが一人学級であり、在籍者のいない学年も多い。このため、学習集団が組織できず、同年代の幼児児童生徒をはじめ他者とかかわる多様な学習経験の提供が困難となっている。
- ② 中学部及び高等部本科では生徒数の減少に伴う教員減により、全ての教科の教員の確保が難しくなっている。
- ③ 高等部専攻科の生徒は中途障害者が多く、障害の原因となっている病気の日常的な管理や、障害受容への心理面での支援を必要としている。



(2) 課題

このような現状と問題点を踏まえると、次のような課題が挙げられる。

- ① 学校全体としての幼児児童生徒数規模について、一定の規模を確保し、他者とかかわる多様な学習の経験、特別活動等学校における教育活動の活性化を図る必要がある。
- ② 各教科（普通教科）の教員を確保する効果的な教員体制や、中途障害者に対する健康面及び心理面への支援体制を整備する必要がある。

2 聾学校(聴覚障害)

(1) 現状と問題点

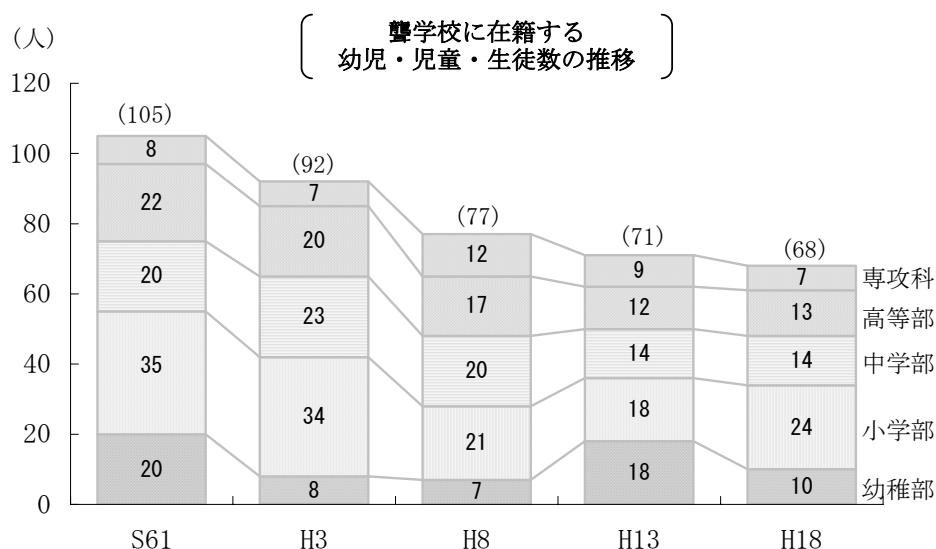
聾学校は、幼稚部から高等部（1校は専攻科を設置）までを設置し、専門施設設備を生かした聴覚障害教育や職業自立を目指した専門的な教育を行うとともに、聴覚障害に係る理解啓発を図ってきた。

近年は、県東部と県西部それぞれの聴覚障害教育のセンター的機能を果たし、乳幼児期からの教育相談や早期教育、小・中学校に在籍する聴覚障害児童生徒の支援も担っている。

児童生徒数は、長期的に見ると減少しているが、ここ10年間は60～70名台で推移している。

このような状況の中、次のような問題点が挙げられる。

- ① 在籍数が少ないこと、また、一人一人の障害の程度や能力が異なることから、集団活動が難しく、同年代の児童生徒をはじめ他者とかがかわる多様な学習経験の提供が困難となっている。
- ② 中学部・高等部の生徒が少ないことから、全ての教科の教員や職業教育を行う教員を確保することが難しくなっている。



(2) 課題

このような現状と問題点を踏まえると、次のような課題が挙げられる。

- ① コミュニケーション能力の発達を促し、人間関係を育てる上で、通常の学校生活の中で他者とかがわり合えるよう、学校全体の幼児児童生徒数規模について、一定の規模を確保することが必要である。また、特別活動等学校における教育活動の活性化を図る必要がある。
- ② 各教科の教員や職業教育を行う教員を確保する効果的な教員体制を整備する必要がある。

3 知的障害養護学校

(1) 現状と問題点

知的障害養護学校は、それぞれ小学部から高等部までを設置（施設隣接の分校は小・中学部のみを設置）しており、地域の知的障害児童生徒に対する専門的な教育を行ってきた。

在籍児童生徒数は、前述のように、平成 11 年以降年々増加してきており、施設隣接の分校以外は、最も多い学校でここ 5 年間に 25%児童生徒数が増加する等、いずれの学校も大規模化している。

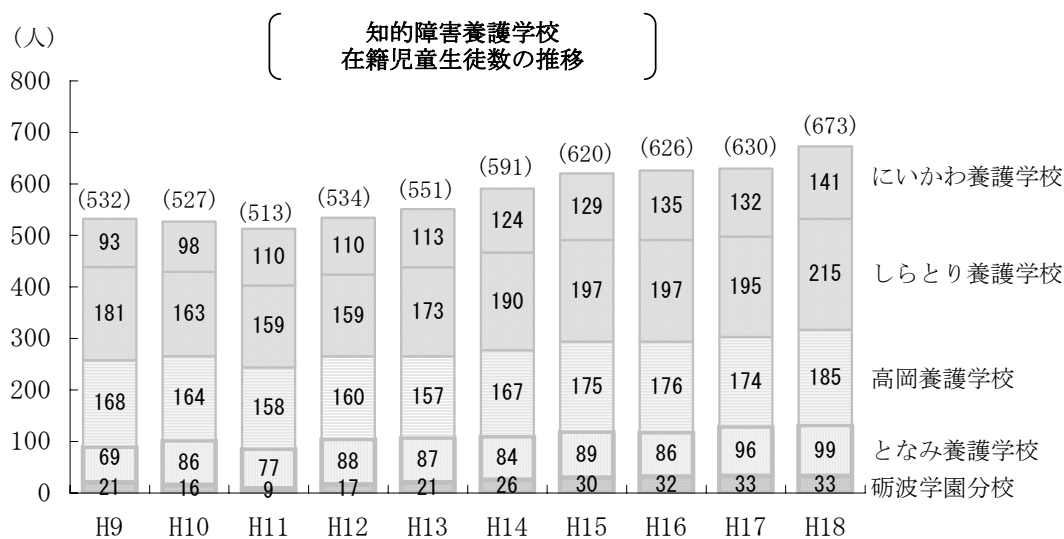
また、小学部では障害が重度の児童の割合が高いが、高等部では中学校^{*}特殊学級卒業生の入学により、障害が軽度の生徒の割合が高くなり、能力差が拡大している。

新川地区・砺波地区には肢体不自由養護学校が設置されていないため、これらの地区では知的障害のある肢体不自由児童生徒を受け入れてきている。

近年は、地域における特別支援教育のセンター的機能を果たし、小・中学校等に対する支援や教育相談等を積極的に行っている。

このような状況の中、次のような問題点が挙げられる。

- ① 知的障害養護学校では、児童生徒数の増加に対して「校舎の増築」や「特別教室の普通教室への転用」、「一つの教室を複数の学級で使用（合併級）」等により対応してきている。しかし、しらとり養護学校や高岡養護学校をはじめとして、今後、小学部、中学部、高等部の在籍者数の増加が予想され、こうした対応には限界がある。
- ② 多くの知的障害児童生徒が在籍するしらとり養護学校は、富山市の南西部に位置し、通学範囲が広いため、一部の児童生徒の通学負担が大きくなっている。
- ③ 高等部生徒の能力差が大きく、多様な生徒一人一人のニーズに応じて、それぞれの自立に向けたきめ細かな支援を行うことが難しくなっている。



※ 特殊学級

特殊学級とは、軽度の障害のある児童生徒に対して、効果的な教育を行うために、学校教育法第75条で規定され、障害種別ごとに小中学校に設置されている学級のことである。

発達の遅れやその特性から特別な教育課程や指導法により小集団で教育を行っている。

平成19年度より、特別支援学級となった。

対象となる障害；知的障害、肢体不自由、病弱及び身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、情緒障害

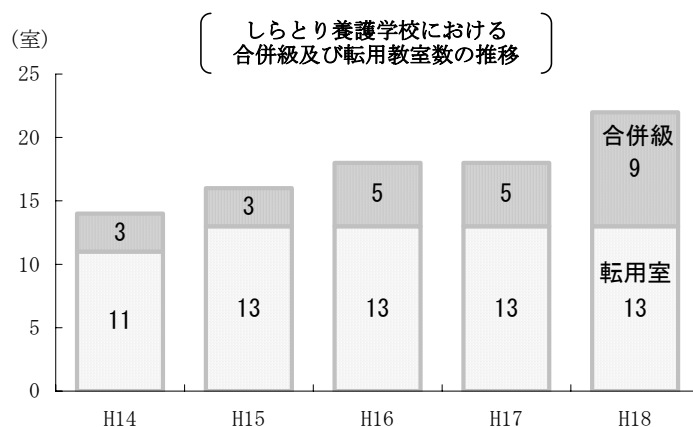
(2) 課題

このような現状と問題点を踏まえると、次のような課題が挙げられる。

- ① 普通教室に転用されている特別教室及び合併級の解消等、教育環境の改善に向け、それぞれの学校の施設・設備に応じた適切な在籍者数とする必要がある。

② 遠距離通学の知的障害児童生徒の通学負担を軽減し、より身近な場で教育を受けることができるようにする必要がある。

③ 軽度知的障害高等部生徒に対する、職業自立を目指した教育を充実させるため、新たに高等養護学校等の教育の場を設ける必要がある。



※ 軽度知的障害

本文中の軽度知的障害とは、概ね小学校又は中学校知的障害特別支援学級に在籍する程度のものを指し、知的発達に遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のもを言う。

※ 高等養護学校

中学校特別支援学級卒業生等の比較的障害の軽度の生徒を対象に、将来の自立と社会参加を目指すための必要な知識・技能及び態度を身に付けるための後期中等教育機関で、高等部のみを設置している特別支援学校である。

4 肢体不自由養護学校

(1) 現状と問題点

肢体不自由養護学校は、小学部から高等部までを設置（市立の1校は小・中学部を設置）して、県内全域の肢体不自由児童生徒に対する専門的な教育を行ってきた。

近年、障害の重度・重複化が進み、重複障害学級在籍者の内、全面的な介助を要する者が6割を占めている。また、日常的に医療的ケアが必要な児童生徒が多く在籍するようになり、各校に看護師が配置されている。

富山市西部の肢体不自由養護学校では、高等部に軽度知的障害生徒や中学校での不登校経験のある生徒を受け入れてきている。

近年は、地域における特別支援教育のセンター的機能を果たし、小・中学校等に対する支援や教育相談等を行っている。

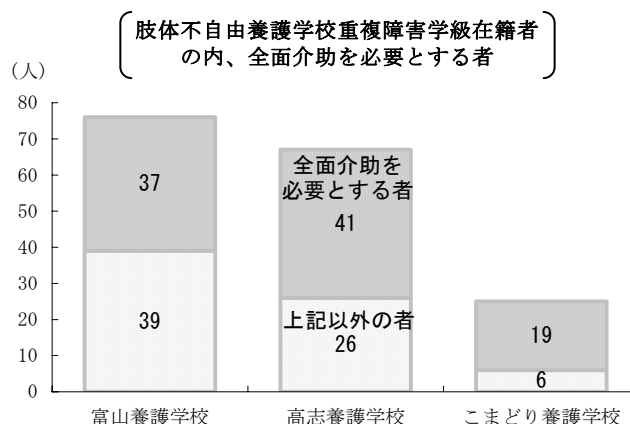
このような状況の中、次のような問題点が挙げられる。

- ① 肢体不自由養護学校が設置されていない、新川地区・砺波地区の居住者の通学負担が大きくなっている。
- ② 医療機関が隣接していない肢体不自由養護学校においては、日常的に医療的ケアが必要な児童生徒が多く在籍しており、緊急時の病院への搬送件数が増加している。
- ③ 市立の養護学校に併置されている分教室は少人数で、本校とも離れており、生徒同士の交流がもちにくく多様な学習経験を提供することが難しい。

(2) 課題

このような現状と問題点を踏まえると、次のような課題が挙げられる。

- ① 新川地区・砺波地区に居住している肢体不自由児童生徒の通学負担を軽減し、より身近な養護学校で教育を受けることができるようにすることが必要である。
- ② 日常的に医療的ケアが必要な重度・重複障害児童生徒については、医療機関が隣接した養護学校で教育を行うことが望ましい。



※ 医療的ケア

治療目的ではなく、生活の援助のために、医師の許可のもと、本人や家族等が行うことを任された医療的行為。具体的には、痰の吸引、経管栄養（鼻や口、あるいは胃腸に直接挿入した管から水分や栄養分を注入）、導尿等を指す。

5 病弱養護学校

(1) 現状と問題点

病弱養護学校は、隣接する病院に入院する児童生徒に対し、病院や前籍校との密接な連携のもと、小・中・高等学校に準じた教育を行ってきた。また、病弱・身体虚弱特殊学級（院内学級）とも連携し、病弱教育の中核的役割を担ってきた。

また、重症心身障害者病棟に入院している重度・重複障害児童生徒及び重症の病弱児童生徒に対し、訪問教育を行ってきた。

近年は、心身症等の病弱生徒が多く、入退院に伴う転出入が非常に多くなっている。

このような状況の中、次のような問題点が挙げられる。

- ① 入院を必要としない心身症等の病弱生徒が病弱教育を受ける場が十分に整備されていない。
- ② 高等部を受検して入学した生徒が、退院後も継続して教育を受けられる手だてが十分ではない。

(2) 課題

このような現状と問題点を踏まえると、次のような課題が挙げられる。

- ① 入院を必要としない病弱生徒を教育する新たな教育の場を整備する必要がある。
- ② 高等部を受検して入学した生徒の退院後の教育の場を整備する必要がある。

第2章 特別支援学校の再編・配置

第1章で示した、本県における現状や特別支援学校に在籍する幼児児童生徒の通学負担の軽減や知的障害養護学校における児童生徒数の増加に対応した教育環境の改善等の課題を踏まえ、既存の特別支援学校を見直して、再編・配置を行う必要がある。その際、複数の障害種別に対応した教育を行う特別支援学校においては、障害種別ごとに独立した教育部門を設け、教育課程を編成し、各障害種別の専門的な教育を行う必要がある。その際、教員や寄宿舎指導員などの複数障害種別に対応した研修の充実が重要となる。

また、障害者の就労支援等、今日的な課題に積極的に対応するため、これまでの特別支援学校にはない機能を有する新たな教育の場や、「共生・共育」の考え方を取り入れた分教室等の設置について検討する必要がある。

※ 共生・共育

障害のある児童生徒も障害のない児童生徒も同じ地域の中で共に生活し共に支え合って生きる仲間として育てていく姿を目指し、障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育を行っていかうとするもの。

第1節 特別支援学校の再編と配置

1 盲学校（視覚障害）

(1) 基本的な考え方

ア 県内の視覚障害教育の拠点としての役割を担うことが重要である。また、これまで中途視覚障害者の職業自立に大きな成果を上げてきた機能や専門施設は、今後も残していくべきである。

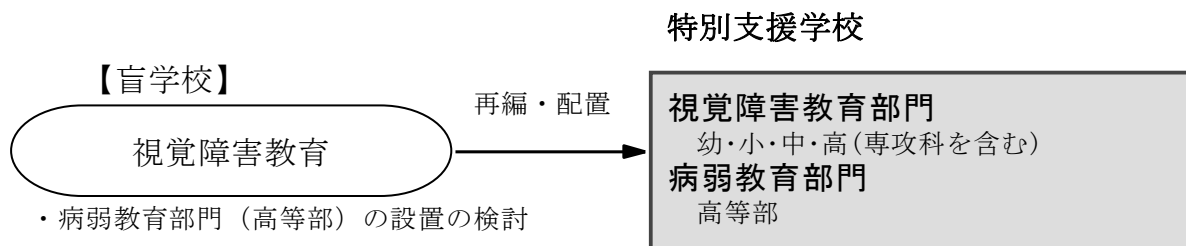
イ 入院を必要としない病弱（心身症等）高等部生徒が教育を受ける新たな場を設けることが望ましい。

ウ 病弱生徒の入学による生徒数の増加に伴い、特別活動等の教育活動を通じて、他者とかがかわる多様な学習の経験を提供することが望ましい。また、教科の教員の確保により、視覚障害に配慮した、義務教育段階における教科指導の充実や専門的な教科指導のための教員体制を整備することが望ましい。

エ スクールカウンセラーの配置や精神科校医の指定などの支援体制整備により、視覚障害専攻科生徒と病弱高等部生徒が、ともに、健康面及び心理面に対するきめ細かなケアを受けられることが望ましい。

(2) 配置の見直し

県内の視覚障害教育の拠点としての役割を担う盲学校において、入院不要の病弱（心身症等）の高等部生徒を受け入れることが望ましい。



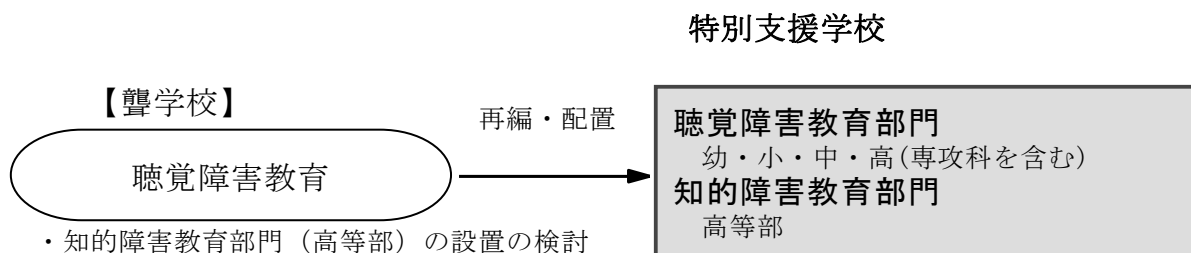
2 聾学校（聴覚障害）

(1) 基本的な考え方

- ア 県内（東部、西部）の聴覚障害教育の拠点としての役割を担うことが重要である。また、これまで大きな成果を上げてきた乳幼児相談等の機能や聴覚障害に対する専門施設は、今後も残していくべきである。
- イ 軽度知的障害高等部生徒が教育を受ける新たな場を設け、軽度知的障害生徒の後期中等教育に関する進路選択の幅を広げることが望ましい。その際、聾学校で長く培ってきた職業教育のノウハウと施設・設備を生かし、職業自立に向けた専門的な教育を行うことが望ましい。
- ウ 一定数の聴覚障害幼児児童生徒が、互いにかかわり合うことにより、コミュニケーション能力の発達を促し、人間関係を育むことが必要である。
- エ 軽度知的障害生徒の入学による生徒数の増加に伴い、特別活動等の教育活動を通じて、他者とかわる多様な学習の体験を提供することが望ましい。また、教科の教員の確保により、進路選択に応じた専門的な教科指導のための教員体制を整備することが望ましい。

(2) 配置の見直し

県内（東部、西部）の聴覚障害教育の拠点としての役割を担う聾学校において、軽度知的障害高等部生徒を受け入れ、聾学校で長く培ってきた職業教育のノウハウと施設・設備を生かし、軽度知的障害高等部生徒の職業教育の充実を図ることが望ましい。



3 知的障害養護学校

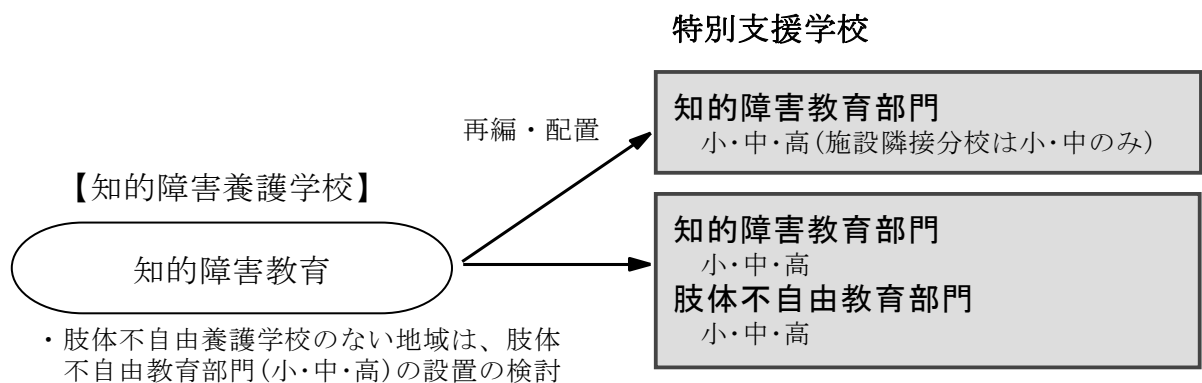
(1) 基本的な考え方

ア 県内の知的障害教育の拠点としての役割を担うことが重要である。加えて、肢体不自由養護学校の設置されていない新川地区・砺波地区の知的障害養護学校においては、地区内の肢体不自由児童生徒の通学負担を軽減してより身近な場で教育を受けられるようにするとともに、それぞれの地区の知的障害教育及び肢体不自由教育に関する小・中学校への支援等のセンター的機能を担うことが望ましい。

イ 今後の児童生徒数の増加に対応することや、遠距離通学の児童生徒の通学負担を軽減することなどを考慮し、より身近な場で教育を受けられるようにすることが望ましい。これらの課題に対応するためには、他の障害種別の学校において、知的障害児童生徒が教育を受けられることに配慮した新たな教育の場を設置することが望まれる。その際、小・中学部の児童生徒については、居住状況に配慮し、通学しやすい場所において教育を受けられるようにすることが望ましい。

(2) 配置の見直し

肢体不自由養護学校の設置されていない地域の知的障害養護学校は、地域の肢体不自由児童生徒を受け入れ、各地域の知的障害・肢体不自由教育の拠点としての役割を、引き続き担っていくことが望まれる。



4 肢体不自由養護学校

(1) 基本的な考え方

ア 肢体不自由教育に関する施設・設備を十分に生かし、県内の肢体不自由教育の拠点としての役割を担うことが重要である。

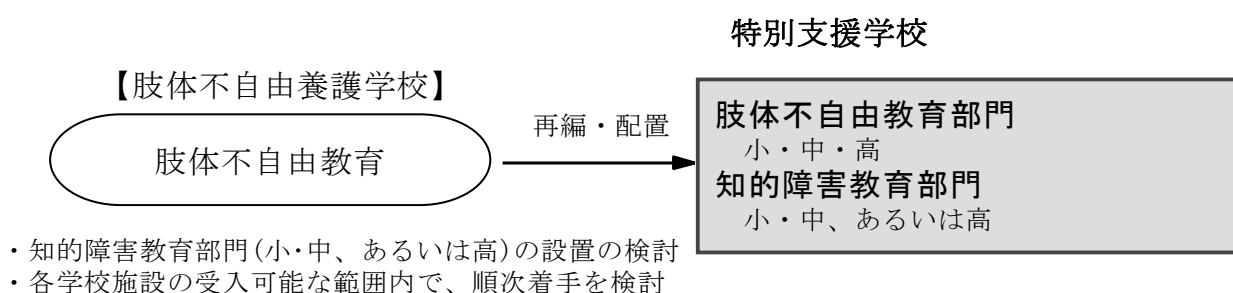
イ 医療機関に隣接した肢体不自由養護学校は、医療等と連携し、重度肢体不自由教育の拠点としての役割を担うことが望ましい。

ウ 小・中学部あるいは高等部に知的障害児童生徒が教育を受ける場を設け、知的障害児童生徒の通学負担を軽減して、より身近な場で教育を受けられるようにすることが望ましい。その際、肢体不自由教育及び知的障害教育に関する小・中学校への支援等のセンター的役割を担うことが望ましい。

エ 市立肢体不自由養護学校に併置の高等部分教室については、同じ市内の知的障害養護学校の分教室（肢体不自由教育部門）とすることが適当である。

(2) 配置の見直し

県内の肢体不自由教育の拠点としての役割を担う肢体不自由養護学校においては、小・中学部あるいは高等部に知的障害児童生徒を受け入れることが望ましい。



5 病弱養護学校

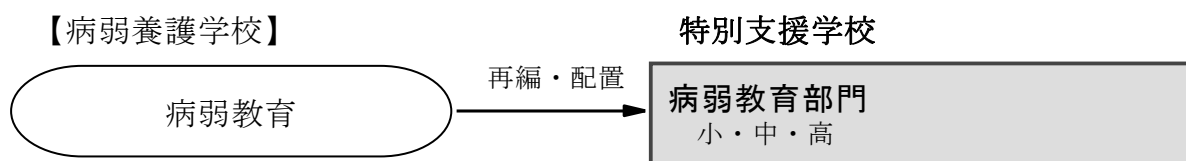
(1) 基本的な考え方

ア 今後も、入院治療が必要な児童生徒に対する病弱教育の拠点としての役割を担うことが重要である。

イ 高等部については、入院する必要がなくなった生徒の通学を認めることが望ましい。

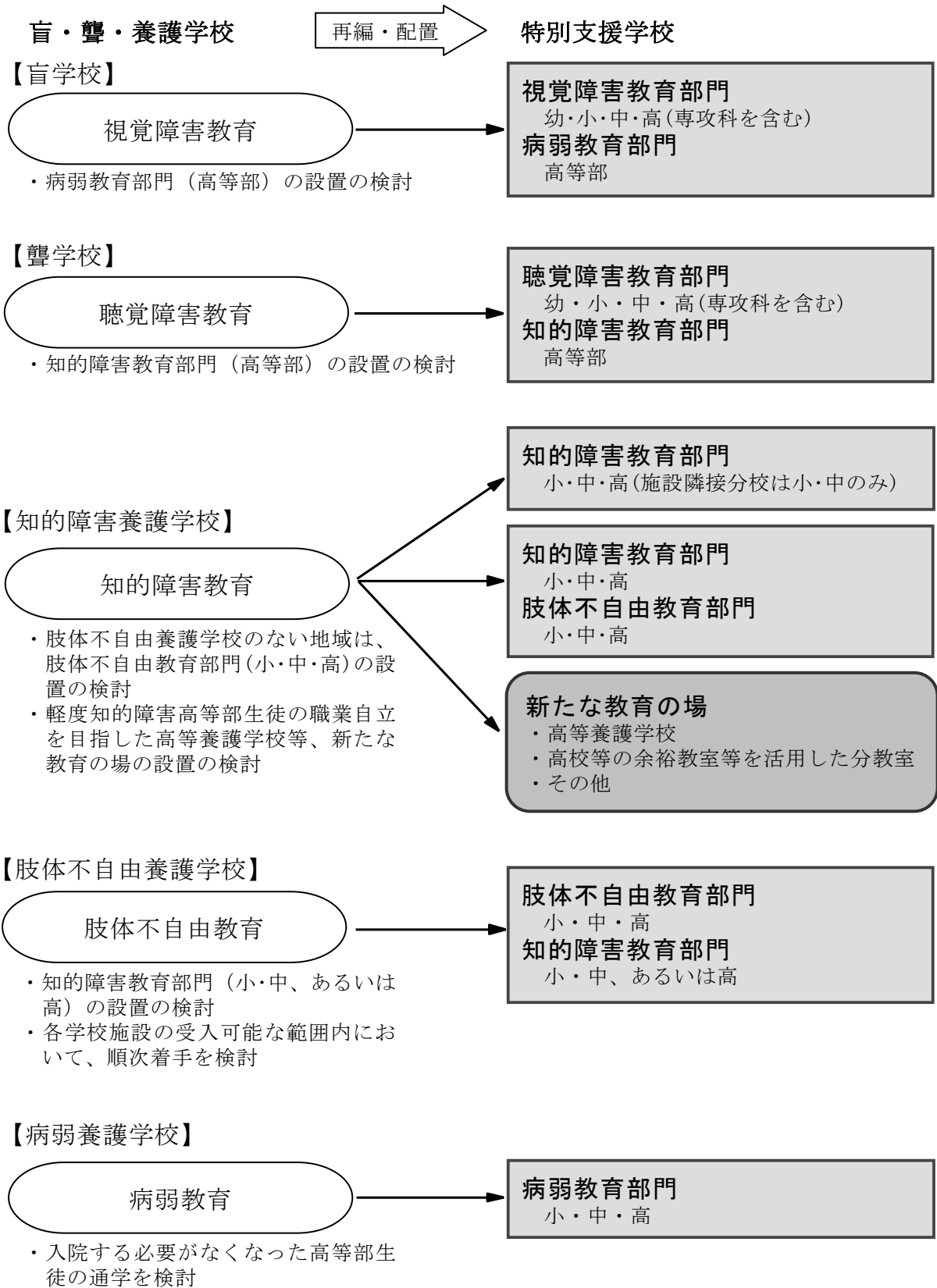
(2) 配置の見直し

病院入院が必要な児童生徒への病弱教育の拠点としての役割を担う病弱養護学校においては、治療により入院が不要になった高等部生徒については、通学を認めることが望ましい。



- ・入院する必要がなくなった高等部生徒の通学を検討

特別支援学校の再編と配置



第2節 新たな教育の場の設置

1 高等養護学校の新設

軽度知的障害生徒の職業自立を促すため、就労に向けた支援を重視し、新たな教育の場として、高等養護学校を設置することが望ましい。

その際、職業ニーズに応じた施設・設備の整備や、社会生活における自立に向けた教育の充実に配慮することが必要である。また、就職できない卒業生や離職した障害者に対する支援等が行える機能を持たせることについても検討することが望ましい。

< 高等養護学校等就労支援に向けた新たな教育の場（例） >

- ・ 雇用ニーズに合わせた学科構成や新しい作業種目の開発、多様な職場実習の実施等職業教育を充実させ、施設設備等を整備する。
- ・ 社会性の学習等、職場や地域社会における生活の自立に向けた教育を充実させる。
- ・ 高等養護学校の設置に併せて、[※]ジョブコーチの配置等関係機関・部局と連携した、障害者の就労に関する総合的な相談の場を設置する。
- ・ 卒業後すぐ就職できない卒業生に対して引き続き職業訓練を行うことができ、かつ、離職した障害者に対する再就労支援や一般就労を希望する施設入所者に対する支援等が行える機能を持たせる。

※ ジョブコーチ

就労支援の専門職である。

障害のある人が一般の職場で働くことの実現・定着を目指し、

① 障害のある人の作業遂行力や職場内コミュニケーション能力の向上に向けた支援

② 障害の特性に配慮した職場環境の整備に向けた支援等、障害のある人と企業双方への支援

を行う。

2 県立高校等の空き教室等を活用した養護学校分教室等の配置

「共生・共育」に対する他県での取り組みにおいては、高校生と養護学校生徒双方の教育効果の向上や、地域社会を含めた[※]ノーマライゼーションの意識の向上が成果として認められる。このことや先に述べた共生社会に向けた考え方を踏まえると、本県においても、高校など学校の余裕教室等を活用した知的障害養護学校の分教室等を配置することが望ましい。

設置する際には、次の点に留意することが求められる。

- ・ 障害のある生徒が、より身近な場で教育を受けることができるようにすること

- ・ 障害のある生徒と障害のない生徒が共に高め合うことが重要であること
- ・ 職業自立に向けた高等養護学校的機能をもった教育の場を設ける必要があること
- ・ 障害のある生徒の就労を支援し、地域における社会参加を促すことが重要であること
- ・ 配置に当たっては、地域の方々や高校の生徒、関係者の理解が重要であること

さらに、知的障害養護学校分教室等の配置に当たっては、施設・設備や教員体制の整備等についても併せて考え、県立高校等の再編の動きを見ながら検討を行うことが求められる。

※ ノーマライゼーション

障害のある者も障害のない者も同じように社会の一員として社会活動に参加し、自立して生活することのできる社会を目指すという理念。

障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方。

〔他県における取り組み例〕

静岡県においては、養護学校分校が、平成18年4月現在、5校設置されている。その内、静岡県立静岡南高等学校には、同じ校舎内に軽度知的障害の生徒を受け入れる静岡県立静岡北養護学校南の丘分校が設置され、「共生・共育」の取り組みが行われている。体育館や特別教室等施設設備を共用し、生徒会同士の交流の外、教育活動としては、選択音楽等の合同授業、合同体育祭の開催や部活動における合同練習、交流試合、高校野球の合同応援などが行われている。

また、これらの取り組みの中で得られた成果については、次のような点が挙げられている。

- ・ 地域社会の中で共に生きている、共に歩んでいるという意識をお互いに持つことができた。
- ・ 養護学校分校の生徒が、高校野球の応援など、高校生と共に通常、養護学校ではできない体験をすることができた。また、高校を養護学校分校生徒の作業学習（清掃、栽培等）の実習の場とすることができた。
- ・ 高校側は、「共生・共育」の推進により特色のある教育をアピールでき、当該高校志望者が増加した。また、養護学校分校生徒との出会いにより、生き方や進路に影響を受けた生徒もいた。
- ・ アンケート調査で保護者の7割が「養護学校分校の存在が心の教育によい影響を与えている」と答えるという高い評価を得た。

第3章 再編・配置計画

第1節 進め方

特別支援学校の再編と配置については、次のとおり進めることが重要である。

- ① 知的障害養護学校における肢体不自由教育部門の設置については、肢体不自由養護学校のない新川地区・砺波地区の知的障害養護学校ではすでに肢体不自由のある知的障害児童生徒を受け入れて対応しており、環境的には整備が進んでいることから、今後は肢体不自由に対応した教育課程の編成等について平成20年4月開始を目途に検討する。
- ② 肢体不自由養護学校における知的障害教育部門の設置については、学校の施設状況、児童生徒の状況等を踏まえ、各学校において進め方を検討することが必要である。なお、知的障害養護学校における教育環境を早急に改善するため、可能なものについては平成20年4月開始を目途とする。
- ③ 盲学校における病弱教育部門の設置及び聾学校における知的障害教育部門の設置については、今後、教育課程や教員体制の整備について検討する。
- ④ 軽度知的障害高等部生徒の職業自立を目指した高等養護学校等、知的障害教育に係る新たな教育の場の設置については、県立高校等の再編の動向を踏まえ、可能なものについて、地域や関係機関等の意見を聞きながら検討する。
- ⑤ 現在の病弱養護学校については、当面、現行どおりとしながら、入院する必要がなくなった高等部生徒の通学が可能となる方向を関係機関と連携して検討する。

第2節 留意点

特別支援学校の再編と配置を進めるに当たっては、次の点に留意して検討していくことが必要である。

- ① 幼児児童生徒の在籍状況等のニーズを見きわめ、施設・設備の整備を行うこと
- ② 複数の障害種別に対応した学校とする場合は、障害の異なる児童生徒相互の交流を促すとともに、相互の安全やコミュニケーションに配慮すること
- ③ 各障害種別の教育の専門性に応じた効果的な教育課程や教員体制を整備すること
- ④ 複数の障害種別に対応した学校となり従来の名称が実態に合わなくなった場合は校名変更の可否も含めて検討すること、その際、広く県民から親しまれること等に十分留意して、県教育委員会において検討していくこと
- ⑤ 保護者や地域の方の十分な理解を得るよう努めること

お わ り に

本委員会においては、少子高齢化、グローバル化、情報化など社会の急激な変化や、生徒の価値観・進路意識の多様化などの状況を踏まえ、中長期の視点に立って、全日制・定時制など県立高校の在り方、及び県立特別支援学校と県立高校の連携など県立学校の在り方について、専門的かつ総合的に検討・協議を進め、ここに、県立学校教育の振興を図るための「基本計画」を取りまとめた。

この「基本計画」は、県立学校に学ぶ一人一人の子どもたちが、これからの社会で求められる能力等を確実に身に付け、将来を担うたくましい人材として育っていくことを願い、それを達成するための、未来に向けた教育改革として取りまとめたものである。

「基本計画」に示されたものは、未来の子どもたちに対する教育の充実を目指すための、本県における教育の改革であり、県教育委員会、学校、保護者など県民が連携、協力して取り組むべき喫緊の課題である。

「基本計画」を実施に移し、県立学校教育の一層の充実を図っていくためには、先ずは、全ての県立学校が、中学校卒業生数の急激な減少や厳しい社会経済情勢など県立学校教育が置かれた現実を直視し、「基本計画」の提言を踏まえて、生徒の実態等に応じた実効性のある取り組みを、主体性を持って、着実に進めていくことが必要である。

また、県教育委員会においては、各県立学校における主体的な取り組みに対して、指導、助言するとともに、人事面、財政面から支援するなど連携、協力を努め、教育に対する高い見識と勇気を持って、見直すべきは見直すという姿勢で教育改革を進めて行くことが必要である。その際、県においても、本県における教育の一層の充実のため、総合的な観点で支援していくことが求められる。

一方、県立学校教育は、県立学校と県教育委員会だけで取り組むものではなく、家庭、地域、産業界など広く県民との連携、協力も重要である。

県立学校教育の一層の充実に向けた取り組みが、県民総ぐるみで行われ、県立学校で学ぶ子どもたちが、明るい教育環境の中で、元気でたくましく、そして夢と希望を持って、充実した学校生活を送ることができることを願ってやまない。

今後は、この「基本計画」で示された提言等が、県教育委員会において、着実に推進される必要がある。

このため、県立高校の教育形態等検討小委員会など専門的な事項について検討を重ねた各小委員会の委員長などで構成される新たな委員会を、早急に組織し、各地区の関係者等からの意見も聞きながら、「基本計画」に基づく教育改革を推進していくことが望ましい。

なお、家庭の教育力の低下や、厳しい社会経済情勢が続く中における家庭の経済状況の変化など、児童生徒の教育環境への影響が懸念される課題については、今後とも県教育委員会で検討していくことが望ましい。

また、学級定員の標準など国の法律や制度に関わる課題については、引き続き、国に対して要望していくことが望ましい。

策定委員会及び各小委員会の検討経過等

開催期日	議 題
<p>[県立学校教育振興計画策定委員会]</p> <p>第1回 平成18年5月30日(火)</p> <p>第2回 12月25日(月)</p> <p>第3回 平成19年8月22日(水)</p> <p>第4回 9月3日(月)</p> <p>第5回 10月30日(火)</p> <p>第6回 12月24日(月)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県立学校教育振興計画策定に係る検討事項について ・各小委員会における検討状況について ・各小委員会報告について ・各小委員会報告について ・県立学校教育振興計画(案)について ・県立学校教育振興計画(案)について
<p>[県立高校の教育形態等検討小委員会]</p> <p>第1回 平成18年7月13日(木)</p> <p>第2回 8月31日(木)</p> <p>第3回 11月9日(木)</p> <p>第4回 平成19年1月16日(火)</p> <p>第5回 2月22日(木)</p> <p>第6回 8月6日(月)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日常的な教育活動の充実について 教育形態・方法等の改善・充実について ・学校の形態・仕組み等の革新について 教員等からの意見 ・学校の形態・仕組み等の革新について ・高校教育の在り方、学校の形態・仕組み等の革新について ・県立高校の規模と配置について 市町村からの意見 ・県立高校の教育形態等検討小委員会報告(案)について
<p>[学科構成等検討小委員会]</p> <p>第1回 平成18年7月27日(木)</p> <p>第2回 9月5日(火)</p> <p>第3回 10月24日(火)</p> <p>第4回 平成19年1月30日(火)</p> <p>第5回 8月2日(木)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学科・コース等における取り組みの見直しについて ・普通系学科、職業系専門学科及び総合学科の定員割合について ・教員等からの意見 学科の在り方、定員割合について ・学科の在り方、学科構成とその配置について ・学科構成等検討小委員会報告(案)について
<p>[特別支援学校等検討小委員会]</p> <p>第1回 平成18年8月10日(木)</p> <p>第2回 10月13日(金)</p> <p>第3回 11月24日(金)</p> <p>第4回 平成19年7月27日(金)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校に係る再編と配置について ・盲・聾・養護学校の見直し(案)について 「共生・共育」の考え方を取り入れた分教室等の設置について ・盲・聾・養護学校の見直し(案)について 盲・聾・養護学校における特別支援教育のセンター的機能について 教員等からの意見 ・特別支援学校等検討小委員会報告(案)について
<p>[地域小委員会]</p> <p>第1回 平成18年7月12日(水)</p> <p>第2回 平成19年2月15日(木)</p> <p>第3回 8月21日(火)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における県立学校の在り方について ・地域における県立学校の在り方について ・地域小委員会報告(案)について

富山県県立学校教育振興計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 少子高齢化、グローバル化、情報化など社会の急激な変化や、生徒の価値観・進路意識の多様化などの状況を踏まえ、中長期の視点に立って、全日制・定時制など県立高校の在り方及び県立特殊教育諸学校と県立高校の連携など県立学校の在り方について、専門的かつ総合的に検討するため、富山県県立学校教育振興計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について検討する。

- (1) 生徒の多様な個性や学習ニーズに対応した県立高校の教育の充実に関すること。
- (2) 生徒減少期における県立高校の望ましい規模や配置など生徒の学習環境の整備に関すること。
- (3) 県立特殊教育諸学校と県立高校の連携など県立学校における障害のある児童生徒の学習環境の整備に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、県立学校教育振興に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員25名以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験者、学校教育関係者、保護者、産業界関係者及び自治体関係者等のうちから富山県教育委員会が委嘱する。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定め、副会長は、会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(小委員会)

第6条 委員会に、専門的な事項を調査審議するため、次の小委員会を設置する。

- (1) 学科構成等検討小委員会
 - (2) 県立高校の教育形態等検討小委員会
 - (3) 特別支援学校等検討小委員会
 - (4) 地域小委員会
- 2 小委員会が所掌する事項は、別表のとおりとする。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、必要に応じて別に小委員会を設置することができる。
 - 4 各小委員会の委員は25名以内とし、委員会の委員並びに学識経験者、学校教育関係者、保護者、産業界関係者及び自治体関係者等のうちから、富山県教育委員会が委嘱する。
 - 5 各小委員会に、委員長及び副委員長を置く。
 - 6 委員長は、小委員会の委員の互選により定め、副委員長は、委員長が指名する。
 - 7 委員長は、小委員会の事務を総括する。
 - 8 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
 - 9 小委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(委員会及び小委員会の委員の任期)

第7条 委員会及び小委員会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(アドバイザー)

第8条 専門的立場からの意見を聴くため、委員会にアドバイザー若干名を置くことができる。

- 2 アドバイザーは、学識経験者のうちから、富山県教育委員会が委嘱する。
- 3 アドバイザーは、会長又は委員長の要請に応じて委員会又は小委員会に出席するものとする。

(幹事)

第9条 委員会に幹事を置く。

- 2 幹事は、富山県教育委員会事務局職員のうちから富山県教育委員会が任命する。
- 3 幹事は、会長の命を受け、委員会の事務を処理する。

(事務局)

第10条 委員会及び小委員会の事務局は、富山県教育委員会教育企画課に置く。

(細則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年5月30日から施行する。

(富山県県立高校将来構想策定委員会設置要綱の廃止)

- 2 富山県県立高校将来構想策定委員会設置要綱（平成17年7月7日施行）は、廃止する。

別表（第6条関係）

小委員会	所掌事項
学科構成等検討小委員会	<ol style="list-style-type: none">1 学科・コース等における取組みの見直しに関する事。2 普通系学科、職業系学科及び総合学科の定員割合に関する事。3 各学科の在り方、学科構成とその配置に関する事。4 前各号に掲げるもののほか、学科構成等に関する事。
県立高校の教育形態等検討小委員会	<ol style="list-style-type: none">1 日常的な教育活動の充実に関する事。2 教育形態・方法等の改善・充実に関する事。3 学校の形態・仕組み等の革新に関する事。4 県立高校の規模と配置に関する事。5 前各号に掲げるもののほか、県立高校の教育形態等に関する事。
特別支援学校等検討小委員会	<ol style="list-style-type: none">1 特別支援学校に係る再編と配置に関する事。2 県立高校の空き教室等を活用した養護学校分教室等の配置に関する事。3 前各号に掲げるもののほか、特別支援学校等に関する事。
地域小委員会	<ol style="list-style-type: none">1 地域における県立学校の在り方に関する事。2 前号に掲げるもののほか、県立学校に関する事。

富山県県立学校教育振興計画策定委員会委員名簿

(役職等は就任時)

(委員25名、五十音順、敬称略)

役 職	氏 名	委 員 の 所 属 等
会 長	中尾 哲雄	富山経済同友会代表幹事
副会長	耳塚 寛明	お茶の水女子大学文教育学部長
委 員	麻島 裕之	富山県中学校長会長
〃	朝日 重剛	富山商工会議所副会頭
〃	飯田 浩之	筑波大学大学院人間総合科学研究科助教授
〃	伊東潤一郎	新川青年会議所理事長
〃	(稲垣 晴彦)	北陸経済連合会理事 富山県経営者協会副会長 ※平成19年10月23日まで
〃	魚津 龍一	富山県町村会長 (朝日町長)
〃	梅田ひろ美	富山経済同友会幹事 富山法人会女性部副部長
〃	大坪 剛	富山県教職員組合執行委員長
〃	鹿熊 久三	富山県公民館連合会長
〃	金岡 祐一	富山県私学振興会理事長 富山国際大学・富山短期大学学長
〃	増川 利博 (米谷 寛治)	富山県高等学校教職員組合執行委員長 ※米谷委員は、平成19年8月11日まで
〃	塩谷 雄一	高岡商工会議所副会頭
〃	宗 孝文	富山大学名誉教授 仁愛大学教授
〃	谷野英美子	医療法人社団和敬会谷野医院院長
〃	西出 紀子	富山県婦人会副会長
〃	福富 京子	聖徳幼稚園園長
〃	藤井 久丈	富山県高等学校PTA連合会長
〃	真岸 潤子	富山県PTA連合会顧問
〃	村井 和	富山県市町村教育長会副会長
〃	森 雅志	富山県市長会長 (富山市長)
〃	山西 潤一	富山大学人間発達科学部長
〃	結城 正斉	富山県高等学校長協会会長
〃	若林 啓介	富山経済同友会幹事

※ 氏名の () 内は、前任者

県立高校の教育形態等検討小委員会

(委員 11名、五十音順、敬称略)

役 職	氏 名	委 員 の 所 属 等
委員長	耳塚 寛明	お茶の水女子大学文教育学部長
副委員長	高田 順一	富山経済同友会教育問題委員長
委 員	荒井 克博	富山県高等学校長協会副会長 富山県立富山中部高等学校長
〃	飯田 浩之	筑波大学大学院人間総合科学研究科助教授
〃	稲垣 晴彦	北陸経済連合会理事 富山県経営者協会副会長
〃	牛丸美奈代	前富山県PTA連合会副会長
〃	金井 進	元富山県教育委員会教育次長
〃	河田 悦子	富山県中学校長会副会長 高岡市立高岡西部中学校長
〃	筒井 慎一	富山県立富山北部高等学校長
〃	安田 郁子	富山県立大学短期大学部長
〃	若林 忠嗣	日本海電業(株)代表取締役社長

学科構成等検討小委員会

(委員14名、五十音順、敬称略)

役 職	氏 名	委 員 の 所 属 等
委員長	山西 潤一	富山大学人間発達科学部長
副委員長	稲葉 茂樹	元小杉町教育長
委 員	北 慎吾	富山県立富山工業高等学校長
〃	水門 巧	富山県水産教育振興会理事
〃	瀬尾 和子	瀬尾学園総合カレッジSEO学校長
〃	津田 信治	富山県工業教育振興会副会長
〃	池崎 和頼 (寺井 貞次)	富山県立富山商業高等学校長 ※ 寺井委員は、平成19年7月19日まで
〃	西出 紀子	富山県婦人会副会長 富山県家庭科教育振興会副会長
〃	藤田 寛	日本政策投資銀行富山事務所長
〃	舟根 努	富山県農業教育振興会副会長
〃	堀 有喜衣	労働政策研究・研修機構研究員
〃	真岸 潤子	富山県P T A連合会顧問
〃	結城 正斉	富山県高等学校長協会長 富山県立富山高等学校長
〃	吉岡隆一郎	富山県商業教育振興会副会長

※ 氏名の () 内は、前任者

特別支援学校等検討小委員会

(委員13名、五十音順、敬称略)

役 職	氏 名	委 員 の 所 属 等
委員長	宗 孝文	富山大学名誉教授 仁愛大学教授
副委員長	吉本 博昭	富山県精神科医会副会長
委 員	神島 健二	富山県養護学校PTA連合会長
〃	河村 峯子	静岡県立静岡南高等学校長
〃	高瀬 泉	富山県特殊教育諸学校長会長 富山県立盲学校長
〃	中川 弘紀	富山県手をつなぐ育成会事務局常務理事
〃	中村 浩治	(株)北陸製版センター代表取締役会長
〃	福富 京子	聖徳幼稚園園長
〃	牧野 弥一	富山県立富山いずみ高等学校長
〃	宮田 和郎	富山障害者職業センター所長
〃	安井 好治	いみず苑長
〃	山本なつみ	富山県立しらとり養護学校長
〃	山本 喜彦	富山県民生委員児童委員協議会会長

地域小委員会

(委員 21 名、五十音順、敬称略)

役 職	氏 名	委 員 の 所 属 等
委員長	藤井 久丈	富山県高等学校 P T A 連合会長
副委員長	米田 憲三	前富山県生涯学習団体協議会長
委 員	四十物直之	(株)四十物昆布代表取締役社長
〃	荒井 克博	富山県高等学校長協会副会長 富山県立富山中部高等学校長
〃	伊東 尚志	上市町長
〃	奥村 一則	農事組合法人サカタニ農産代表理事
〃	鹿熊 久三	富山県公民館連合会長
〃	蟹瀬美和子	富山県社会福祉協議会専務理事
〃	河田 悦子	富山県中学校長会副会長 高岡市立高岡西部中学校長
〃	清河 豊	富山県高等学校 P T A 連合会副会長
〃	津嶋 春秋	(株)アーキジオ代表取締役社長
〃	寺田 憲和	富山県中学校長会副会長 魚津市立西部中学校長
〃	堂故 茂	氷見市長
〃	中屋 一博	滑川市長
〃	廣田 勉	富山県 P T A 連合会長
〃	松嶋 浩二	富山県 P T A 連合会副会長
〃	溝口 進	南砺市長
〃	山崎佐和子	富山県商工会議所女性連合会副会長
〃	吉田 久夫	富山県高等学校長協会副会長 富山県立砺波高等学校長
〃	若林 啓介	富山経済同友会幹事
〃	和田 麗子	富山県母親クラブ連合会長